大学院看護学研究科
看護学専攻（博士前期課程）便覧

2026 年度

ACADEMIC YEAR 2026

名桜大学大学院看護学研究科

Graduate School of Nursing

Meio University

看護学専攻（博士前期課程）

看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）教育理念

本学は，沖縄県北部 12 市町村の「公設民営」の大学として設立され，さらに平成 22 年 4 月，北部広域市町村圏事務組合を設立団体とし，公立大学法人に移行した経緯から，教育･研究の両分野において沖縄県北部地域との連携が重視される。

北部 12 市町村は，過疎化，山間へき地，離島を含む広大な地域であり，医療機関や療養施設・医療人材の慢性的な不足，医師不在による産科病棟の休診，妊産婦の低い受診率，山間へき地の孤立した育児環境，生活習慣病の増大，心を病む人の増加，救急医療や在宅療養資源（サービス）の不足など人々の健康を守るには多くの課題を抱えている。しかし，長い歴史の中で，沖縄特有の「ゆいまーる」という相互扶助の精神が息づいており，恵まれた自然の中で医食同源の生活を送ってきた長寿の人々が多く暮らす地域でもある。しかしながら，健康長寿社会を支えてきたこれらの地域の歴史，文化に根づいたケアリングが失われつつあり，生活習慣病などによる健康課題や高齢者の介護問題など，これらの課題を解決できる高度な専門的技能を持つ看護実践者，教育者・研究者を育成することが急務となっている。

したがって，看護学研究科（博士前期課程）では，第一に，ケアリングの理論的基盤に基づく看護実践モデルや市民・住民が主人公となる市民参画型看護モデルの実践を探求し，北部地域の健康問題を解決するための創造性豊かな看護実践者の育成（高度専門職業人の育成），第二に，北部地域の健康問題を解決するために質の高い指導的な看護専門職を育成するためのケアリング文化に根ざした看護教育を探求する教育者及び研究者の育成（教育・研究者の育成）を目的としている。

これらの「ケアリングの理論的基盤に基づく看護実践」「市民が主人公となる市民参画型の看護実践」は本学の看護教育が目標とする看護であり，「参画型看護教育」としてこれまで基礎教育において実践してきた。世界一の長寿村といわれる沖縄県大宜味村を含めた沖縄県北部圏域に設立された名桜大学として，健康長寿社会を支えている「ゆいまーる（相互扶助）」や「ちむぐくる（他者への気遣いのこころ）」などを大学院看護学研究科において看護科学として体系化し発展させることを使命と考えている。また 21 世紀の市民参画社会においてパートナーシップにもとづく看護実践を展開していくことが専門職者の基本姿勢と考えており，患者や市民が主人公となる保健・医療の場づくりができる人材の育成をめざしている。これらの新しい看護教育を体系化し，モデル構築を図ることが名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）では必要と考えている。

教育目標

地域特性を理解し創造性に富む看護実践能力の修得

ケアリングの理論的基盤に基づく看護実践モデルや市民・住民が主人公となる市民参画型看護モデルの実践を探求し，沖縄県北部地域の健康問題を解決するための創造性豊かな看護を実践できる能力を養う。併せて他職種と協働し調整，指導できる看護管理能力を修得し，看護の役割拡大を目指した組織コミットメント能力を養う。

地域特性を理解しケアリング文化に根ざした看護教育・研究能力の修得

沖縄県北部地域における教育・研究の「知の拠点」として，地域特性を深く理解し，そこに埋もれている人々の豊かなケアリング文化を探求し看護教育に活かす能力をもった教育者・研究者を育成する。併せて自己の看護観や教育観をさらに発展させ「成長しつづける看護職」モデルを創造する。

目 次

Ⅰ．教務・履修に関する内容 ---------- 1
１．教育目的
２．看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）の３つのポリシー
３．教育目標
４．教育課程の特色
５．教育方法
６．履修の進め方
７．授業の実施方法
８．指導体制
９．研究指導
１０．成績評価
１１．修士論文の審査
１２．学位論文作成要領
１３．研究者としての責務（研究活動における不正防止）

Ⅱ．資料---------- 17
１．看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）教育課程概念図
２．履修モデル
３．修士論文作成スケジュール
４．学修進捗状況報告書（学生用）
５．看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）評価基準表（リサーチ・ルーブリック）
６．研究計画書
７．倫理審査申請書
８．倫理審査結果通知書
９．結果に対する回答書
１０．学位論文作成要領：具体的な書き方・学位論文審査願
１１．学位論文審査及び最終試験の結果報告書
１２．発表用抄録作成要領

Ⅲ．学生生活に関する内容---------- 55
１．長期履修制度
２．奨学金
３．授業料減免
４．研究支援補助金
５．研究室（自習室）の利用方法
６．図書館の利用
７．PCの利用方法
８．学生相談

Ⅳ．諸規則
１．名桜大学学則---------- 59
２．名桜大学大学院学則---------- 73
３．名桜大学学位規則---------- 89
４．名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）規程---------- 97
５．名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士前期課程委員会規程----------106
６．名桜大学大学院長期履修規程----------108
７．名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）
研究倫理審査委員会規程----------112
８．名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）
研究倫理審査に関する申合せ----------114
９．名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）の学位論文審査
及び最終試験に関する取扱要項----------126
１０．名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）研究生規程----------128
１１．名桜大学大学院奨学金規程----------131
１２．名桜大学大学院再入学規程----------134
１３．名桜大学の授業料免除及び徴収猶予取扱規程----------139
１４．名桜大学大学院学生研究支援補助金支給内規----------142
１５．欠席及び成績評価の対象等に関する申合せ----------143
１６．暴風時の授業の取扱いに関する申合せ----------148
１７．名桜大学附属図書館利用規程----------150
１８．名桜大学大学院看護学研究科　電子データの取り扱いに関する申合せ----------154

Ⅴ．履修等
１．授業科目の概要----------157

Ⅵ．その他
１．名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）教員名簿----------167
２．名桜大学建物配置図----------169

Ⅰ. 教務・履修に関する内容

１．教育目的

名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）では、博士前期課程の理念を踏まえ、地域の健康問題を創造的に解決していく専門性の高い看護実践能力と看護の教育、研究能力を有する人材を育成し、保健・医療・福祉の質的充実・向上を目指すことを目的とする。

２．看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）の３つのポリシー

１）ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与方針）

看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）は、以下の能力を身につけた大学院生に博士前期課程（看護学）の学位を授与します。

① 科学的思考と倫理的・文化的感受性に基づいた研究能力
② 地域社会や看護の課題に取り組み、看護学の専門性を探求する生涯学習力
③ 地域の特性を踏まえ保健医療ニーズを分析し、多職種と協働し看護を実践する能力
④ グローバルな視野で、看護の役割を創造する能力

２）カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与方針）であげた能力を育成するため、以下の方針に沿ってカリキュラムを編成します。

① 看護専門職として実践・研究を遂行するにあたり、基盤となる批判的・論理的思考力を育成するために、共通必修科目と共通選択科目を配置する。
② 看護実践及び研究の質の向上に資する専門科目を配置し、志向する専門分野(基盤看護学分野、臨床看護学分野）における看護学の専門性を探求する能力を育成する。
③ 研究方法、研究デザイン、研究計画等、研究に必要な基礎を修得する演習科目及び論文を作成する研究科目を配置する。
④ 修士論文又は特定の課題についての研究の成果について中間評価及び最終試験、論文審査を実施する。

３）アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）の教育目標を達成するために、本研究科に入学を希望する人には以下のことを求めます。

① 看護学の発展に向けて、自ら進んで取り組む意欲と探求する姿勢を持っていること。
② 多様化・複雑化・高度化する看護ニーズに応えるため、高度な知識、看護実践能力及び研究能力の修得を目指していること。
③ 看護実践・教育・研究を通して地域社会や国際社会に貢献する意思を持っていること。
④ 本研究科教育課程で学ぶために必要な基本的知識・技能を有していること。

３．教育目標

１）科学的思考と倫理的・文化的感受性に基づいた判断力・問題解決能力を備えた看護職者の育成
２）保健・医療・福祉分野における他職種及び市民と協働できる調整能力を備えた看護職者の育成
３）地域の特性を踏まえ、住民の保健医療ニーズに応えうる看護職者の育成
４）生涯学び続ける看護職として、看護学の専門性を探究する看護職者の育成
５）グローバルな視野で看護の役割を創造する能力を備えた看護職者の育成

４．教育課程の特色

１）教育課程編成の基本方針

本研究科の教育課程は、設置の趣旨及び教育目的並びに養成する人材像を達成するために必要な授業科目及び研究指導を体系的・組織的に展開し、課程制大学院制度の趣旨に沿った教育の課程と研究指導の確立を目指す。教育課程の編成にあたっては、学部教育との関連を踏まえ（看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）教育課程概念図参照)、本研究科において基盤看護学分野、臨床看護学分野の２分野のコースワークを導入し、本研究科の養成する人材像の達成を目指す。２分野のいずれのコースワークにおいても、各専門分野に関する研究指導を受け、論文を執筆し、修士論文の審査及び最終試験に合格することで、修士課程修了とする。

２）博士前期課程では、次の３つの構成による体系的な教育課程を編成する。

① 研究方法の開発を広い視野で追及するために有効となる“共通科目”を設定する。

② 看護実践の質の向上に直結した研究の効果的展開を目指した“専門科目”を設定する。

③ 研究方法や研究デザイン、研究計画等、研究に必要な基礎を修得する研究指導及び修士論文作成に直結する研究指導を行う“演習・研究科目”を設置する。なお、CNS コースは特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文に代えることができる。

（１）「共通科目」

基盤看護学分野、臨床看護学分野はグローバルな視野に立った看護の高度専門職として実践・研究を遂行するにあたり共通となる科目として３科目を配置し、「共通選択科目」は、４科目８単位以上を履修するものとする。そのうち４単位は、国際文化研究科（修士課程）の共通科目及び教育研究領域科目（演習科目除く）並びにスポーツ健康科学研究科（修士課程）の共通科目及び専門科目から履修ができるように科目を配置する。

CNSコースは、別表２の共通必修科目１０単位以上、共通選択科目４単位以上履修するものとする。国際文化研究科の共通科目や教育研究領域科目から４単位まで履修することができる。

（２）「専門科目」

本学看護学科における看護基礎教育の教育内容を基盤として、社会のニーズに合わせて看護学の探求を目指して特化し、基盤看護学分野（看護教育学領域、看護技術学領域、看護管理学領域、国際看護学領域)、臨床看護学分野（慢性期看護学領域、急性期看護学領域、がん看護学領域、高齢者看護学領域、母性看護学領域、小児看護学領域、精神看護学領域、在宅看護学領域、公衆衛生看護学領域、病態生理学領域）を配置し、それぞれの分野において特論Ⅰ及び特論Ⅱを開講する。

臨床看護学分野にCNSコースを置く。専門科目は２４単位とする。

（３）「演習・研究科目」

基盤看護学分野、臨床看護学分野は学生の関心ある研究テーマに即した国内外の論文のクリティークを重ねて、研究課題を絞り込み適切な研究方法を検討し、研究の背景、文献検討、研究目的、研究デザイン、具体的な研究方法、倫理的配慮などを指導し、研究計画書の作成を個別指導する「専門演習」を設置する。また、研究計画にそって、データ収集、分析解釈、考察、中間発表、公開発表のプレゼンテーションの方法や論文提出までの修士論文作成の一連の指導を行う「特別研究」を設置する。

CNS コースは「課題研究Ⅰ」「課題研究Ⅱ」を設置する。課題研究Ⅰで作成した研究計画書を基に担当教員の指導の下、研究を実施し、修士論文（課題研究）を作成する。課題研究は「課題研究Ⅰ」「課題研究Ⅱ」合計6単位とする。

5．教育方法

1）セメスター制の導入

セメスター制により、学期を前学期（4月1日～9月30日）と後学期（10月1日～3月31日）に分けて教育を行う。

2）標準修業年限

標準修業年限を2年とし、最大在学年数を4年とする。ただし、長期履修制度を適用する場合には、3年を上限とする。

3）多様な授業形態の採用

講義以外に演習や実習（CNS コース）を取り入れ、看護技術のスキルアップを目指す。

4）授業科目の履修

本研究科における教育は、1年次では授業科目の履修が中心となる。どの科目においても少人数教育で行うことから、学生の参加を積極的に求める文献講読、情報機器を活用した資料収集、実地調査、レポート等を課しながら、研究課題のまとめに向けて科目の履修を行う。

6．履修の進め方

2年課程、3年課程の履修モデルと修士論文作成スケジュールを参照する。

1）科目の履修登録及び履修の取り消しについて

科目履修は、所定の期間内での Web 登録とする。

2）時間割の作成

時間割は看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）時間割に沿って作成する。基本的には月曜日から金曜日の18時以後に開講できるように配置している。非常勤教員の科目は土曜日、夏季集中などの講義を予定している。できるだけ講義科目は1年次で履修できるように計画する。

3）集中講義

非常勤講師の科目は、夏季集中、また土日の開講を予定している。定時以外の講義予定については、事前に大学院生用掲示板への掲示もしくはメールによる連絡をするため、各自で確認しておく。

7．授業の実施方法

社会人学生の事情を考慮して、昼間に加えて夜間、土曜日、日曜日、夏季・冬季・春季の休業中の授業開講、研究指導を行う。

（1）月曜日～金曜日までの授業時間

昼間	1時限	8:45～10:15
	2時限	10:30～12:00
	昼食	12:00～13:00
	3時限	13:00～14:30
	4時限	14:45～16:15

	5 時限	16:30～18:00
夜間	6 時限	18:15～19:45
	7 時限	20:00～21:30

（2）土曜日・日曜日

9:00～18:00 の範囲内で学生と担当教員の協議により時間帯を設定する。

（3）休業中（夏季・冬季・春季）

開設科目は計画的に設定して事前に予告する。時間帯については、学生と担当教員の協議によって柔軟に設定する。集中講義も実施する。

8．指導体制

学生への履修指導は、学生の研究指導を担当する教員が個別指導を行う研究指導教員は、学生の教育研究の背景、就業状況等を考慮しながら、学期ごとの理解度、進行度等を確認し、博士前期課程における目標達成が可能になるよう指導する。院生は学期末毎に学修進捗状況報告書及び該当するリサーチルーブリックを研究指導教員の確認を得、教務課に提出する。学生の履修相談には研究指導教員、教務課また研究科看護学専攻（博士前期課程）教務委員が対応する。

9．研究指導

基盤看護学分野、臨床看護学分野は入学後、修了までの研究指導は、次のようなスケジュールで行う。なお、長期履修制度を活用する場合は、3 年の修業年限において計画的に研究指導を行う。スケジュールについては教務課もしくは研究指導教員からの指示を確認すること。9 月修了予定者は別途提示する。

CNS コースは課題研究の内容によりスケジュールは別に定める。

（1）研究指導教員の決定（1 年次　指定された期日）

学生は、入学後所定の期日までに研究指導教員及び研究題目を定め、研究科長（博士前期課程）に届け出る。研究科長（博士前期課程）は、学生の研究内容に基づき、研究指導教員を決定し学生に通知する。

なお、研究指導教員の変更は原則として認めないこととするが、特別の事情が生じた場合に限り、学生は博士前期課程委員会へ研究指導教員変更を申請し、博士前期課程委員会の議を経て変更を認めることができる。

（2）研究題目の提出（1 年次後学期　指定された期日）

学生及び研究指導教員は、「専門演習」を通して研究題目を決定し、研究科長（博士前期課程）に報告する。その後、研究計画書の作成を開始する。

（3）研究指導補助教員の決定（1 年次　指定された期日）

提出された研究題目をもとに研究指導補助教員 2 名が決定される。

（4）研究計画発表会

学生は研究計画書を作成し指定された期日に原本１部とコピー３部をファイルに綴じて、教務課へ提出する。指定された期日に院生毎の研究計画発表会を開催し、研究指導教員及び研究指導補助教員の指導を受ける。学生は、指定された期日までに、研究計画書が適切に修正されているか、研究指導教員及び研究指導補助教員から確認を受ける。

（５）倫理審査申請書提出（別途提示）

ヒトを対象とした研究は倫理審査を受審する。

研究計画指導を終えた学生は、研究倫理審査申請書を作成する。指定された期日までに、名桜大学研究倫理審査委員会が指定する「倫理申請のためのチェックリスト（別紙様式第９号)」に基づき書類一式を作成し、看護学研究科研究倫理委員会に原本１部とコピー３部を提出する。看護学研究科研究倫理委員会の「承認」を得た者は名桜大学研究倫理審査委員会を受審する。名桜大学研究倫理審査承認後、学生は研究計画書に基づき研究を開始する。

倫理審査承認後、学生は研究計画書に基づき研究を開始する。

（６）中間発表（2 年次　指定された期日）

研究科長（博士前期課程）は、学生の研究成果の中間発表の場として、院生、研究科教員及びその他教員が参加する非公開の中間発表会を開催する。

（７）修士論文の作成及び指導（2 年次　指定された期日）

学生は、中間発表での研究成果を基に修士論文の作成を進める。中間発表会での質疑、指摘等を踏まえ修士論文をまとめる。作成については、学位論文作成要領を参照する。

修士論文の改善及び指導を効果的に行うために、リサーチルーブリックを活用する。

（８）修士論文の提出（2 年次　指定された期日）

学生は、2 年次の指定された期日までに、修士論文に学位論文審査願及び論文要旨を添えて、原本１部とコピー３部をファイルに綴じて、教務課に提出する。

（９）論文審査の実施

研究科長（博士前期課程）は、受理した論文の審査を研究科博士前期課程委員会に付託し、付託された博士前期課程委員会は、各論文に 3 人の審査委員で構成される「論文審査会」を設置し、論文の審査を行う。

(10) 最終試験の実施（2 年次　指定された期日）

審査会は、修士論文の審査後、論文内容を中心として口述試験により最終試験を実施する（公開試験)。学生は、最終試験で指摘された事項を修正した修士論文を最終提出する。

(11) 修士論文の判定並びに修士課程修了判定（2 年次　指定された期日）

審査会は、修士論文及び最終試験の判定を行い、その結果を研究科長（博士前期課程）に報告する。研究科長（博士前期課程）は、審査会の報告を博士前期課程委員会に諮り、博士前期課程の修了について議決するとともに、その審議結果を大学院委員会及び学長に報告する。

(12) 公開発表会（2 年次　指定された期日）

研究科長（博士前期課程）は、修士論文の最終試験の判定ののちに、研究成果の発表の場として公開発表会を開催する。学生は、抄録を作成し研究成果を発表する。

(13) 修士課程の修了及び学位の授与（2 年次　指定された期日）

学長は博士前期課程委員会及び大学院委員会の判定結果に基づき、学生の修士課程の修了を認定し、修士（看護学）の学位を授与する。

１０．成績評価（成績評価の基本的な考え方）

本研究科のディプロマ・ポリシーから、①科学的思考と倫理的・文化的感受性に基づいた研究能力、②地域社会や看護の課題に取り組み、看護学の専門性を探求する生涯学習力、③地域の特性を踏まえ保健医療ニーズを分析し、多職種と協働し看護を実践する能力、④グローバルな視野で、看護の役割を創

造する能力を修得することが重要となる。このため、各授業科目の成績評価にあたっては、単に試験の点数だけで評価するのではなく、学生の授業参画度、課題レポート等の内容、その他学生の平常的な取組み及び成果等、学生個々の能力を多元的視点から考慮し評価を行うこととする。成績評価にあたっては、以下の観点に則って全教員統一的に行うものとする。

1）全授業科目共通の成績評価の観点（専門演習、特別研究除く）

（1）授業への参画度（講義科目）

① 授業における討議に、積極的に参画しているか。
② 問題発見、コミュニケーションに努めているか。
③ 事前の資料準備を十分に行っているか。
④ テキストの予習等、十分に行っているか。

（2）演習への参画度（演習科目）

① 積極的に演習を行っているか。
② 問題発見に努めているか。
③ コミュニケーションを取っているか。
④ 積極的にコミットメントしているか。

（3）実習への参画度（実習科目、CNS コースのみ）

がん看護専門看護師の６つの役割を理解し、その基礎的な実践能力を養うことを目的とする。

① 複雑な問題を抱える個人、家族及び集団に対して卓越した看護を実践しているか。（実践）
② 看護者を含むケア提供者に対しコンサルテーションを行っているか。（相談）
③ 必要なケアが円滑に行われるために、保健医療福祉に携わる人々の間のコーディネーションを行っているか。（調整）
④ 個人、家族及び集団の権利を守るために、倫理的な問題や葛藤の解決を図っているか。（倫理調整）
⑤ 個人、家族及び集団の権利を守るために教育的役割を果たしているか。（教育）
⑥ 専門的知識及び技術の向上並びに開発を図るために実践の場における研究活動を行っているか。

（4）課題レポート

① 問題提起、情報収集、分析、検証、結論の導き方等において論理的であるかどうか（批判的思考能力の有無）。
② プロセス・道筋、表現方法、プレゼンテーションが適切であるか（論理的思考能力の有無）。
③ 参考文献・引用が適切であるか。
④ 題目設定が適切であるか。
⑤ テーマ設定が適切であるか。
⑥ 論理性、構成、調査、分析、洞察に優れているか。
⑦ 言語表現が適切であるか。

（5）試験

① 授業単元を理解したか。
② 到達目標を充足したか。

2）「専門演習」「特別研究」／「課題研究Ⅰ」「課題研究Ⅱ」の成績評価基準（審査基準）

（1）専門演習・特別研究の評価基準

「専門演習」では、研究方法や研究デザイン、研究計画等、研究に必要な基礎を修得し、「特別研究」での修士論文作成につなげることをねらいとして、研究計画書までを指導し、成績評価を行う。なお、研究計画書の書式は研究科便覧を参照のこと。

「特別研究」では、専門演習における研究計画書の審査後、論文作成までの必要な研究指導を行った後、成績評価を行う。

（2）「課題研究Ⅰ」「課題研究Ⅱ」の評価基準

「課題研究Ⅰ」では、専門領域（がん看護）の看護実践上の課題について研究方法や研究デザイン、研究計画等、研究に必要な基礎を修得し、「課題研究Ⅱ」での課題研究論文作成につなげることをねらいとして、研究計画書までを指導し、成績評価を行う。なお、研究計画書の書式は研究科便覧を参照のこと。

「課題研究Ⅱ」では、「課題研究Ⅰ」における研究計画書の審査後、論文作成までの必要な研究指導を行った後、成績評価を行う。

3）「専門演習」及び「特別研究」における成績評価基準

（1）専門演習の成績評価基準

① 研究領域の文献検索と文献分析が適切である。
② 研究目的が明確である。
③ 研究目的の達成のための研究方法が適切である。
④ 研究目的を達成するための計画が適切である。
⑤ データ収集の方法が適切である。
⑥ データ分析の方法が適切である。
⑦ 学術的価値がある。
⑧ 看護学及び看護実践に貢献できる可能性がある。
⑨ 研究に関わる倫理上の問題について理解している。

（2）特別研究の成績評価基準

① 論文題目が内容を適切に表現している。
② 研究動機や意義が明確である。
③ 研究目的が明確である。
④ 倫理的配慮が適切である。
⑤ 研究目的の達成のための研究方法が適切である。
⑥ データ収集の方法が適切である。
⑦ データ分析の方法が適切である。
⑧ 目的に沿った分析や結果が示されている。
⑨ 客観的にデータが示されている。
⑩ 研究目的、研究方法、結果、考察までの論旨に一貫性がある。
⑪ 得られた結果についての解釈や意味づけが示されている。
⑫ 先行研究や文献と照合して検討している。
⑬ 仮説がある場合は、その仮説の検証について示している。

⑭ 考察で追求した内容から結論が簡潔に述べられている。
⑮ 要約（日本語及び英語）が適切である。
⑯ 学術的価値がある。
⑰ 看護学及び看護実践に貢献できる。
＊上記項目についてはリサーチルーブリックを参照のこと。

4）「課題研究Ⅰ」及び「課題研究Ⅱ」における成績評価基準
（1）「課題研究Ⅰ」の成績評価基準
① 専門領域（がん看護）の文献検索と文献分析が適切である。
② 研究目的が明確である。
③ 研究目的の達成のための研究方法が適切である。
④ 研究目的を達成するための計画が適切である。
⑤ データ収集の方法が適切である。
⑥ データ分析の方法が適切である。
⑦ 専門領域（がん看護）の看護実践の専門性の向上に貢献できる可能性がある。
⑧ 研究に関わる倫理上の問題について理解している。
（2）「課題研究Ⅱ」の成績評価基準
① 論文題目が内容を適切に表現している
② 課題研究に対して問題意識が十分であるか。
③ 専門領域（がん看護）の看護実践の専門性の向上に意義を有するものである。
④ 課題研究の目的が明確である。
⑤ 倫理的配慮が適切である。
⑥ 課題研究の目的の達成のための研究方法が適切である。
⑦ データ収集の方法が適切である。
⑧ データ分析の方法が適切である。
⑨ 目的に沿った分析や結果が示されている。
⑩ 客観的にデータが示されている。
⑪ 研究目的、研究方法、結果、考察までの論旨に一貫性がある。
⑫ 得られた結果についての解釈や意味づけが示されている。
⑬ 先行研究や文献と照合して検討している。
⑭ 仮説がある場合は、その仮説の検証について示している。
⑮ 考察で追求した内容から結論が簡潔に述べられている。
⑯ 要約（日本語及び英語）が適切である。
⑰ 専門領域（がん看護）の看護実践の専門性の向上に貢献できる。
＊上記項目については課題研究用リサーチルーブリックを参照のこと。

１１．修士論文の審査

修士論文の審査は主査 1 人及び副査 2 人の体制で行う。主査は当該学生の研究指導教員以外の研究科委員とし、副査は研究指導教員と博士前期課程の委員の中から博士前期課程委員会において選出される。

１２．学 位 論 文 作 成 要 領（具体的な書き方：研究科便覧参照）

（１）規格は、A4 版（21cm×29.7cm）とする。

（２）表紙

①表紙・裏表紙は、A4 版の表紙を使用する。

②表紙の年度は学年度とし、西暦を用いる。

（３）本文

①横書き又は縦書きにする。

②論文の字数は、原則として 20,000 字以上とする。

③ページ数を記入し、目次を作成する。

④文中の句読点はピリオド(.)及びカンマ(,)を用いる。

（４）資料

①倫理審査資料（依頼文、同意書、インタビューガイド、質問紙など）

②その他：必要に応じて関係資料を綴る。

（５）製本

左綴じとし、ファイルに綴じる。

１３．研究者としての責務（研究活動における不正防止）

大学院生は研究者であり、研究を行う者としての責務を負う。研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。（詳細は、「公立大学法人名桜大学における研究者行動規範」を参照）

（１）責任ある研究活動（公立大学法人名桜大学「研究活動上の不正行為防止ハンドブック」参照）

- 常に正直、誠実に判断し、行動すること
- 自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めること
- 科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払うこと
- 研究者の責務を果たすこと
- 研究資金の使用にあたっては 、 そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。
- 研究結果を中立性・客観性をもって公表しすると共に、社会との建設的な対話を築くように努めること
- 研究の実施、研究成果の公表にあたっては、社会に理解される適切な手段と方法を選択すること

（２）研究活動における不正行為（公立大学法人名桜大学「研究活動上の不正行為防止ハンドブック」参照）

研究活動における不正行為とは、研究者倫理に反し、研究活動の本質ならびに成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、研究者コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為をいう。

項　目		内　　容
特定不正行為	捏造	存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
	改ざん	研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ・研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
	盗用	他の研究に携わる者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該者の了解又は適切な表示無く流用すること
研究費の不正使用		実態とは異なる謝金・給与の請求、物品購入の架空請求、不当な旅費の請求、その他関係法令、規則等に違反して研究費を使用すること。
不適切なオーサーシップ		「著者」の要件（下記）を全て満たさない者に対し、「著者」としてのオーサーシップが付与される行為、及び「著者」の要件を全て満たす者に対し、「著者」としてのオーサーシップが付与されない行為。 ① 研究の企画・構想、若しくは調査・実験の遂行に本質的な貢献、 又は実験・観測データの取得や解析、又は理論的解釈やモデル構築など、当該研究に対する実質的な寄与をなしていること。 ② 論文を執筆したり、論文の重要な箇所に関する意見を表明して論文の完成に寄与していること。 ③ 論文の最終版を承認し、論文の内容について説明できること。
二重投稿		印刷物あるいは電子媒体を問わず、既に出版された、ないしは、他の学術誌に投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿する行為。

（３）研究費の不正使用（公立大学法人名桜大学「研究活動上の不正行為防止ハンドブック」参照）

実態の伴わない偽りの書類を作成し、実績があったものとして不正に研究費を支出する行為をいう。虚偽請求、私的流用等が当たる。学生は気づかないうちに研究費の不正使用に関与してしまう可能性もあるため、気になった場合には速やかに相談すること。

（相談先：地域連携研究推進課 地域連携研究推進係：0980-51-1107）。

項　目	事　　例
カラ（架空）謝金	・研究協力者に支払う謝金について、実際より多い作業時間を出勤表に記入して大学に請求し不正に研究費を支出させた。 ・研究室の維持・運営に必要な経費に充てるため、学生に実態を伴わない謝金を支出し、これを研究者に返還させ当該経費に使用した。

カラ（架空）出張及び出張費の水増し請求	・他の機関から旅費の支給を受けたにもかかわらず、大学に同じ旅行の旅費を請求し、二重に旅費を受領した。 ・格安航空券を購入したにもかかわらず、業者に正規運賃の見積書及び請求書の作成を依頼して外国旅費を水増し請求し、学生等の学会出席等に使用した。 ・出張を取りやめたにもかかわらず、偽りの出張報告書を提出して、 不正に旅費を受領し、他の研究目的 の出張に流用した。 ・航空運賃と宿泊料のパック商品を利用したにもかかわらず、正規運賃の旅費を請求した。
カラ(架空)発注及び書類の書き換え	・研究資金が余ったため架空の発注を行い、支払われた研究資金を業者に預け金として管理させ、翌年度以降に物品等を納品させた。 ・研究資金が余ったため、4 月に納品された物品の納品書を業者に 3 月の日付で提出させ、旧年度の予算で支払った。 ・研究費が足りなくなったため、実際は 3 月に納品された物品の納品書を業者に翌年度の日付で提出させ、翌年度の予算で支払った。 ・業者に取引実態と異なる虚偽の書類を作成させ補助金を支払わせ、支払われた代金を業者に預け金として管理させ、目的外の費用に充当した。

（4）データの取り扱い（「公立大学法人名桜大学における研究資料等の保存等に関する内規」p.81 参照）

研究資料等（文書、数値データ、画像など）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後１０年間とする。資料等の保存・開示は、研究者本人が責任を負うとされており、修了後もその説明責任を負うこととなる。「研究資料等」とは、研究のために収集または生成した資料、情報及び試料のうち、外部に発表した研究成果に関するものであって、研究者が当該研究活動の正当性等を説明するために必要となるものをいう。

また、研究データの保存については、匿名化しパスワードを設定すること、電子機器（PC など）の取り扱い時にはデータのコピーが機器に残されていないことを確認すること、電子データのやりとりは学生と研究指導教員間に限定すること、原則的にデータは院生室および研究指導教員の研究室から持ち出してはいけないことを遵守する。

（5） 研究倫理教育研修およびコンプライアンス教育研修の受講

学生は本学で定められた研究倫理教育研修およびコンプライアンス教育研修を受講しなければならない。研究倫理教育研修・コンプライアンス教育研修については、毎年受講し、理解度テストを受け、誓約書を地域連携研究推進課に提出する。研究倫理教育（eL CoRE）については 3 年毎に 1 回受講し、修了書を地域連携研究推進課に提出する。

【本学窓口】　地域連携研究推進課（本館 5 階）

【URL】　https://www.meio-u.ac.jp/research/prevention/rinrikyoiku/

種別	方法	主催	受講期間	提出すべき書類
研究倫理教育研修・コンプライアンス教育研修	オンデマンド	名桜大学環太平洋地域文化研究所	1 回/年	・理解度テスト ・誓約書
研究倫理教育（eL CoRE）	e-learning	日本学術振興会 JSPS	1 回/3 年	・修了書

（６）名桜大学生成 AI に関する利用指針【学生用】

名桜大学生成AIに関する利用指針【学生用】

2023 年12月21日
名桜大学全学教務委員会

本指針は、生成AIの教育現場での利用に関するものです。生成AIの利用に際しては、この指針を十分理解し、適切に活用してください。

◎本指針における“生成AI”の定義

生成AIとは、「人工物であるデータから表現を学習し、それを使って、元のデータに似ているが同じではない、テキスト、画像、動画、音声、構造等を含む新しい人工物を生成する AI技術」を指すものとします。

1. はじめに

学習の過程での思考力向上は極めて重要です。生成AIを過度に頼ることで、教育効果が損なわれる可能性があります。一方で、知識や技能の獲得においては、生成AIは学生の自主的な学習能力の向上を促進する可能性があります。したがって、生成AIの仕組みや出力内容の正確性について理解し、その活用を適切に行うことが求められます。生成AIはあくまで補助的に利用し、生成AIによる出力については、必ず自身で事実確認・推敲・完成させることが重要です。

2. 授業における利用

本学では、カリキュラム・ポリシーにおいてICT活用力を掲げ、また今後の社会において一般的になり得る技術であることから、生成AIを一律に禁止せず、その活用の可能性を探ります。しかし、授業の特性に応じて生成AI利用の注意事項が異なるため、その可否は担当教員の判断に委ねます。担当教員はレポートや試験などにおける生成AIの利用について学生に予め周知し、シラバスにも掲載してください。

3. 不正行為

本学がディプロマ・ポリシーとして掲げる、生涯学習力・解決力・表現力は、学生本人による自立した主体的な学びを前提としています。学位論文やレポートの作成において、生成 AI を不適切に使用した場合[*1] には、学業上の不正行為[*2] とみなされることがあります。

生成AIを用いた際には、生成AIの名称、使用箇所、使用方法を明記すること。

*1「生成AIの不適切な使用例」、*2「名桜大学試験等不正行為取扱要項」もあわせて確認してください。

4. 誤謬（誤情報）と信憑性

生成AIの出力には、虚偽やバイアス（偏った情報）が含まれる可能性があります。出力内容の信頼性を常に確認し、適宜修正することが重要です。

5. 法的リスク

生成AIの出力には、著作権や意匠権等の法的問題が結びつく可能性があります。利用する際には、これらの法的リスクを常に意識してください。

6. 情報セキュリティ

生成AIへの入力情報が、他者の学習データとして用いられる可能性が考えられます。機密性の高い情報や個人情報の入力は絶対に避けてください。

7. 今後の指針の見直し

生成AIは進化の途上にあり、これに伴い本指針もその都度変更される可能性があります。上記の指針

を参照し、授業や研究活動での生成AIの利用を適切に行ってください。

生成AIの不適切な使用例

2023 年12月21日
名桜大学全学教務委員会

1. 生成AIが生成した文章の提出
生成AIが生成した文章を、自分の作文・レポート・論文の課題としてそのまま提出する行為。

2. 翻訳の代行
外国語の学習成果を評価する課題において、生成AIによる翻訳を自分の成果としてそのまま提出する行為。

3. 出典の不正使用・誤用
実際には参照していないにも関わらず、生成AIが生成した情報を正当な研究や出典として引用する行為。

4. 問題解決の代行
計算力や問題解決能力を評価する課題において、生成AIを用いて解答を得て提出する行為。

5. 実験データの捏造・偽装
実験において、生成AIで生成した実験データを実際の実験結果として提出する行為。

6. プログラミングの代行
プログラミング能力を評価する課題において、生成AIに生成させたプログラムやコードを自作としてそのまま提出する行為。

7. アイディアやデザインの盗用・模倣
生成AIを利用して他者のアイディアやデザインを模倣し、それを自分のオリジナルな案として提出する行為。

8. 芸術作品の生成
生成AIによって生成された芸術作品や音楽を、自分の創作物として提出する行為。

（留意点）
生成AIを利活用することが有効と想定される場面としては、例えば、ブレインストーミング、論点の洗い出し、情報収集、文章校正、翻訳やプログラミングの補助等の学生による主体的な学びの補助・支援などが考えられます。「名桜大学生成AIに関する利用指針」をよく理解し、適切な範囲を超えて使用しないよう十分注意してください。

（７）研究倫理および不正防止にかかわる学内規程等（https://www.meio-u.ac.jp/research/参照）
下記については、各自で確認をし、公正な研究活動を行うように努める。
・公立大学法人名桜大学「研究活動上の不正行為防止ハンドブック」
・公立大学法人名桜大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針
・公立大学法人名桜大学における研究者行動規範
・公立大学法人名桜大学における研究活動等の不正防止に関する規程
・公立大学法人名桜大学における公的研究費に関する不正防止計画
・名桜大学研究活動等不正防止対策推進体制図
・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）
・公立大学法人名桜大学における研究資料等の保存等に関する内規
・名桜大学生成 AI に関する利用指針【学生用】
（生成 AI の不適切な使用例）

Ⅱ. 資　料

人材育成モデル

高度実践者
地域の看護需要に対応して問題を解決するための指導的役割を果たす看護実践のリーダー、高度実践看護師

教育・研究者
ケアリング文化に根差した看護教育を探求する教育者及び研究者

科学的思考と倫理的・文化的感受性に基づいた判断力・問題解決能力を備えた看護職者の育成

保健・医療・福祉分野における他職種及び市民と協働できる調整能力を備えた看護職者の育成

地域の特性を踏まえ、住民の保健医療ニーズに応えうる看護職者の育成

沖縄のケアリング文化

生涯学び続ける看護職として、看護の専門性を探求する看護職者の育成

グローバルな視野で看護の役割を創造する能力を備えた看護職者の育成

演習・研究科目

専門演習・特別研究 ／ 課題研究Ⅰ・課題研究Ⅱ
指導教員のもと修士論文を作成する

専門科目

基盤看護分野
基盤看護学特論Ⅰ
基盤看護学特論Ⅱ
- 看護教育学領域
- 国際看護学領域

臨床看護分野
臨床看護学特論Ⅰ　臨床看護学特論Ⅱ
- がん看護学領域
- 高齢者看護学領域
- 母性看護学領域
- 小児看護学領域
- 精神看護学領域
- 公衆衛生看護学領域
- 在宅看護学領域
- 病態生理学領域

高度実践看護師コース（がん看護専門看護師）
専攻分野共通科目
専攻分野専門科目
実習科目
- がん看護学領域

共通科目

共通必修科目
看護理論
看護学研究方法論Ⅰ
看護学研究方法論Ⅱ

共通選択科目
沖縄のケアリング文化　看護教育学　看護倫理学　看護管理学
コンサルテーション論　ヘルスプロモーション論　包括的健康アセスメント
健康栄養学　病態生理学　英語講読

学部教育（人間健康学部・看護学科・専門教育領域）

- 基礎医学
- 基礎看護
- 成人看護
- 母性看護
- 小児看護
- 高齢者・在宅看護
- 精神看護
- 地域看護
- 総合看護

履修モデル１（２年で修了する場合）

養成する人材・・・高度専門職業人（看護実践のリーダー）

授業科目			配当年次	単位数 必修	単位数 選択	履修方法及び修得単位数 1年次	履修方法及び修得単位数 2年次	修了要件
共通科目	共通必修科目	看護理論	1後	2		2		必修科目3科目6単位を履修すること。
		看護学研究方法論Ⅰ	1前	2		2		
		看護学研究方法論Ⅱ	1後	2		2		
		小計（3科目）	－	6	0	6		
	共通選択科目	沖縄のケアリング文化	1前		1	1		4科目8単位以上履修すること。 うち4単位は、国際文化研究科（修士課程）の共通科目及び教育研究領域科目（演習科目除く）並びにスポーツ健康科学研究科（修士課程）の共通科目及び専門科目から履修することができる。
		看護教育学	1前		2			
		看護倫理学	1後		1	1		
		看護管理学	1後		2			
		コンサルテーション論	1後		2	2		
		ヘルスプロモーション論	1後		2			
		包括的健康アセスメント	1前		2		2	
		病態生理学	1後		2	2		
		臨床薬理学	1後		2			
		健康栄養学	1後		2			
		英語講読	1前		2			
		小計（11科目）	－	0	18	8		
専門科目	基盤看護学分野	基盤看護学特論Ⅰ	1前		2			基盤看護学分野または臨床看護学分野のいずれかを選択し、特論Ⅰ及び特論Ⅱの2科目4単位以上履修すること。
		基盤看護学特論Ⅱ	1後		2			
		小計（2科目）	－	0	4	0		
	臨床看護学分野	臨床看護学特論Ⅰ	1前		2	2		
		臨床看護学特論Ⅱ	1後		2	2		
		小計（2科目）	－	0	4	4		
演習・研究科目		専門演習	1通	4		4		専門演習4単位、特別研究8単位を履修すること。
		特別研究	2通	8			8	
		小計（2科目）	－	12	0	12		
修得単位数合計						30		

□修了要件の30単位のうち、共通選択科目の4単位は、国際文化研究科（修士課程）の共通科目及び教育研究領域科目（演習科目除く）並びにスポーツ健康科学研究科（修士課程）の共通科目及び専門科目から履修することができる。

修了生の進路

・地域の看護需要に対応して問題を解決するための指導的役割を果たす看護実践のリーダー

(1) 病院　(2) 訪問・在宅事業所　(3) 行政機関（保健所等）

(4) 国際保健分野（NGO等）　(5) 学校・教育機関・企業等（メンタルヘルスケアの実践者）

履修モデル２（２年で修了する場合）

養成する人材・・・教育者・研究者

授業科目			配当年次	単位数 必修	単位数 選択	履修方法及び修得単位数 1年次	履修方法及び修得単位数 2年次	修了要件
共通科目	共通必修科目	看護理論	1後	2		2		必修科目3科目6単位を履修すること。
		看護学研究方法論Ⅰ	1前	2		2		
		看護学研究方法論Ⅱ	1後	2		2		
		小計（3科目）	－	6	0	6		
	共通選択科目	沖縄のケアリング文化	1前		1	1		4科目8単位以上履修すること。 うち4単位は、国際文化研究科（修士課程）の共通科目及び教育研究領域科目（演習科目除く）並びにスポーツ健康科学研究科（修士課程）の共通科目及び専門科目から履修することができる。
		看護教育学	1前		2	2		
		看護倫理学	1後		1	1		
		看護管理学	1後		2	2		
		コンサルテーション論	1後		2	2		
		ヘルスプロモーション論	1後		2			
		包括的健康アセスメント	1前		2			
		病態生理学	1後		2			
		臨床薬理学	1後		2			
		健康栄養学	1後		2			
		英語講読	1前		2			
		小計（11科目）	－	0	18	8		
専門科目	基盤看護学分野	基盤看護学特論Ⅰ	1前		2	2		基盤看護学分野または臨床看護学分野のいずれかを選択し、特論Ⅰ及び特論Ⅱの2科目4単位以上履修すること。
		基盤看護学特論Ⅱ	1後		2	2		
		小計（2科目）	－	0	4	4		
	臨床看護学分野	臨床看護学特論Ⅰ	1前		2			
		臨床看護学特論Ⅱ	1後		2			
		小計（2科目）	－	0	4	0		
演習・研究科目		専門演習	1通	4		4		専門演習4単位、特別研究8単位を履修すること。
		特別研究	2通	8			8	
		小計（2科目）	－	12	0	12		
修得単位数合計						30		

□修了要件の30単位のうち、共通選択科目の4単位は、国際文化研究科（修士課程）の共通科目及び教育研究領域科目（演習科目除く）並びにスポーツ健康科学研究科（修士課程）の共通科目及び専門科目から履修することができる。

修了生の進路

・地域の健康課題をテーマに継続的に研究する教育者と研究者

(1) 病院（臨地における教育担当者）　(2) 行政機関（保健所等の継続教育担当者）
(3) 専門職能団体（継続教育担当者）　(4) 看護専修学校（教育者）　(5) 看護系大学（教育者・研究者）
(6) 博士後期課程進学

履修モデル３（３年で修了する場合：長期履修生）

養成する人材・・・高度専門職業人（看護実践のリーダー）

授業科目			配当年次	単位数 必修	単位数 選択	履修方法及び修得単位数 1年目	2年目	3年目	修了要件
共通科目	共通必修科目	看護理論	1後	2			2		必修科目3科目6単位を履修すること。
		看護学研究方法論Ⅰ	1前	2		2			
		看護学研究方法論Ⅱ	1後	2		2			
		小計（3科目）	－	6	0	6			
	共通選択科目	沖縄のケアリング文化	1前		1	1			4科目8単位以上履修すること。 うち4単位は、国際文化研究科（修士課程）の共通科目及び教育研究領域科目（演習科目除く）並びにスポーツ健康科学研究科（修士課程）の共通科目及び専門科目から履修することができる。
		看護教育学	1前		2				
		看護倫理学	1後		1	1			
		看護管理学	1後		2				
		コンサルテーション論	1後		2	2			
		ヘルスプロモーション論	1後		2				
		包括的健康アセスメント	1前		2		2		
		病態生理学	1後		2		2		
		臨床薬理学	1後		2				
		健康栄養学	1後		2				
		英語講読	1前		2				
		小計（11科目）	－	0	20	8			
専門科目	基盤看護学分野	基盤看護学特論Ⅰ	1前		2				基盤看護学分野または臨床看護学分野のいずれかを選択し、特論Ⅰ及び特論Ⅱの2科目4単位以上履修すること。
		基盤看護学特論Ⅱ	1後		2				
		小計（2科目）	－	0	4	0			
	臨床看護学分野	臨床看護学特論Ⅰ	1前		2	2			
		臨床看護学特論Ⅱ	1後		2	2			
		小計（2科目）	－	0	4	4			
演習・研究科目		専門演習	1通	4			4		専門演習4単位、特別研究8単位を履修すること。
		特別研究	2通	8				8	
		小計（2科目）	－	12	0	12			
修得単位数合計						30			

□修了要件の30単位のうち、共通選択科目の4単位は、国際文化研究科（修士課程）の共通科目及び教育研究領域科目（演習科目除く）並びにスポーツ健康科学研究科（修士課程）の共通科目及び専門科目から履修することができる。

修了生の進路

・地域の看護需要に対応して問題を解決するための指導的役割を果たす看護実践のリーダーとして、所属機関で活躍する。
(1) 病院　(2) 訪問・在宅事業所　(3) 行政機関（保健所等）　(4) 国際保健分野（NGO等）
(5) 学校・教育機関・企業等（メンタルヘルスケアの実践者）

履修モデル４（３年で修了する場合：長期履修生）

養成する人材・・・教育者・研究者

授業科目			配当年次	単位数 必修	単位数 選択	履修方法及び修得単位数 1年目	2年目	3年目	修了要件
共通科目	共通必修科目	看護理論	1後	2			2		必修科目3科目6単位を履修すること。
		看護学研究方法論Ⅰ	1前	2		2			
		看護学研究方法論Ⅱ	1後	2		2			
		小計（3科目）	－	6	0	6			
	共通選択科目	沖縄のケアリング文化	1前		1	1			4科目8単位以上履修すること。 うち4単位は、国際文化研究科（修士課程）の共通科目及び教育研究領域科目（演習科目除く）並びにスポーツ健康科学研究科（修士課程）の共通科目及び専門科目から履修することができる。
		看護教育学	1前		2	2			
		看護倫理学	1後		1	1			
		看護管理学	1後		2		2		
		コンサルテーション論	1後		2		2		
		ヘルスプロモーション論	1後		2				
		包括的健康アセスメント	1前		2				
		病態生理学	1後		2				
		臨床薬理学	1後		2				
		健康栄養学	1後		2				
		英語講読	1前		2				
		小計（11科目）	－	0	18	8			
専門科目	基盤看護学分野	基盤看護学特論Ⅰ	1前		2	2			基盤看護学分野または臨床看護学分野のいずれかを選択し、特論Ⅰ及び特論Ⅱの2科目4単位以上履修すること。
		基盤看護学特論Ⅱ	1後		2		2		
		小計（2科目）	－	0	4	4			
	臨床看護学分野	臨床看護学特論Ⅰ	1前		2				
		臨床看護学特論Ⅱ	1後		2				
		小計（2科目）	－	0	4	0			
演習・研究科目		専門演習	1通	4			4		専門演習4単位、特別研究8単位を履修すること。
		特別研究	2通	8				8	
		小計（2科目）	－	12	0	12			
修得単位数合計						30			

□修了要件の30単位のうち、共通選択科目の4単位は、国際文化研究科（修士課程）の共通科目及び教育研究領域科目（演習科目除く）並びにスポーツ健康科学研究科（修士課程）の共通科目及び専門科目から履修することができる。

修了生の進路

・地域の健康課題をテーマに継続的に研究する教育者と研究者として、所属機関で活躍する。

(1) 病院（臨地における教育担当者）　(2) 行政機関（保健所等の継続教育担当者）
(3) 専門職能団体（継続教育担当者）　(4) 看護専修学校（教育者）　(5) 看護系大学（教育者・研究者）
(6) 博士後期課程進学

履修モデル５（２年で修了する場合（CNS））

養成する人材・・・高度専門職業人（がん看護専門看護師）

授業科目			配当年次	単位数 必修	単位数 選択	履修方法及び修得単位数 1年目	履修方法及び修得単位数 2年目	備考
共通科目	共通必修科目	看護理論	1後	2		2		5科目10単位履修すること。
		看護学研究方法論Ⅰ	1前	2		2		
		包括的健康アセスメント	1前	2			2	
		病態生理学	1後	2		2		
		臨床薬理学	1後	2		2		
		小計（5科目）	-	10	0	10		
	共通選択科目	看護教育学*	1前		2	2		「看護教育学」「看護管理学」「コンサルテーション論」の3科目6単位から2科目4単位以上履修すること。
		看護管理学*	1後		2	2		
		コンサルテーション論*	1後		2	2		
		看護学研究方法論Ⅱ	1後		2	2		
		沖縄のケアリング文化	1前		1	1		
		看護倫理学	1後		1	1		
		ヘルスプロモーション論	1後		2	2		
		健康栄養学	1後		2	2		
		英語講読	1前		2	2		
		小計（9科目）	-	0	16	16		
専門科目		がん病態治療学特論	1前	2		2		11科目24単位以上履修すること。
		臨床看護学特論Ⅰ	1前	2		2		
		臨床看護学特論Ⅱ	1後	2		2		
		緩和ケア特論Ⅰ	1前	2		2		
		緩和ケア特論Ⅱ	1前	2		2		
		緩和ケア特別演習Ⅰ	1後	2			2	
		緩和ケア特別演習Ⅱ	1後	2			2	
		がん看護学実習Ⅰ	2前	2			2	
		がん看護学実習Ⅱ	2前	2			2	
		がん看護学実習Ⅲ	2前	4			4	
		がん看護学実習Ⅳ	2前	2			2	
		小計（11科目）	-	24	0	24		
演習・研究科目		課題研究Ⅰ	1後	2		2		課題研究Ⅰ2単位、課題研究Ⅱ4単位を履修すること。
		課題研究Ⅱ	2通	4			4	
		小計（2科目）	-	6	0	6		
修得単位数合計						44		

＊はCNSコースにおける選択必修科目である。

□修了要件の44単位のうち38単位はCNSコースの必修科目である。

□国際文化研究科（修士課程）の共通科目及び教育研究領域科目（演習科目除く）並びにスポーツ健康科学研究科（修士課程）の共通科目及び専門科目から履修することができる。

修了生の進路

・地域の看護需要に対応して問題を解決するための指導的役割を果たす看護実践のリーダーとして、所属機関で活躍する。

(1) 病院
(2) 訪問・在宅事業所
(3) 行政機関（保健所等）
(4) 国際保健分野（NGO等）
(5) 学校・教育機関・企業等（メンタルヘルスケアの実践者）

履修モデル６（３年で修了する場合：長期履修生（CNS））

養成する人材・・・高度専門職業人（がん看護専門看護師）

授業科目			配当年次	単位数 必修	単位数 選択	履修方法及び修得単位数 1年目	履修方法及び修得単位数 2年目	履修方法及び修得単位数 3年目	備考
		看護理論	1後	2		2			5科目10単位履修すること。
		看護学研究方法論Ⅰ	1前	2		2			
		包括的健康アセスメント	1前	2		2			
		病態生理学	1後	2		2			
		臨床薬理学	1後	2			2		
		小計（5科目）	-	10	0	10			
	共通選択科目	看護教育学*	1前		2	2			「看護教育学」「看護管理学」「コンサルテーション論」の3科目6単位から2科目4単位以上履修すること。
		看護管理学*	1後		2	2			
		コンサルテーション論*	1後		2	2			
		看護学研究方法論Ⅱ	1後		2	2			
		沖縄のケアリング文化	1前		1	1			
		看護倫理学	1後		1	1			
		ヘルスプロモーション論	1後		2	2			
		健康栄養学	1後		2	2			
		英語講読	1前		2	2			
		小計（9科目）	-	0	16	16			
専門科目		がん病態治療学特論	1前	2		2			11科目24単位以上履修すること。
		臨床看護学特論Ⅰ	1前	2		2			
		臨床看護学特論Ⅱ	1後	2		2			
		緩和ケア特論Ⅰ	1前	2		2			
		緩和ケア特論Ⅱ	2前	2			2		
		緩和ケア特別演習Ⅰ	1後	2		2			
		緩和ケア特別演習Ⅱ	2後	2			2		
		がん看護学実習Ⅰ	2後	2			2		
		がん看護学実習Ⅱ	3前	2				4	
		がん看護学実習Ⅲ	3前	4				4	
		がん看護学実習Ⅳ	3前	2				2	
		小計（11科目）	-	24	0	24			
演習・研究科目		課題研究Ⅰ	1通	2			2		課題研究Ⅰ2単位、課題研究Ⅱ4単位を履修すること。
		課題研究Ⅱ	2通	4				4	
		小計（2科目）	-	6	0	6			
修得単位数合計				44		44			

＊はCNSコースにおける選択必修科目である。

□修了要件の44単位のうち38単位はCNSコースの必修科目である。

□国際文化研究科（修士課程）の共通科目及び教育研究領域科目（演習科目除く）並びにスポーツ健康科学研究科（修士課程）の共通科目及び専門科目から履修することができる。

修了生の進路

・地域の看護需要に対応して問題を解決するための指導的役割を果たす看護実践のリーダーとして、所属機関で活躍する。

(1) 病院
(2) 訪問・在宅事業所
(3) 行政機関（保健所等）
(4) 国際保健分野（NGO等）
(5) 学校・教育機関・企業等（メンタルヘルスケアの実践者）

修士論文研究指導スケジュール（2年で修了する場合）

年次	セメスター		事　　項		
			学生	研究指導教員・研究指導補助教員	研究科委員会等
一年次	第一セメスター	4月	・研究指導教員及び研究題目を定め研究科長に届け出る。	・オリエンテーション	・学生の研究分野・領域を確認する。
		5月			
		6月			
		7月			
		8月			
		9月			
	第二セメスター	10月		・オリエンテーション	
		11月	・研究題目の決定・提出、研究計画書の作成開始	・「専門演習」を通して、研究題目に関する領域の文献検索方法、研究方法等の指導	
		12月			
		1月	・研究計画書の提出	・研究計画の発表会における指導	
		2月	・研究計画発表 ・研究計画書修正提出	・研究計画書の最終確認	
		3月	・倫理審査申請		・倫理審査の実施
二年次	第三セメスター	4月	・研究計画書に基づき研究開始	・オリエンテーション ・「特別研究」を通して、データ収集、分析方法、結果の解釈、考察、文献引用、要約の作成等について指導する。	
		5月			
		6月			
		7月			
		8月	・中間発表	・発表内容に係る問題点等を指摘し、課題解決方法等について助言する。	・中間発表会の開催
		9月	・中間発表での研究成果を基に修士論文の作成を開始し、発表会での質疑、指摘等を踏まえ論文をまとめる。		
	第四セメスター	10月		・オリエンテーション ・論文の全体構成、資料・データ分析・整理法、文献検索等、論文作成まで指導	
		11月			
		12月	・修士論文及び学位論文審査願の提出する		・修士論文及び学位論文審査願の受理
		1月	・学内公開審査会において口述試験を受ける	・論文の審査・最終試験の実施（審査会）	・受理した論文の審査を研究科委員会に付託し、論文審査会（主査1名、副査2名）を設置する。
				・審査した論文の内容について、問題点等の指摘・助言する（審査会）。	
		2月	・論文審査・最終試験での指摘事項を修正し、最終提出する。	・論文の審査及び最終試験の結果を研究科長に報告する（審査会）	・審査会の報告を受けて、最終試験の合否及び修士課程の修了について議決する。
			・公開発表会での研究発表		・公開発表会の開催
		3月			・修了式において学位　修士（看護学）を授与する。

※倫理審査の申請は指定された期日で随時受け付ける。

修士論文研究指導スケジュール（長期履修生：3年で修了する場合）

年次	セメスター		事項		
			学生	研究指導教員・研究指導補助教員	研究科委員会
一年目	第一セメスター	4月	・研究指導教員及び研究題目を定め研究科長に届け出る。	・オリエンテーション ・「専門演習」と通して、研究題目に関する領域の文献検索方法、研究方法等の指導	・学生の研究分野・領域を確認する。
		～	1年目は、主として授業科目の履修を行う。	・研究の背景、文献検討、研究目的・デザイン、具体的研究方法、倫理的配慮等について指導	
		9月			
	第二セメスター	10月		・オリエンテーション	
		～			
		2月	・研究計画書提出(可)	・研究計画書の最終確認	
		3月	・倫理審査申請書提出(可)		・倫理審査の実施
二年目	2年目は、補足的に授業科目を履修するとともに研究を開始する。				
	第三セメスター	4月	・研究指導教員及び研究題目の再確認。 ・研究題目の決定・提出、研究計画書の作成開始	・オリエンテーション ・「専門演習」と通して、研究題目に関する領域の文献検索方法、研究方法等の指導	・学生の研究分野・領域を再確認する
		5月	・研究計画書提出	・研究の背景、文献検討、研究目的・デザイン、具体的研究方法、倫理的配慮等について指導	
		6月	・研究計画発表会		
		7月	・倫理審査申請書提出		
		8月			
		9月			
	第四セメスター	10月		・オリエンテーション ・「特別研究」を通して、データ収集、分析方法、結果の解釈、考察、文献引用、要約の作成等について指導	
		11月			
		12月			
		1月			
		2月	・研究計画書提出(可)	・研究計画書の最終確認	
		3月	・倫理審査申請書提出(可)		・倫理審査の実施
三年目	第五セメスター	4月			
		5月			
		6月			
		7月			
		8月	・中間発表	・発表内容に係る問題点等を指摘し、課題解決方法等について助言	・中間発表会の開催
		9月	・中間発表での研究成果を基に修士論文の作成を開始し、発表会での質疑、指摘等を踏まえ論文をまとめる		
	第六セメスター	10月		・オリエンテーション ・論文の全体構成、資料・データ分析・整理法、文献検索等、論文作成まで指導	
		11月			
		12月	・修士論文及び学位論文審査願の提出する		・修士論文及び学位論文審査願の受理
		1月	・学内公開審査会において口述試験を受ける	・論文の審査・口述試験の実施（審査会）	・受理した論文の審査を研究科委員会に付託し、論文審査会（主査1名、副査2名）を設置する。
				・審査した論文の内容について、問題点等の指摘・助言（審査会）	
		2月	・論文審査・最終試験での指摘事項を修正し、最終提出する。	・論文の審査及び最終試験の結果を研究科長に報告する（審査会）	・審査会の報告を受けて、最終試験の合否及び修士課程の修了について議決する。
			・公開発表会での研究発表		・公開発表会の開催
		3月			・修了式において学位(看護学修士)を授与する。

※倫理審査の申請は指定された期日で随時受け付ける。

様式

令和　　年　　月　　日

学修進捗状況報告書（院生用）

研究科長（博士前期課程）　　様

＿＿＿年次＿＿＿＿＿＿分野＿＿＿＿＿＿領域

氏　　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学　生　番　号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

研究指導教員　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿☐

※指導教員による確認後☑

私の（ 前学期 ・ 後学期 ）学修進捗状況について報告いたします。

記

研究テーマ（仮でもよい）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1．研究および学修進捗状況：

2．課題および今後の方向性：

３．研修会・学会参加

月日	研修会、学会参加等
例）R6．7.25	第42回日本看護研究学会学術集会

４.学会発表

月日	学会発表
例）R6．7.25	第42回日本看護研究学会学術集会、研究テーマ「○○○○○○○」、ポスター発表

５．論文投稿

月日	論文題目、投稿先
例）R6．7	名桜花子、名桜太郎（2023）○○○○○○○.名桜大学紀要.No25.Vol.1 p 1-10.

６．研究助成金の獲得状況

月日（助成期間）	内容（課題名、助成先、代表の有無）	金額
例）R6.7～R7.6	○○○○○○○、ユニベール財団代表者:名桜太郎、名桜花子	100万

７.その他（講演会パネリスト、シンポジウム講師等）

月日	内容
例）R6．9.20	沖縄県看護協会教育研修、○○○○○○○、3時間

名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）リサーチ・ルーブリック　　学生番号（　　）領域（　　）氏名（　　）研究指導教員（　　印　）

あなたがご自身の修士論文を自ら改善するのに役立てると同時に、研究指導教員（主に論文指導を担当する教員）による指導をより効果的にするために作られたルーブリックです。Aを最も質の高い水準、以下、B，C，Dと段階が設定されています。これによって、より質の高い研究に到達するために必要なことが段階として分かります。研究指導教員との目標や進捗の確認、そしてご自身で研究を進める過程において、定期的（①研究計画書作成、②中間発表会、③最終試験、④最終発表会）にご活用ください。B以上を目指してください。　それぞれの項目に対してあなたの研究の現状に該当するものをA～Dから選んで〇で囲んでください。また，そのように判断した理由，いずれとも判断できなかった理由について評価理由欄に記述してください。該当しない項目は評価理由欄に斜線を入れてください。

【学生用】

領域	評価項目	A		B		C		D		1セメスター	2セメスター	3セメスター	4セメスター	5セメスター	6セメスター
テーマ設定（15）	看護・保健・医療・福祉・教育分野への貢献	5	臨床あるいは地域におけるケアや教育の課題の解決や理解の深化に直接関連するテーマを設定している	4	臨床あるいは地域におけるケアや教育の課題の解決や理解の深化に関連するテーマを設定している	3	臨床あるいは地域におけるケアや教育の課題の解決や理解の深化にほとんど関連しないテーマを設定している	2	臨床あるいは地域におけるケアや教育の課題の解決や理解の深化とは無関係なテーマを設定している						
	発展可能性	5	より重要な研究へと発展することが確実なテーマである	4	より重要な研究へと発展することが可能なテーマである	3	より重要な研究へと発展する可能性の有無についてははっきりしない	2	より重要な研究への発展する可能性の見込めないテーマである						
	オリジナリティ	5	関連する先行研究を網羅した上で、当該論文のテーマが独創的であることが明確に示されている	4	関連する先行研究に当該論文と類似するテーマがないわけではないが、独自性を有すると認められる	3	すでにほぼ同様のテーマの先行研究があるが、独自性を有するとも言える	2	すでに、同様のテーマの先行研究が存在しており、独自性は認められない						
研究活動の妥当性（15）	計画・準備	5	指導教員との協議を通して計画書を作成し、研究レビュー，データ収集，分析，執筆など具体的な活動をいつ実施するか明確である	4	指導教員との協議を通して計画書を作成し、研究レビュー，データ収集，分析，執筆など具体的な活動をいつ実施するかほぼ明確である	3	指導教員との協議を通して計画書を作成したが研究レビュー，データ収集，分析，執筆など具体的な活動をいつ実施するかやや不明確である	2	いつ何をどこまで進めるか計画が立てられていない						
	研究倫理	5	研究に関わる倫理上の問題について、十分に考慮し、研究活動を行っている	4	研究に関わる倫理上の問題について、十分な考慮の検討をしている	3	研究に関わる倫理上の問題への考慮・対応へ検討中である。	2	研究に関わる倫理上の問題について検討していない						
	データ・資料の管理保存	5	論文に使われたデータや独自資料は指導教員等の管理する公的な場所に適切に保存され、論文提出後の照会や検証に耐えられるようになっている	4	データや独自資料は保存場所は明確で、照会や検証にも対応可能である	3	適切に保存できていないデータや独自資料が一部存在する	2	データや独自資料は保存できておらず、どこにあるか把握できていない						
研究の内容とその記述（40）	目的の明示	5	研究の目的が明確に述べられており、その目的のために当該研究で何をどう進めていくのかというプランも明確にされている	4	研究の目的は述べられており，その目的を達成するためにどのように進めていくのかもほぼ明らかである	3	研究の目的はおおよそ述べられているが、その目的を達成するためにどのように進めていくかはやや不明確である	2	研究の目的が明確には述べられていない						
	研究方法の妥当性	5	研究目的を達成するために最もふさわしいと考えられる研究方法を選択している	4	研究目的を達成するのに適していると考えられる研究方法を採用している	3	研究目的を達成するのにふさわしい研究方法であるかやや疑問である、あるいは他にさらに適当な方法が存在している	2	研究目的と研究方法が合致していない						
	記述法・ルール	5	論文の本文は学術的な記述法で書かれ、本研究科で提示されている執筆規定に従って書かれている	4	論文の本文は学術的な記述法で書かれ、本研究科で提示されている執筆規定にもほぼ従っている	3	論文の本文は学術的な記述法で書かれたというには不十分であり、本研究科で提示されている執筆規定に従っていない部分がある	2	論文の本文は学術的な記述法で書かれておらず、本研究科で提示されている執筆規定にもあまり従っていない						
	データ・資料の量	5	研究目的を達成するために選択した研究方法，分析方法を実施するのに十分適合する量のデータ・資料を収集している	4	研究目的を達成するために選択した研究方法，分析方法を実施するのにほぼ十分な量のデータ・資料を収集している	3	データ・資料を収集しているが、選択した研究方法，分析方法を実施するのに十分な量とはいいづらい	2	収集した量のデータ・資料では、選択した研究方法，分析方法を実施できない						
	分析方法	5	研究目的を達成するために選択した研究方法にふさわしい分析方法が行われており、当該分野における一定の水準を超えている	4	研究目的を達成するために選択した研究方法にふさわしい分析方法が行われており、当該分野における一定の水準に到達している	3	分析方法は、おおよそ研究方法にそったものであるが、一定の水準に到達していないところがある、あるいは、さらに適当な分析方法が考えられる	2	分析方法の選択が間違っている、あるいは、一定水準に到達していない						
	結果の表現	5	結果を適切に表現するために、適切な図表等が作成・配置されている	4	結果を適切に表現するために必要な図表等がおおよそ作成されており、ほぼ問題なく配置されている	3	結果を表現するために図表等が用いられているが、必要とはいえないものや冗長なものがあったり、ないために理解しにくい箇所がある	2	結果を表現するために必要な図表等がほとんど作成されていない						
	考察とまとめ	5	参考資料や得られたデータに基づいて客観的で公平な考察をおこなっている。予想や仮説に一致しない結果も重要な結果として捉えている	4	参考資料や得られたデータに基づいて客観的で公平な考察をおこなっている．予想や仮説に一致しない結果は例外として処理している	3	結果の考察そのものに歪曲はないが、一部に予想や仮説に一致した点だけを結果として捉えている箇所がある	2	予想や仮説に一致する結果だけを報告している、あるいは結果の考察に一部歪曲が認められる						
	要約	5	目的・方法・結果・考察・結論が簡潔明瞭に記載されており，提示した字数を満たしている。	4	目的・方法・結果・考察が記載されているが、あいまいな記載がある。提示した字数を満たしてはいる	3	目的・方法・結果・考察・結論が比較的明瞭に記載されているが、掲示した字数を満たしていない（長い）	2	提示した字数を満たしていない（少ない、あるいは長い）。要旨が明確でない						
口頭発表（10）	中間発表	3	全体的な構成、表現力は分かり易く、質疑・応答も適切である	2	全体的な構成、表現力は分かり易く、質疑へもほぼ問題なく応答できた	1	一部の構成、表現力は分かり易いが、質疑・応答は充分ではない								
	最終試験（口述）	3	全体的な構成、表現力は分かり易く、質疑・応答も適切である	2	全体的な構成、表現力は分かり易く、質疑へもほぼ問題なく応答できた	1	一部の構成、表現力は分かり易く、質疑へもほぼ問題なく応答できた								
	最終発表	4	全体的な構成、表現力は分かり易く、質疑・応答も適切である	3	全体的な構成、表現力は分かり易く、質疑へもほぼ問題なく応答できた	2	一部の構成、表現力は分かり易く、質疑へもほぼ問題なく応答できた	1	一部の構成、表現力は分かるが、質疑・応答は充分ではない						
成果（20）	成果の水準	5	当該分野において，これまで解決できなかったことを解決する知見，あるいは新しい事象の発見を参考資料や得られたデータに基づいて提供している	4	当該分野において有意義な知見や発見を参考資料や得られたデータに基づいて提供している	3	得られた知見が、当該分野において有意義なものといえるかどうか、やや疑問が残る	2	当該分野において有意義な知見が得られたとはいえない						
	限界点の示唆	5	当該分野において、適切で根拠のある限界点と示唆についての議論を詳細に行っている	4	当該分野において、適切で根拠のある限界点と示唆についての議論を行っている	3	当該分野において、適切で根拠のある限界点と示唆を述べている	2	当該分野において、限界点と示唆を述べているが、根拠に乏しい						
	成果の公表	5	雑誌等へ研究論文の投稿をした	4	関連する学会研究成果を発表した	3	学内の研究成果発表は行った	2	学内の研究成果発表ができなかった						
	実践への貢献	5	研究によって明らかとなった知見や成果物を臨床あるいは地域・教育現場等の実践者へ提供し，役立てることが決まっている	4	少し手を加えれば、研究によって明らかとなった知見や成果物を臨床あるいは地域・教育現場等の実践者に役立ててもらえる	3	かなり手を加えないと、研究によって得られた成果を臨床あるいは地域・教育現場等の実践者に役立ててもらうことは難しい	2	臨床あるいは地域・教育教育現場等の実践者に役立てもらえるような成果は得られなかった						

＊口頭発表において、発表時間を守れない場合は、0.5点減点とする

名桜大学大学院看護学研究科リサーチ・ルーブリック（CNSコース用）　　学生番号（　　）領域（　　）氏名（　　）研究指導教員（　　印）

あなたがご自身の修士論文を自ら改善するのに役立てると同時に、研究指導教員（主に論文指導を担当する教員）による指導をより効果的にするために作られたルーブリックです。Aを最も質の高い水準、以下、B，C，Dと段階が設定されています。これによって、より質の高い研究に到達するために必要なことが段階として分かります。研究指導教員との目標や進捗の確認、そしてご自身で研究を進める過程において、定期的（①研究計画書作成、②中間発表会、③最終試験、④最終発表会）にご活用ください。B以上を目指してください。　それぞれの項目に対してあなたの研究の現状に該当するものをA～Dから選んで〇で囲んでください。また，そのように判断した理由，いずれとも判断できなかった理由について評価理由欄に記述してください。該当しない項目は評価理由欄に斜線を入れてください。

【学生用】

領域	評価項目	A		B		C		D		1セメスター	2セメスター	3セメスター	4セメスター	5セメスター	6セメスター
テーマ設定（15）	看護学的価値・有用性	5	専攻分野の看護実践上の課題研究として意義がある	4	専攻分野の看護実践上の課題研究として意義が認められるものの検討の余地がある	3	専攻分野の看護実践上の課題研究としての意義が明確ではない	2	看護学的価値・有用性が不明瞭である						
	テーマ設定の明確性	5	専攻分野の看護実践上の課題に対する問題意識に基づきテーマが設定されている	4	専攻分野の看護実践上の課題に対する問題意識は認められるものの検討の余地があ	3	専攻分野の看護実践上の課題にほとんど関連しないテーマである	2	テーマ設定が不明瞭である						
	発展可能性	5	専攻分野における専門性のある看護実践の向上に意義を有するものである	4	専攻分野における専門性のある看護実践の向上に意義が認められるものの検討の余地がある	3	専攻分野における専門性のある看護実践の向上に対する意義が明確ではない	2	発展可能性が不明瞭である						
研究活動の妥当性（15）	計画・準備	5	指導教員との協議を通して計画書を作成し、研究レビュー，データ収集，分析，執筆など具体的な活動をいつ実施するか明確である	4	指導教員との協議を通して計画書を作成し、研究レビュー，データ収集，分析，執筆など具体的な活動をいつ実施するかほぼ明確である	3	指導教員との協議を通して計画書を作成したが研究レビュー，データ収集，分析，執筆など具体的な活動をいつ実施するかやや不明確である	2	いつ何をどこまで進めるか計画が立てられていない						
	研究倫理	5	研究に関わる倫理上の問題について、十分に考慮し、研究活動を行っている	4	研究に関わる倫理上の問題について、十分な考慮の検討をしている	3	研究に関わる倫理上の問題への考慮・対応へ検討中である。	2	研究に関わる倫理上の問題について検討していない						
	データ・資料の管理保存	5	論文に使われたデータや独自資料は指導教員等の管理する公的な場所に適切に保存され、論文提出後の照会や検証に耐えられるようになっている	4	データや独自資料は保存場所は明確で、照会や検証にも対応可能である	3	適切に保存できていないデータや独自資料が一部存在する	2	データや独自資料は保存できておらず、どこにあるか把握できていない						
研究の内容とその記述（40）	目的の明示	5	研究の目的が明確に述べられており、その目的のために当該研究で何をどう進めていくのかというプランも明確にされている	4	研究の目的は述べられており，その目的を達成するためにどのように進めていくのかもほぼ明らかである	3	研究の目的はおおよそ述べられているが、その目的を達成するためにどのように進めていくかはやや不明確である	2	研究の目的が明確には述べられていない						
	研究方法の妥当性	5	研究目的を達成するために最もふさわしいと考えられる研究方法を選択している	4	研究目的を達成するのに適していると考えられる研究方法を採用している	3	研究目的を達成するのにふさわしい研究方法であるかやや疑問である、あるいは他にさらに適当な方法が存在している	2	研究目的と研究方法が合致していない						
	記述法・ルール	5	論文の本文は学術的な記述法で書かれ、本研究科で提示されている執筆規定に従って書かれている	4	論文の本文は学術的な記述法で書かれ、本研究科で提示されている執筆規定にもほぼ従っている	3	論文の本文は学術的な記述法で書かれたというには不十分であり、本研究科で提示されている執筆規定に従っていない部分がある	2	論文の本文は学術的な記述法で書かれておらず、本研究科で提示されている執筆規定にもあまり従っていない						
	データ・資料の量	5	研究目的を達成するために選択した研究方法，分析方法を実施するのに十分適合する量のデータ・資料を収集している	4	研究目的を達成するために選択した研究方法，分析方法を実施するのにほぼ十分な量のデータ・資料を収集している	3	データ・資料を収集しているが、選択した研究方法，分析方法を実施するのに十分な量とはいいづらい	2	収集した量のデータ・資料では、選択した研究方法，分析方法を実施できない						
	分析方法	5	研究目的を達成するために選択した研究方法にふさわしい分析方法が行われており、当該分野における一定の水準を超えている	4	研究目的を達成するために選択した研究方法にふさわしい分析方法が行われており、当該分野における一定の水準に到達している	3	分析方法は、おおよそ研究方法にそったものであるが、一定の水準に到達していないところがある、あるいは、さらに適当な分析方法が考えられる	2	分析方法の選択が間違っている、あるいは、一定水準に到達していない						
	結果の表現	5	結果を適切に表現するために、適切な図表等が作成・配置されている	4	結果を適切に表現するために必要な図表等がおおよそ作成されており、ほぼ問題なく配置されている	3	結果を表現するために図表等が用いられているが、必要とはいえないものや冗長なものがあったり、ないために理解しにくい箇所がある	2	結果を表現するために必要な図表等がほとんど作成されていない						
	考察とまとめ	5	参考資料や得られたデータに基づいて客観的で公平な考察をおこなっている。予想や仮説に一致しない結果も重要な結果として捉えている	4	参考資料や得られたデータに基づいて客観的で公平な考察をおこなっている．予想や仮説に一致しない結果は例外として処理している	3	結果の考察そのものに歪曲はないが、一部に予想や仮説に一致した点だけを結果として捉えている箇所がある	2	予想や仮説に一致する結果だけを報告している、あるいは結果の考察に一部歪曲が認められる						
	要約	5	目的・方法・結果・考察・結論が簡潔明瞭に記載されており、提示した字数を満たしている。	4	目的・方法・結果・考察が記載されているが、あいまいな記載がある。提示した字数を満たしてはいる	3	目的・方法・結果・考察・結論が比較的明瞭に記載されているが、掲示した字数を満たしていない（長い）	2	提示した字数を満たしていない（少ない、あるいは長い）。要旨が明確でない						
口頭発表（10）	中間発表	3	全体的な構成、表現力は分かり易く、質疑・応答も適切である	2	全体的な構成、表現力は分かり易く、質疑へもほぼ問題なく応答できた	1	一部の構成、表現力は分かり易いが、質疑・応答は充分ではない								
	最終試験（口述）	3	全体的な構成、表現力は分かり易く、質疑・応答も適切である	2	全体的な構成、表現力は分かり易く、質疑へもほぼ問題なく応答できた	1	一部の構成、表現力は分かり易く、質疑へもほぼ問題なく応答できた								
	最終発表	4	全体的な構成、表現力は分かり易く、質疑・応答も適切である	3	全体的な構成、表現力は分かり易く、質疑へもほぼ問題なく応答できた	2	一部の構成、表現力は分かり易く、質疑へもほぼ問題なく応答できた	1	一部の構成、表現力は分かるが、質疑・応答は充分ではない						
成果（20）	成果の水準	5	専攻分野における新たな看護実践上の課題解決につながる知見を提示している	4	専攻分野における新たな看護実践上の課題解決につながる知見が認められるものの検討の余地がある	3	専攻分野における新たな看護実践上の課題解決につながる知見が不明瞭である	2	専攻分野における新たな看護実践上の課題解決につながる成果は得られなかった						
	限界点の示唆	5	当該分野において、適切で根拠のある限界点と示唆についての議論を詳細に行っている	4	当該分野において、適切で根拠のある限界点と示唆についての議論を行っている	3	当該分野において、適切で根拠のある限界点と示唆を述べている	2	当該分野において、限界点と示唆を述べているが、根拠に乏しい						
	成果の公表	5	雑誌等へ研究論文の投稿をした	4	関連する学会研究成果を発表した	3	学内の研究成果発表は行った	2	学内の研究成果発表ができなかった						
	実践への貢献	5	研究によって明らかとなった知見や成果物を臨床あるいは地域・教育現場等の実践者へ提供し，役立てることが決まっている	4	少し手を加えれば、研究によって明らかとなった知見や成果物を臨床あるいは地域・教育現場等の実践者に役立ててもらえる	3	かなり手を加えないと、研究によって得られた成果を臨床あるいは地域・教育現場等の実践者に役立ててもらうことは難しい	2	臨床あるいは地域・教育教育現場等の実践者に役立てもらえるような成果は得られなかった						

＊口頭発表において、発表時間を守れない場合は、0.5点減点とする

看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）修士論文研究計画書

論文タイトル

２０２５年度

名桜大学大学院　看護学研究科
看護学専攻（博士前期課程）

＿＿＿年次＿＿＿＿＿分野＿＿＿＿＿領域　長期履修（ 有 ・ 無 ）

学生番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

研 究 指 導 教 員 名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

研究指導補助教員名（主）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

研究指導補助教員名（副）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

提出日：〇年〇月〇日

－ 目　次 －

Ⅰ　はじめに　・・・

看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）研究倫理審査申請書

論文タイトル

２０２５年度

名桜大学大学院　看護学研究科
看護学専攻（博士前期課程）

＿＿＿年次＿＿＿＿＿分野＿＿＿＿＿領域　長期履修（ 有 ・ 無 ）

学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

研 究 指 導 教 員 名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

倫理審査委員名（A）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

倫理審査委員名（B）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

提出日：〇年〇月〇日

（別紙様式第１号）

看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）研究倫理審査申請書

年　　月　　日提出

名桜大学大学院看護学研究科長（博士前期課程）　殿

所　属
職　名
申請者　　（印）

＊　審査受付番号＿＿＿＿＿＿
（記入不要）

下記のとおり倫理審査申請を行います。

区分：□新規
□変更（以前に倫理審査を申請し、承認された研究計画に関する変更申請の場合）
※区分が変更の場合は、１から５の項目について、最新の情報を記入すること。また、修正部分に下線を引くこと

希望倫理審査方法：
☐本審査
☐迅速審査　→　該当するもの全てにチェックすること
☐①研究代表者、研究責任者および研究分担者の変更、追加、削除
☐②研究開始から５年以内を限度とした研究実施期間の変更
☐③研究計画の内容変更を伴わない研究課題の一部変更
☐④研究実施場所の変更、追加、削除
☐⑤対象者、対象者の募集先、募集方法、謝金等の変更、追加、削除
☐⑥対象者への侵襲を伴わないもしくは軽微な侵襲の範囲内での調査方法の変更
☐⑦その他（　　）
※他機関による倫理委員会の承認を得ている場合は「⑦その他」に機関名、承認番号等を記入すること
〈迅速審査の結果、通常審査での審議が必要と判断された場合〉
☐通常審査での審査継続を希望する
☐通常審査での審査継続を希望しない

オプトアウトの有無：
□　あり　　□　なし

１．研究課題名：	
２．研究倫理研修会最新受講歴 例（eL CoRE 2020 年 4 月）	
３．研究目的と方法（概要で可。オプトアウトを行う場合は確認票に沿ってその旨を明記してください）：	

４．研究計画書：　別葉とする

５．研究期間（西暦）：

（倫理審査委員会承認後）～　　年　　月

６．迅速審査を希望する場合は記入してください。

・変更事項および変更理由（変更の理由及び変更しても研究計画の遂行に支障がない理由を明記してください）

７．研究形態：

☐　本学のみ

☐　本学が主となる多施設共同研究または研究協力機関を含む多機関研究

☐　本学が分担となる多施設共同研究（主たる研究機関：　　）

☐　他施設における倫理委員会の承認を得ている

☐　その他（　　）

※「多施設共同研究」とは実施計画に基づき、複数の実施機関において実施される研究のこと。

８．添付書類　※該当するすべてにチェックしてください。

☐研究計画書（版または日付：　　）

☐研究協力依頼説明文書（版または日付：　　）

☐同意書及び同意撤回書（版または日付：　　）

☐アンケート用紙等（版または日付：　　）

☐インタビューガイド等（版または日付：　　）

☐新旧対照表（版または日付：　　）※変更審査時のみ

☐旧倫理審査申請資料（版または日付：　　）※変更審査時のみ

☐利益相反自己申告書

申請した研究課題について、研究代表者、生計を一つにする配偶者、一親等の親族、研究分担者のうち誰か一人でも企業等との利害関係がありますか

☐有　☐無　（ある場合はそれぞれの利益相反自己申告書を提出してください。）

☐研究情報公開文書（オプトアウトを行う場合には提出してください。）

☐情報・試料提供拒否（オプトアウト）通知書（オプトアウトを行う場合には提出してください。）

☐その他（　　）

9．研究資金

※申請した研究課題において獲得した研究資金がありますか

☐あり　☐なし

※「あり」にチェックをつけた場合は、申請した研究課題に関係する研究資金について、下記の該当するすべてにチェックをしてください

☐学外の競争的資金等

☐日本学術振興会科学研究費（　　年度採択　課題番号＿＿＿＿＿　代表・分担　）

☐厚生労働省科学研究費　（　　年度採択　課題番号＿＿＿＿＿　代表・分担　）

☐文部科学省科学研究費　（　　年度採択　課題番号＿＿＿＿＿　代表・分担　）

☐その他

（研究費名：　　年度採択　課題番号＿＿＿＿＿　代表・分担　）

☐学内の競争的資金等

☐学長裁量経費

☐研究所研究助成金

☐その他（　　）

☐企業等からの資金等

☐受託研究（企業等から研究委託および研究費の支払いを受ける）

委託元機関名：　（　　）

☐共同研究（企業等の研究員と共同で研究。企業等から研究費の支払いを受ける）

共同研究先機関名：　（　　）

☐奨学寄付金（企業等からの寄付）による研究

寄付元機関名：　（　　）

☐その他の企業等との関わり：（　　）

10．介入研究の登録　※申請した研究課題について、該当するものをチェックしてください。

☐必要なし（非介入研究：匿名質問紙調査、面接調査、診療録のみの研究等）

☐必要あり（介入研究）

①登録予定日：

②公開データベースの登録場所

☐UMIN 臨床試験登録システム

☐臨床研究等提出・公開システム（jRCT）

☐その他（　　）

☐必要があるか（介入に相当するか）どうかわからない

（別紙様式第５号）

倫理審査結果通知書

令和　年　月　日

申請者：　　殿

看護学研究科（博士前期課程）研究倫理審査委員長
（公印省略）

受付番号：

研究課題名：

研究代表者氏名：

上記課題を、令和　年　月　日の看護学研究科（博士前期課程）研究倫理審査委員会で審議し、下記の通り判定したので通知する。

記

判　定	承認　　条件付承認　　再審査　　不承認　　非該当
理由または勧告	

（別紙様式第４号）

名桜大学　研究倫理審査チェックリスト

受付番号＿＿＿＿＿＿＿＿　所属名＿＿＿＿＿＿＿＿　研究代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿

①この倫理審査用紙は、研究計画、研究依頼書・同意書の**倫理的配慮**について検討するものです。

②各項目について**不適格または不十分の場合は×印、適用されない項目は／印を記入**して下さい。

	印	No	検討項目
研究計画		1	研究の目的、意義が明確に述べられ、実施に値するか
		2	対象者の選定は適切であるか
		3	研究内容は、研究目的の遂行上、必要不可欠と認められるもののみに限っているか
		4	研究方法の選定が適切であり、具体的かつ適切に述べられているか
		5	研究の期間が明記されており、研究遂行するのに適切な期間か
		6	研究に関連した専門的知識および研究背景についての文献検討が十分に行われているか
		7	研究対象者の責任・判断能力に応じて、代諾者の同意を得る方法は明記されているか
		8	研究対象者の選定手続きの公平性は保たれているか
人権の擁護・自由意思		9	研究対象者に対し、研究協力の自由性が確保されているか、また、研究参加の有無に関わらず不利益がないことを保障しているか
		10	質問に対しての回答や、研究の一部の参加を拒否・辞退できる配慮がなされているか
		11	研究協力に伴う不快、不自由、不利益、リスクについて十分に検討しているか
		12	予測される研究対象者の不快・不利益・不自由・リスク等を最小限にする方法を講じているか
		13	研究によって得られる利益（協力者・社会）と不利益のバランスが十分に検討されているか
情報保護		14	研究対象者の個人情報保護（匿名性の確保）の方法は十分に行われているか
		15	データや資料を厳重に管理し、個人情報の保護に努めているか
情報提供・同意		16	研究依頼書には対象者に合わせて目的、内容、手順がわかりやすく明記されているか
		17	研究依頼書には研究対象者の匿名性、個人情報保護について明記されているか
		18	研究協力に伴う不快、不自由、不利益、リスクなどが説明されているか
		19	研究依頼書にはいつでも参加を拒否、辞退でき、それによる不利益がないことを明記されているか
		20	研究依頼書には研究結果の公表方法について明記されているか
		21	同意書及び同意書撤回書 には研究者用と研究対象者用の控え（コピーでも可）を用意し、それぞれに説明者、研究対象者欄に署名欄があるか
		22	同意書は原則文章で受け取っているか（ただし、質問紙調査等、回答、提出があったことを以て同意を得たとみなすことが可能。その場合は、依頼文に同意の得方を明記）
		23	研究依頼書および同意書が、研究協力者（管理責任者、対象者等）の理解に沿った内容であり、必要部数が準備されているか　（必要に応じて）
		24	研究依頼書には研究対象者からの質問に答える準備があることおよび連絡方法が明記されているか

年度看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）

【　研究計画書　研究倫理・学位論文　】審査結果に対する回答書

年　　月　　日

申請者

氏名

研究指導教員

受付番号：

研究課題名：

令和　　年　　月　　日の【　研究計画書・研究倫理・学位論文　】審査「　　」の判定結果について、以下の点を追加修正しましたので、再提出いたします。

指摘箇所	訂正箇所

別記様式第１号

令和　　年　　月　　日

誓　約　書

公立大学法人
名桜大学理事長　殿

所属＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名(自署)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

私は、名桜大学の構成員として、下記事項について誓約します。

１．名桜大学が指定する研究活動等不正防止に関する教育を受講し、その内容を理解したこと

２．名桜大学で定める諸規則を遵守し、研究活動等における不正行為及び不適切行為を行わないこと

３．諸規則に違反して不正行為及び不適切行為を行った場合は、名桜大学、公的研究費の配分機関の処分及び法的な責任を負い、その損害を賠償すること

（表紙　例　16 ポイント　ゴシック体）

手術を受ける壮年期患者の不安要因に関する研究

ー初めての手術を受けた退院時の聞き取りからー

2025 年度

名桜大学大学院　看護学研究科
看護学専攻（博士前期課程）

M22024〇〇〇　　名桜　〇〇

研究指導教員名　教授　〇〇〇〇

提出日：〇年〇月〇日

－目次(例)－　(12pt　ゴシック)

Ⅰ　はじめに　序章　緒言　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　○

Ⅱ　研究の背景　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　○

Ⅲ　研究目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　○

Ⅳ　研究方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　○
　1　研究対象
　2　調査期間
　3　研究場所
　4　研究方法
　5　倫理的配慮

Ⅴ　結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　○

Ⅵ　考察　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　○

Ⅶ　おわりに　終章　結論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　○

謝辞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　○

引用文献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　○

資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　○

（1）論文執筆要領

①ページ設定

用紙は、A4版、縦置きで横書きを用いる。全て片面印刷とする。

余白は、上25mm、下25mm、左30mm、右20mmとする。文字数と行数は、それぞれ40文字／行、36行／頁とする。ページ番号は、本文（はじめに・序論）から引用・参考文献の終わりまでフッターの中央につけ、表題、目次、付表・付図にはつけない。ただし、付表・付図には、付表番号、付図番号をつける。

②表紙の書式

A4用紙1枚に、表題、副題、所属、学籍番号･氏名、研究指導教員氏名を中央に配置する。
表題と副題は紙面の中央よりやや上部に配置し、所属等は紙面の下部に配置する。表題のフォントはMSゴシック16ポイントとする。

③本文の書式

各章のタイトル（例　I　はじめに）は12ptMSゴシック、各節は11ptMSゴシック左寄せで、本文は10.5ptMS明朝、左寄せとする。各章のタイトルの上下には空白行を1行ずつ設ける。また、各節のタイトルの上にも空白行を1行設ける。論文の構成は、研究指導教員と相談すること。
文中の句読点はピリオド(.)及びカンマ(,)を使用して書くこと。

（2）抄録原稿の執筆要領

①使用するフォントとサイズ

タイトル：ゴシック　16pt　　サブタイトル：ゴシック　12pt
学籍番号・学生氏名：ゴシック　10.5pt　　見出し：ゴシック10.5pt
本文：MS明朝　10pt
参考引用文献等　10pt
図･表キャプション：ゴシック　9pt(図は下側、表は上側に記載すること)

②レイアウト

余白：上20mm、下25mm、左15mm、右15mm

タイトル･サブタイトル、学生氏名までは1段落とし、見出し、本文以降を2段組とする。段組間は2文字とし、一行の文字数を26文字、行数を49行とする(数字、英字等が含まれている場合はこの限りではない)。本文（引用文献･参考文献）の後に改行し、右揃えで研究指導教員名（研究指導教員：桜花　散歩）を記載する。ページ数は2ページとし、見開きとする。

様式第１号

研究指導 教員認印	

学　位　論　文　審　査　願

年　　月　　日

名桜大学大学院
看護学研究科長（博士前期課程）　殿

分野・領域名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
学生番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

このたび名桜大学学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項第２条の規定に基づき、下記のとおり学位論文を提出しますので、審査くださるよう関係書類を添えてお願いします。

記

論文題目

チェックリスト（修士論文審査用）

分野　　学生番号　　氏名

＊論文提出の際は、このチェックリストも提出すること。
＊ファイルにして提出すること。

提出先：教務課
提出〆切：12 月中旬～下旬

書類	必要部数	本人チェック欄	事務室チェック欄
学位論文審査願 （様式第 1 号）	原本 1 部（綴じない）		
論文要旨 （様式第 2 号）	原本 1 部　コピー3 部		
修士論文	原本 1 部　コピー3 部		

＊教務保管：原本 1 部　コピー：（主査 1 部、副査 1 部、研究指導教員 1 部）
＊基礎科目（基礎必修科目 2 科目 4 単位、基礎共通科目選択 4 科目 8 単位以上）、
基本科目（3 科目 6 単位以上）演習・研究科目（演習 4 単位）を履修していること。

＜学位論文審査後提出＞
提出先：教務課
提出〆切：1 月下旬

書類	必要部数	本人チェック欄	事務室チェック欄
論文要旨 （様式第 2 号）	原本 1 部　コピー3 部		
修士論文	原本 1 部　コピー3 部		
指摘箇所回答書	原本 1 部　コピー3 部		

＊教務保管：原本 1 部　コピー：（主査 1 部、副査 1 部、研究指導教員 1 部）

＜発表会終了後最終提出＞
提出先：教務課
提出〆切：2 月下旬

書類	必要部数	本人チェック欄	事務室チェック欄
論文要旨 （様式第 2 号）	原本 1 部		
修士論文	原本 1 部		
抄録	原本 1 部		
学修進捗状況報告書	1 部		

＊教務課保管 1 部、大学院生室 1 部、研究指導教員 1 部とする。
＊提出書類は穴を開けずにクリアファイルで提出する。

様式第２号

論　文　要　旨

分野・領域名

学生番号

氏　　名　　印

論文題目

論文要旨（字数 800 字程度）

様式第２号

Abstract

Field of Studies

Student Number

Signature

Thesis Title

Abstract（about 500 words）

様式第３号　　年　月　日

名桜大学大学院
看護学研究科長（博士前期課程）　殿

学位論文審査委員
主　査　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
副　査　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
副　査　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

学位論文審査及び最終試験の結果報告書

このたび、審査会として、学位論文の審査及び最終試験を終了しましたので、その結果について、名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）の学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項第５条に基づき、下記のとおり報告します。

記

分野・領域名	分野　　領域			
指導教員				
学生番号		氏名		
成績評価	学位論文	合格　不合格	最終試験	合格　不合格
論文題目				
審査要旨	＊　記載内容 ①修士学位を授与するにふさわしいとする見解 ＊学位が授与される資格があると判定したときは、この報告書の末尾は以下を参考にして簡潔にまとめること。 「本研究は・・・について、その・・・を研究したものであり、・・・について重要な知見を得た価値があるものとして認める。提出された修士論文は、看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）が定める学位論文審査基準を満たしており、修士（看護学）の学位を得る資格がある。」			

様式第３－１号　　年　　月　　日

名桜大学大学院
看護学研究科長（博士前期課程）　殿

学位論文審査委員
主　査　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
副　査　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
副　査　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

学位論文及び最終試験の審査経過報告書

このたび、審査会として、学位論文の審査及び最終試験を終了しましたので、その結果について、名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）の学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項第５条に基づき、下記のとおり報告します。

記

分　野　名	分野			
指導教員				
学生番号		氏　名		
成績評価	学位論文	合　格　不合格	最終試験	合　格　不合格
論文題目				

審査要旨

提出された論文について、研究指導教員および研究指導補助教員が、研究目的、研究方法の妥当性、結果の解釈、学術的意義ならびに論文全体の一貫性の観点から審査を行った。

1. 研究の概要

（抄録を簡略化して記載）

本研究は、○○を目的とした○○研究（研究デザイン）である。○○を対象として○○の方法により実施された。主な結果として○○、○○、○○が明らかにした。これらの結果は、○○に関する学術的意義および新規性を示唆するものである。

2. 倫理的配慮

本研究は、名桜大学倫理審査委員会の承認を得て実施された。

3. 学位論文および最終試験の結果

1）実施日：○年○月○日

2）審査体制：研究指導教員および研究指導補助教員による論文審査ならびに公開による口述発表および質疑応答

3）評価内容：

論文は構成および内容ともに概ね適切であり、口述発表および質疑応答においても、研究背景、方法、結果ならびに看護への示唆について適切な説明がなされた。一部、修正および追記を要する点について指摘を行い、主な指摘内容は○○、○○、○○であった。

令和○年○月○日に修正論文が再提出され、研究指導教員および研究指導補助教員が内容を確認した結果、指摘事項は適切に修正され、研究方法の妥当性および論旨の一貫性が確保されていると判断した。

4. 総評

本研究は、○○の可能性を示した点に新規性が認められる。今後の課題は残されているものの、○○○に向けた基礎的知見として意義を有する。

5. 審査結果

以上の審査結果を踏まえ、本論文および最終試験は、当該課程の学位論文審査基準を満たすものと判断し、「合格」と判定した。

修士論文発表用抄録　執筆要領

名桜大学大学院

I. A4 縦、横書きにて作成を行う。使用フォントは、タイトルと見出しが MS ゴシック体、本文は MS 明朝体とする。文字サイズは、タイトルが 16 ポイント、氏名や見出しは 10.5 ポイントとし、本文は 10 ポイントとする。

※英文にて作成する場合は、本文の使用フォントを Times New Roman とする。

II. 抄録は 2 段組構成で作成し、両面印刷 1 枚及びデータ（pdf.形式）を各研究科において定められた所定の期日までに提出する。

III. 余白は上 20mm、下 25mm、左 15mm、右 15mm とする。

IV.「タイトル」(1 行目）は中央揃えとする。「氏名（学生番号)」(2 行目)、「研究指導教員（3 行目）は右揃えとする。

V. 文章は常態で簡潔にまとめることとする。

・ピリオド(.)及びカンマ(,)を使用して書くこと。

VI. 図表の挿入は可能とする。

VII. 項目は研究内容に沿って、記載をする。

i. はじめに（緒言）（Introduction）

ii. 研究背景（Background）

iii. 研究目的（Purpose、 Aim）

iv. 研究方法（Method）

※倫理的配慮については該当しない学生は省略可とする。

v. 結果（Result）

vi. 考察（Discussion）

vii. まとめ（結論）（Conclusion）

viii. 謝辞(Acknowledgements)

※省略可

ix. 参考文献(Bibliography、 References)

VIII. 参考文献(Bibliography、 References)について

1）和文の参考文献については、論文には「　　」、書名及び雑誌名には『　　』を入れる。

2）和文のみで参考文献を記す場合、著者名に基づいて五十音順に記す。

3）英文の参考文献については APA(American Psychological Association)書式を用いて作成する。

4）文献は、書名（thesis を含む)、雑誌名には通常の大文字を用い、各単語は冠詞、前置詞等を除いて大文字で始める。書名、雑誌名はイタリック体（斜体）で記す。

5）同一著者の文献が 2 点以上ある場合は年代順に並べる。 2 点目以降も、著者名と雑誌名は省略しない。

IX. その他、研究指導教員と調整の上、作成を進めることとする。

（例）□□□□□における□□□□に関する研究（16pt）

－□□□□に焦点を当てて－(12pt)

（学生番号）M22024〇〇〇　〇〇 〇〇　（名前）　(10.5pt)
研究指導教員　〇〇　〇〇　研究指導補助教員　〇〇　〇〇　・　〇〇　〇〇

Ⅰ　はじめに（緒言）(10.5pt 見出し)

(10pt　本文)〇〇〇

図・表

○○○

Ⅲ．学生生活に関する内容

Ⅲ.　学生生活に関する内容

１．長期履修制度

長期履修については、名桜大学大学院看護学研究科長期履修学生規程により、3 年間の履修が認められる。申出は、入学後から 1 年以内に行うものとし、大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）委員会の議を経て決定する。

２．奨学金

奨学金については、名桜大学大学院看護学研究科奨学金規定に基づき、給付される。施設、団体等の奨学金については個人で確認する。

３．授業料減免

授業料減免については、名桜大学の授業料免除及び徴収猶予取扱規定に定める。

４．研究支援補助金

大学院生への研究支援として、書籍や消耗品、学会発表に要する旅費交通費について、補助金が支給される。大学院生研究支援補助金申請要項にそって申請することができる。（別紙：研究支援補助金申請要項）

５．研究室（自習室）の利用方法

大学院学生の研究室（自習室）については、北部地域看護系医療人材育成支援施設の 1 室を看護学研究科学生の専用の研究室・共同演習室として使用する。研究室には、ネットワーク環境を整備した PC、机、椅子を整備する。また、共用の書籍等の書棚や研究資料等を保管する個人用ロッカーを設置する。看護学科棟出入り口の鍵、研究室入り口の鍵、ロッカーの鍵は個人貸与とする。修了時また途中で使用する必要がなくなった場合は、教務課に速やかに返却する。紛失時は個人の責任で賠償する。看護学科棟出入り口の鍵、研究室入り口の鍵はすべて共用であるため、紛失しないように注意する。また、他人との貸し借りは厳禁とする。

研究室の備品等に不具合が生じた場合は、教務課または大学施設課に連絡する。

平日の看護学科棟の開錠は 8 時から 22 時、土曜日は 12 時から 17 時であり、原則として守衛が取り扱う。それ以外の時間や休日等は、個人で開錠、施錠を行う。

6. 図書館の利用

開館時間は平日 8 時 45 分から 22 時、土曜日は 12 時から 18 時、日曜・祝祭日は休館日となっている。

大学院生への館外貸出は 10 点以内、期間は 4 週間となっており、館外貸出を受けるときは、借りたい図書に学生証を添えて図書館カウンターに提出する。

図書館の蔵書は館内の蔵書検索端末（OPAC）や図書館ウェブサイトにて、館内および館外から検索できる。電子ブックについては、学内から図書館ウェブサイト内の OPAC にアクセスし、アカウントを作成すれば、学外からも利用できる。電子ジャーナルやデータベースについても図書館ウェブサイトから利用できるが、学内からのアクセスに限る。

そのほか、レファレンスサービス、文献複写サービス、ILL サービス（他館資料の複写・借受）、予約・リクエストサービスについては、図書館カウンターにて受付けている。

（名桜大学附属図書館利用規定参照）

７．PC の利用方法

PC の利用については、入学時に名札、学生証等と一緒に配布される ID・パスワードを入力し利用することができる。

PC が利用できる場所は、研究室の他に PC 教室、図書館、MM教室等がある。

8． 学生相談

(1) 相談窓口

学生に対する修学支援は、個々の学生の研究指導を担当する教員が行い、入学から修了するまできめ細やかな履修指導を行う。また、教員のオフィスアワーや電子メールを利用した修学相談も実施している。

(2) カウンセリング

学生相談室にてカウンセラーが、皆さんの不安や悩みなどの相談に応じる。

(3) ハラスメント被害について

アカデミックハラスメント、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、など、世の中に　は様々なハラスメントが存在する。誰もが知らぬ間にハラスメントの加害者又は被害者になる可能性がある。本学では、「ハラスメントのないキャンパスに向けて」積極的に取り組んでいる。一人で悩まずに、学内の相談窓口を活用すること。

【相談窓口】

・メール相談：(総務課) soumu@meio-u.ac.jp
・電話相談：(総務課) 0980-51-1100
　　(学生課) 0980-51-1057
　　(学生相談室・保健センター) 0980-51-1066
・ＦＡＸ相談：(総務課) 0980-52-4640
　　(学生課) 0980-51-1124
・手紙相談：〒905-8585
　　名護市為又 1220-1　公立大学法人名桜大学「総務課長」宛て（親展）

(4) ハラスメント相談・問題解決の流れ

① 相談者：
・相談窓口にメール又は電話、ＦＡＸ、手紙による相談の申し出

↓

② 相談員との面談：
・相談内容と状況の確認。解決策の検討。

↓

③ 事実確認の調査：
・調査委員会による聞き取り調査

↓

④ 相談者の希望と調査に基づく対応：
・加害者への改善指導・処分　・再発防止への具体的な対策　・相談者との面談

↓

良好な学び・教育研究・就労職場環境の回復

Ⅳ. 諸　規　則

名桜大学学則

（平成６年４月１日制定）

第１章　総則

第１節　目的

（目的）

第１条　本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき深く専門の学芸を教授研究し、幅広い知識を授け、世界の文化の進展と人類の平和に貢献しうる人材を育成することを目的とする。

（自己点検・評価）

第１条の２　本学は、教育研究の質の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、点検及び評価を行うものとする。

２　自己点検・評価の結果は公表し、教育研究の質保証及び改善に努める。

３　自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。

第２節　組織

（学部）

第２条　本学に次の学部を置く。

国際学部

人間健康学部

２　前項の学部に置く学科及びその入学定員、編入学定員、収容定員は、次のとおりとする。ただし、編入学定員は３年次定員とする。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
国際学部	国際文化学科	１８０人	５人	７３０人
	国際観光産業学科	１６０人	５人	６５０人
人間健康学部	スポーツ健康学科	９５人	５人	３９０人
	看護学科	８０人	５人	３３０人
	健康情報学科	８０人	５人	３３０人
計		５９５人	２５人	２４３０人

３　前項に規定する国際学部各学科の入学定員中５人は外国人留学生とする。

（大学院）

第２条の２　本学に大学院を置く。

２　大学院に関する規程は、別に定める。

（助産学専攻科）

第２条の３　本学に助産学専攻科を置く。

２　助産学専攻科に関する規程は、別に定める。

（附属図書館）

第３条　本学に附属図書館を置く。

２　附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。
第３条の２　本学に附属研究所を置く。
２　附属研究所に関し必要な事項は、別に定める。
（事務局）
第４条　本学に事務局を置く。
２　事務局の組織に関し必要な事項は、別に定める。

第３節　職員

（職員）
第５条　本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置く。
２　職制に関し必要な事項は、別に定める。
（学長）
第５条の２　学長は、校務をつかさどり、職員を統督する。
（副学長）
第５条の３　副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
２　副学長に関し必要な事項は、別に定める。
（職員の連携及び協働）
第５条の４　本学は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教育職員と事務職員との適切な役割分担の下で連携体制を確保し、協働して職務を行うものとする。

第４節　教育研究審議会及び教授会

（教育研究審議会）
第６条　本学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究審議会を置く。
２　教育研究審議会の運営に関する規定は、別に定める。
（教授会）
第６条の２　本学の学部に教授会を置く。
２　教授会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

第５節　学年、学期及び休業日

（学年）
第７条　本学の学年は４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（学期）
第８条　学年を次の２学期に分け、学期ごとに授業科目を開設し、第１５条に定めるところにより単位の認定を行う。
前学期　４月１日から９月３０日まで
後学期　１０月１日から翌年の３月３１日まで
２　学長は、前項の学期の期間を必要に応じて変更することができる。
（休業日）
第９条　休業日は次のとおりとする。

(1)　日曜日及び土曜日
(2)　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律１７８号）に規定する休日
(3)　沖縄県慰霊の日　６月２３日
(4)　創立記念日　１２月２１日
(5)　夏季休業　８月１日から９月３０日まで
(6)　冬季休業　１２月２１日から翌年１月４日まで
(7)　春季休業　３月１日から３月３１日まで
２　学長は、前項の休業日を必要に応じて変更することができる。
３　臨時休業日は、その都度学長が定める。
４　休業日の期間中でも必要な実習その他を課することができる。

第２章　修業年限及び在学期間

（修業年限）
第１０条　本学の修業年限は、４年とする。
２　前項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、支障のない場合に限り、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。
３　長期履修の取扱いに関する細則は、別に定める。
（在学期間）
第１１条　学生は、修業年限の２倍を超えて在学することができない。
２　前項の規定に関わらず、第２３条の規定により入学した者は、４年を超えて在学することができない。
３　第１項の規定に関わらず、第２４条第１項及び第２５条第１項の規定により入学した者は、入学後の在学すべき年数の２倍を超えて在学することができない。

第３章　教育課程

（教育課程の編成方針）
第１２条　本学は、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、学部及び学科ごとに体系的な教育課程を編成するものとする。
（人材養成の目的）
第１２条の２　学部の人材養成の目的を次のとおり定める。
(1)　国際学部
平和・自由・進歩の建学の精神に基づいた幅広い教養と地域社会及び国際社会への深い理解をそなえた有為な人材を養成する。
ア　国際文化学科
沖縄県が持つ地理的・歴史的・文化的特性を活用し、多文化理解力、高い日本語能力、英語をはじめとする外国語の実践的運用能力を身につけ、地域社会および国際社会で活躍できる人材を養成する。
イ　国際観光産業学科
観光産業および地域振興における社会的ニーズに対応し、多様化する問題・課題のマネジメント能力をそなえ、地域社会および国際社会に貢献できる実践力のある人材を養成する。

(2)　人間健康学部

平和・自由・進歩の建学の精神に基づいた幅広い教養と調和のとれた知・徳・体をそなえた人材及び心身の健康を支援する有為な人材を養成する。

ア　スポーツ健康学科

人間の「こころ」と「からだ」を科学的に研究し、人格の尊重、生命の尊厳を指導できる資質をそなえた健康支援の人材を養成する。

イ　看護学科

人間としての尊厳・健康に生きる権利を擁護し、自己評価能力・自己教育力を身につけ、広く社会に貢献できる看護職者を養成する。

ウ　健康情報学科

数理・データサイエンス・AI の手法を駆使し、保健・ 医療・福祉などを含む健康分野と社会全般に関するデータを分析することで、新たな価値やサービスの創出に貢献できる人材を養成する。

（教育研究上の目的）

第１２条の３　学部の教育研究上の目的を次のとおり定める。

(1)　国際学部

ア　国際文化学科

自国及び環太平洋地域を中心とする国・地域の言語・文化・政治等に関する知見を基礎に学際的研究及び理論、実践、比較研究を通じ、地域社会及び国際社会における課題の解決に取り組む。

イ　国際観光産業学科

観光産業および地域振興における社会的ニーズの変化とともに多様化する問題・課題に対応して、学際的研究及び理論、実践、比較研究を通じ、観光現象を探求・究明する。

(2)　人間健康学部

ア　スポーツ健康学科

人間理解、健康理解を基礎として、食生活・栄養、運動・スポーツ、心理、社会福祉、保健・医療の幅広い視点に立った多面的角度から「スポーツと健康」を探求・究明する。

イ　看護学科

地域に根ざしたケアリング文化を発掘・継承・発展させ、人類の健康増進に務め且つ看護学のグローバルな発展に寄与することを目的に教育研究活動を推進する。

ウ　健康情報学科

数理・データサイエンス・AI の手法を駆使し、保健・ 医療・福祉などを含む健康分野と社会全般に関するデータを分析することで､多面的な視点から｢健康と情報」を探求・究明する。

（３つのポリシー）

第１２条の４　本学は、人材養成並びに教育研究上の目的を踏まえ、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、及び入学者受入れの方針（以下、「３つのポリシー」という。）を定める。

２　３つのポリシーに関し必要な事項は、別に定める。

（授業科目の名称及び単位数等）

第１３条　本学における授業科目の名称並びに単位数は、各学部履修規程に定める。

２　授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目とする。

３　外国人留学生対象の外国語教育科目の種類及び単位数は、各学部履修規程に定める。
４　卒業に必要な単位数は、各学部履修規程に定める。
（授業の方法）
第１３条の２　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又はこれらの併用により行うものとする。
２　本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができるものとする。
３　本学は、第一項の授業を、外国において履修させることができるものとする。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。
４　本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行うことができるものとする。
（単位の計算方法）
第１４条　授業科目の単位の計算方法は、１単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業及び授業時間外に必要な学修を考慮し、次の基準により単位数を計算するものとする。
(1)　講義及び演習については、１５時間から３０時間の授業をもって１単位とする。
(2)　実験、実習及び実技については、３０時間から４５時間の授業をもって１単位とする。
(3)　講義又は演習及び実験、実習又は実技の二つ以上の方法で構成される授業科目については、上記(1)及び(2)を勘案し、１６時間から４５時間をもって１単位とする。
２　前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目については、必要な学修の成果を考慮して、単位数を定めることができる。
（単位の授与）
第１５条　授業科目を履修した者には、試験及び出席状況その他によって認定の上、単位を与える。
（成績評価）
第１６条　授業科目の成績は、秀（１００～９０点）、優（８９～８０点）、良（７９～７０点）、可（６９～６０点）及び不可（５９点以下）の５種類の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし不可を不合格とする。ただし、実習の場合は、合格又は不合格の評語をもって表すことができる。
（授業日数）
第１７条　学年の授業日数は、定期試験の日数も含め、３５週にわたることを原則とする。
（各授業科目の授業時間）
第１７条の２　各授業科目の授業は、８週又は１５週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りではない。
（授業を行う学生数）
第１７条の３　本学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とする。

第４章　入学、編入学、転入学及び再入学

（入学）

第１８条　入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び外国人学生の入学については、学期の始めとすることができる。

（入学資格）

第１９条　本学の入学資格は、次のとおりとする。

(1)　高等学校を卒業した者

(2)　通常の課程による１２年の学校教育を修了した者

(3)　外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4)　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5)　文部科学大臣の指定した者

(6)　高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）

(7)　専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(8)　学校教育法第９０条第２項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

(9)　大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、１８歳に達した者

（入学志願手続）

第２０条　入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

（入学者の選抜）

第２１条　入学志願者に対しては、選抜試験を行う。

（入学手続及び入学許可）

第２２条　選抜試験の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、個人情報取扱い同意書その他必要な書類を提出しなければならない。

２　学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（編入学）

第２３条　編入学の入学資格は、次のとおりとする。

(1)　大学を卒業した者又は大学に２年以上在学し６０単位以上を修得した者

(2)　短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

(3)　学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第９２条の３に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し又は卒業した者

２　編入学を志願する者は、所定の期日までに編入学願書に編入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

３　編入学志願者に対しては、選抜試験を行う。
４　選抜試験の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、保証書その他必要書類を提出しなければならない。
５　学長は、前項の編入学手続を完了した者に編入学を許可する。

（転入学）

第２４条　他の大学に在学中の者で、本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は、相当年次に入学を許可することができる。
２　転入学を希望する者は、現に在学する大学の学長の許可書を願書に添付しなければならない。
３　前２項に定めるもののほか、転入学に関し必要な事項は別に定める。

（再入学）

第２５条　次の各号の一に該当する者で、同一学科に再入学を志願する者があるときは、学長は、相当年次に入学を許可することができる。
(1)　第２８条による退学者
(2)　第２９条第５号、第６号及び第７号の規定により除籍された者
２　前項に定めるもののほか、再入学に関し必要な事項は別に定める。

第５章　休学、復学、退学、除籍、転学部、転学科及び転学

（休学）

第２６条　病気その他の理由により修学を中止しようとする者は、医師の診断書又は理由書を添えて願い出、学長の許可を得て休学することができる。
２　学長は、病気その他の理由により修学が不適当と認められる者に対して、必要な期間休学を命ずることができる。
３　休学期間は、当該学期又は学年の終わりまでとする。ただし、特別の理由があるときは、休学期間を延長することができる。
４　休学期間は通算して４年を超えることはできない。
５　前項の規定に関わらず、第２３条の規定により入学した学生の休学期間は、通算して２年を超えることはできない。
６　第４項の規定に関わらず、第２４条第１項及び第２５条第１項の規定により入学した学生の休学期間は、入学後の在学すべき年数を超えることができない。
７　休学期間は、第１０条に規定する修業年限及び第１１条に規定する在学期間に算入しない。

（復学）

第２７条　休学期間を満了した者、又は休学期間満了前にその理由が消滅した者は、所定の期日までに願い出、学長の許可を得て復学することができる。
２　病気による休学者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付するものとする。

（退学）

第２８条　退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

（除籍）

第２９条　次の各号の一に該当する者は、学長が、これを除籍する。
(1)　長期間にわたり行方不明の者
(2)　在学期間を超えた者
(3)　第２６条第４項、第５項及び第６項に定める休学期間を超えてなお修学できな

い者
(4)　病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
(5)　休学期間満了後督促してもなお所定の手続きをしない者
(6)　授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
(7)　卒業に要する最終学年を除く一学年の修得単位(第３５条により認定された単位は除く。）が１６単位未満の者

（転学部）

第３０条　本学の学生で、他の学部への転出（以下「転学部」という。）を志望する者があるときは、学長は、相当年次に転学部を許可することができる。

２　前項に規定するもののほか、転学部については、別に定める。

（転学科）

第３０条の２　本学の学生で、転学科を志願する者があるときは、学長は、相当年次に転学科を許可することができる。

２　前項に規定するもののほか、転学科については、別に定める。

（転学）

第３１条　本学の学生で他の大学へ入学又は転入学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

第６章　卒業及び学位

（卒業）

第３２条　次の要件を満たした者には、学長が卒業を認定する。
(1) 第１０条に規定する修業年限在籍した者
(2) 第１３条第４項に規定する単位を修得した者
(3) 卒業判定に合格した者

２　卒業判定に係る卒業見込判定等については、別に定める。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修）

第３３条　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、６０単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第３４条　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

２　前項に与えることができる単位数は、前条第１項及び第２項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて６０単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第３５条　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位（第３９条及び第４０条の規定により履修した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第１項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることが

できる。
３　前２項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第３３条第１項及び第２項並びに前条第１項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて６０単位を超えないものとする。
（遠隔授業により修得することができる単位数）
第３５条の２　第１３条の２第２項の授業の方法により修得できる単位数は、第１３条第４項に規定する卒業の要件として修得すべき単位数のうち、６０単位を超えないものとする。
（教員の免許状授与の所要資格の修得）
第３５条の３　教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）及び教育職員免許法施行規則（昭和２９年文部省令第２６号）の定めるところに従い、各学部履修規程に定めるところにより授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。
２　本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、各学部履修規程に定める。
（他学部等における授業科目の履修等）
第３５条の４　学生は、他の学部又は他の学科の授業科目を履修することができる。
２　前項の規定の実施に際し必要な事項は、別に定める。
（学位）
第３６条　本学を卒業したものには、学士の学位を授与する。
２　学位に関し必要な事項は、別に定める。

第７章　学費

（学費及びその他の納入金）
第３７条　本学の学費は、諸納入金の種類及び額等については、公立大学法人名桜大学学費及び諸納入金に関する規程の定めるところによる。

第８章　科目等履修生、特別聴講学生及び聴講生

第３８条　削除

（科目等履修生）
第３９条　本学において、授業科目の履修を希望する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、学長は、当該学部の教授会の議を経て科目等履修生として入学を許可することができる。
２　科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

第４０条　削除

（特別聴講学生）
第４１条　他の大学等との協議に基づき、当該大学等の学生に授業科目の履修を認め

ることができる。
２　前項の規定により授業科目の履修が認められた学生は、特別聴講学生と称する。
（聴講生）
第４１条の２　学外者が本学の授業科目の聴講を希望する場合、学長は、聴講生として受け入れることができる。
２　聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

第９章　公開講座

（公開講座）
第４２条　大学の教育を広く社会に開放し、生涯学習に対する要望に応えるとともに、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第１０章　賞罰

（表彰）
第４３条　学生として表彰に価する行為があった者は、学長は、これを表彰する。
（懲戒）
第４４条　学生が、本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為があったときは、学長は、これを懲戒する。
２　前項の懲戒の種類は、訓告、停学又は退学とする。
３　前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
(1)　性行不良で改善の見込みがないと認められる者
(2)　学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
(3)　本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第１１章　寄宿舎

（寄宿舎）
第４５条　本学に寄宿舎を置く。
２　寄宿舎に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
この学則は、平成６年４月１日から施行する。

附　則
この学則は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成１０年３月２７日）
１　この学則は、平成１０年４月１日から施行する。
２　平成１０年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成１１年３月２６日）

1　この学則は、平成１１年４月１日から施行する。

2　平成１１年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成１２年３月２９日）

1　この学則は、平成１２年４月１日から施行する。

2　改正後の第２条第２項の規定にかかわらず、国際学部の国際文化学科、経営情報学科及び観光産業学科の平成１２年度から平成１４年度までの収容定員は次のとおりとする。

学　　部	学　　科	平成１２年度	平成１３年度	平成１４年度
国際学部	国際文化学科	４７０人	４７０人	４６５人
	経営情報学科	４７０人	４７０人	４６５人
	観光産業学科	４７０人	４７０人	４６５人
計		１４１０人	１４１０人	１３９５人

3　平成１２年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

4　改正後の第３７条の３及び別表５の規定は、平成１２年４月１日を休学及び入学の始期とする者から適用する。

附　則（平成１３年３月２８日）

1　この学則は、平成１３年４月１日から施行する。

2　平成１３年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成１４年３月２９日）

1　この学則は、平成１４年４月１日から施行する。

2　平成１４年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成１４年７月３１日）

この学則は、平成１４年７月３１日から施行し、改正後の第３７条の２及び第３７条の４の規定は、平成１４年４月１日から適用する。

附　則（平成１５年３月２８日）

1　この学則は、平成１５年４月１日から施行する。

2　平成１５年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成１６年３月２８日）

1　この学則は、平成１６年４月１日から施行する。

2　平成１６年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成１７年３月２９日）

1　この学則は、平成１７年４月１日から施行する。
2　平成１７年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成１８年３月２９日）
1　この学則は、平成１８年４月１日から施行する。
2　平成１８年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成１９年３月２７日）
1　この学則は、平成１９年４月１日から施行する。
2　平成１９年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成２０年３月２７日）
1　この学則は、平成２０年４月１日から施行する。
2　平成２０年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成２０年１１月２８日）
1　この学則は、平成２１年４月１日から施行する。
2　平成２１年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成２２年３月４日）
1　この学則は、平成２２年４月１日から施行する。
2　平成２２年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成２３年１月２６日）
1　この学則は、平成２３年４月１日から施行する。
2　平成２３年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成２３年９月２８日）
1　この学則は、平成２４年４月１日から施行する。
2　平成２４年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成２４年１０月２４日）
1　この学則は、平成２５年４月１日から施行する。
2　平成２５年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成２５年１０月２４日）

1　この学則は、平成２６年４月１日から施行する。
2　平成２６年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成２６年９月２７日）
1　この学則は、平成２７年４月１日から施行する。
2　平成２７年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成２７年３月２８日）
1　この学則は、平成２７年４月１日から施行する。
2　国際学部国際文化学科、経営情報学科、観光産業学科は、平成２７年３月３１日をもって廃止する。

附　則（平成２７年９月３０日）
1　この学則は、平成２８年４月１日から施行する。
2　平成２８年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成２８年９月２７日）
1　この学則は、平成２９年４月１日から施行する。
2　平成２９年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成２８年１２月２１日）
1　この学則は、平成２９年４月１日から施行する。
2　平成２９年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成２９年９月２９日）
1　この学則は、平成３０年４月１日から施行する。
2　平成３０年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成３０年３月２９日）
1　この学則は、平成３０年４月１日から施行する。
2　平成３０年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（平成３１年２月１５日）
1　この学則は、平成３１年４月１日から施行する。
2　平成３１年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（令和２年２月１７日）
1　この学則は、令和２年４月１日から施行する。

2　令和２年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（令和２年３月２７日）

1　この学則は、令和２年４月１日から施行する。
2　令和２年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（令和３年３月２４日）

1　この学則は、令和３年４月１日から施行する。
2　令和３年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（令和３年６月２９日）

1　この学則は、令和４年４月１日から施行する。
2　令和４年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（令和３年１２月２４日）

1　この学則は、令和４年４月１日から施行する。
2　令和４年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附　則（令和５年３月２９日）

1　この学則は、令和５年４月１日から施行する。
2　令和５年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
3　国際学群国際学類は、改正後の第２条第２項の規定にかかわらず、当該学群学類に在学する者が当該学群学類に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　則（令和５年１２月２７日）

1　この学則は、令和６年４月１日から施行する。
2　令和６年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
3　国際学群国際学類は、改正後の第２条第２項の規定にかかわらず、当該学群学類に在学する者が当該学群学類に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　則（令和６年１２月２６日）

1　この学則は、令和７年４月１日から施行する。
2　令和７年３月３１日に在学する者には、改正後の第１３条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
3　国際学群国際学類は、改正後の第２条第２項の規定にかかわらず、当該学群学類に在学する者が当該学群学類に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

名桜大学大学院学則

（平成１３年４月１日制定）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この学則は、名桜大学学則（以下「本学学則」という。）第２条の２第２項の規程に基づき、名桜大学大学院（以下「大学院」という。）に関し必要な事項を定める。

（大学院の目的）

第２条　大学院は、広い視野に立って精深な学識を授け、高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力及び専攻分野における研究能力を養うことを目的とする。

（養成する人材）

第２条の２　大学院国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）は、グローバル化、情報化が進展する国内外における諸課題の解決に必要な高度の専門的知識と広い視野を持つ人材を養成する。

（1）高度の専門職業人の養成

（2）高度の研究能力を有する教育・研究者の養成

（3）地域の産業及び社会文化の振興の諸課題に的確にかつ柔軟に対応できる人材の養成

２　大学院国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）は、高度の外国語運用能力を駆使し、沖縄（琉球）・アジアと南北アメリカ（ハワイを含む）に特化した環太平洋の地域文化の研究を行い、地域社会や国際社会において活躍できる研究者の養成を目指す。

（1）高度の普遍的な研究能力を有する研究者の養成

（2）地域の社会文化振興の諸課題に的確かつ柔軟に対応できる研究者の養成

３　大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻（修士課程）は、スポーツ・健康分野に関する学修を通して、高度な専門的知識と研究力を身に付け、理論と実践を往還できる高度専門職業人を養成する。

４　大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）は、地域に根ざし地域の健康問題を創造的に解決していく卓越した看護実践能力の育成と看護現象の解明を目的とした研究能力の開発、看護の新たな価値の創出を目指す人材を養成する。

（1）高度の専門職業人の養成

（2）高度の研究能力を有する教育・研究者の養成

５　大学院看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）は、沖縄の歴史や文化に根差したケアリングの理解をもとに、人々の健康と生活の質向上のための看護学研究を自律して行い、看護学の発展に寄与する高度な研究能力を有する看護教育研究者を養成する。

（自己評価等）

第３条　前条の目的を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価し、公表する。

２　前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に則して適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行う。

３　自己点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

（研究科及び専攻）

第４条　大学院に、次の研究科及び専攻を置く。
（1）国際文化研究科　国際文化システム専攻（修士課程）
（2）国際文化研究科　国際地域文化専攻（博士後期課程）
（3）スポーツ健康科学研究科　スポーツ健康科学専攻（修士課程）
（4）看護学研究科　　看護学専攻（博士前期課程）
（5）看護学研究科　　看護学専攻（博士後期課程）
２　研究科に関し、必要な事項は別に定める。
（入学定員及び収容定員）
第５条　大学院の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科・専攻	課　程	入学定員	収容定員
国際文化研究科 国際文化システム専攻	修士課程	６人	１２人
国際文化研究科 国際地域文化専攻	博士後期課程	２人	６人
スポーツ健康科学研究科 スポーツ健康科学専攻	修士課程	６人	１２人
看護学研究科看護学専攻	博士前期課程	６人	１２人
看護学研究科看護学専攻	博士後期課程	２人	６人

第２章　教員組織等

（教員組織）
第６条　大学院における研究の指導は、原則として本学専任教授が行い、授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当する。ただし、必要がある場合は、兼任教員が担当することができる。
２　大学院に客員教授を置くことができる。客員教授に関し必要な事項は、別に定める。
（教育職員と事務職員の連携と協働）
第６条の２　大学院は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教育職員と事務職員との適切な役割分担の下で連携体制を確保し、協働して職務を行うものとする。

第３章　運営組織

（大学院委員会）
第７条　大学院に、名桜大学大学院委員会（以下「委員会」という。）を置く。
２　委員会は、学長が招集し、その議長となる。
３　学長に事故あるとき又は欠けたときは、委員会においてあらかじめ選出された者が招集しその議長となる。
（委員会の構成）
第８条　委員会の構成は、次に掲げる者をもって組織する。

（1）学長
（2）副学長
（3）研究科長
（4）その他学長が必要と認めた者　若干人
2　前項第４号の委員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。
3　前項第４号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
4　委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。
5　委員会の議事は、委員会の議を経て、学長が決定する。
6　委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

（委員会の審議事項）

第９条　委員会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
（1）学生の入学及び課程の修了に係る方針に関すること。
（2）学位の授与に係る方針に関すること。
（3）教育課程の編成に関すること。
（4）大学院担当教員の教育研究業績審査に関すること。
（5）その他学長が必要とする教育研究に関する重要事項に関すること。
2　委員会は、前項に規定するもののほか、次の事項を審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
（1）大学院に係る学則及び規程等に関すること。
（2）大学院の点検及び評価に関すること。
（3）大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究に関すること。
（4）大学院に係る人事、予算、行事及び施設整備等に関すること。
（5）履修方法に関すること。
（6）学生の身分及び賞罰に関すること。
（7）試験、成績判定及び論文審査に関すること。
（8）その他大学院に関する重要事項

（研究科長）

第１０条　大学院に研究科長を置き、大学院研究科を担当する教授のなかから学長が指名し、理事長に推薦するものとする。
2　研究科長は、各専攻の運営を総括する。
3　研究科長の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

（研究科委員会）

第１１条　大学院に研究科委員会を置く。
2　研究科委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は別に定める。
第１２条　削除

第４章　学年、学期及び休業日

（学年等の準用）

第１３条　大学院の学年、学期及び休業日については、本学学則第７条から第９条の規程を準用する。

第５章　修業年限及び在学年限

（修業年限）

第１４条　大学院の標準修業年限は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 修士課程及び博士前期課程　２年

(2) 博士後期課程　３年

２　前項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を越えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修し課程を修了することを申し出たときは、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）について、各研究科委員会の議を経て、学長が認めることができる。

３　長期履修の取扱いに関する細則は、別に定める。

４　第１項の規定にかかわらず、入学前に大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。また、科目等履修生として修得した単位を含む。）を大学院において修得したものとみなした場合、当該単位の修得により大学院の修士課程及び博士前期課程又は博士後期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して１年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなし、修業年限を短縮することができることとする。

（在学年限）

第１５条　大学院における在学年限は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 修士課程及び博士前期課程は４年を超えることはできない。

(2) 博士後期課程は６年を超えることはできない。

第６章　入学、休学、復学、転学、留学、退学及び除籍等

（入学の時期）

第１６条　入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、かつ教育上支障がないと委員会が認めるときは、学期の始めとすることができる。

（入学資格）

第１７条　大学院国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）及び大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻（修士課程）に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法第８３条（昭和２２年法律第２６号）に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第１０４条第７項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における１６年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１６年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における１６年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度に

おいて位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が３年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者（昭和２８年文部省告示第５号）

(9) 学校教育法第１０２条第２項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

(10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で２２歳に達したもの

(11) 大学に３年以上在学し、又は外国において学校教育における１５年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと委員会が認める者

2　大学院国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和５１年法律第７２号）第１条第２項に規定する１９７２年１２月１１日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第４号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和４９年文部省令第２８号）第１６条の２に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第１１８条）

(8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、２４歳に達したもの

3　大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1)　学校教育法第８３条（昭和２２年法律第２６号）に定める大学を卒業した者

(2)　学校教育法第１０４条第７項の規定により学士の学位を授与された者
(3)　外国において学校教育における１６年の課程を修了した者
(4)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１６年の課程を修了した者
(5)　我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における１６年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
(6)　外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が３年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
(7)　専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
(8)　文部科学大臣の指定した者（昭和２８年文部省告示第５号）
(9)　学校教育法第１０２条第２項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
(10)　大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業したものと同等以上の学力があると認めた者で２２歳に達したもの

4　大学院看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
(2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和５１年法律第７２号）第１条第２項に規定する１９７２年１２月１１日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
(6) 外国の学校、第４号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和４９年文部省令第２８号）第１６条の２に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
(7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第１１８条）
(8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と

同等以上の学力があると認めた者で、２４歳に達したもの

（入学志願）

第１８条　大学院に入学を志願する者は、入学願書及び所定の書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに手続きをしなければならない。

（入学者の選抜）

第１９条　入学志願者に対しては、選抜を行い、研究科委員会の議を経て学長が合格者を決定する。

２　前項の選抜は、学力検査、面接、出願書類等を総合して行うものとする。

３　前項の選抜の方法、時期、内容等については、その都度定める。

（入学手続き及び入学許可）

第２０条　合格の通知を受けた者は、所定の書類を添えて、第４４条に定める入学金及び授業料等を納入しなければならない。

２　学長は、前項の入学手続きを完了した者に対して入学を許可する。ただし、入学金又は授業料の徴収猶予を願い出た者については、その未納にかかわらず入学を許可することができる。

（再入学）

第２１条　学長は、第２６条の規定による退学者で、再入学を志願する者については、相当年次に入学を許可することができる。

（転入学）

第２２条　学長は、他の大学院の学生で転入学を志願する者については、欠員のある場合に限り、相当年次に入学を許可することができる。

２　転入学を希望する者は、現に在学する他大学院研究科長の許可書を願書に添付するものとする。

（休学）

第２３条　病気その他の理由により修学を中止しようとする者は、医師の診断書又は理由書を添えて願い出、学長の許可を得て休学することができる。

２　学長は、病気その他の理由により修学が不適当と認められる者に対して、必要な期間休学を命ずることができる。

（休学期間）

第２４条　休学期間は、当該学期又は学年の終わりまでとする。ただし、特別の理由があるときは、休学期間を延長することができる。

２　休学期間は、通算して次の各号に定める年数を超えることはできない。

（1）修士課程及び博士前期課程　２年

（2）博士後期課程　３年

３　休学期間は、第１５条に定める在学年限には算入しない。

（復学）

第２５条　休学期間を満了した者、又は休学期間満了前にその理由が消滅した者は、所定の期日までに願い出て学長の許可を得て復学することができる。

２　病気による休学者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付するものとする。

（退学）

第２６条　大学院を退学しようとする者は、退学願を提出して、学長の許可を得なければな

らない。

（転学）

第２７条　他の大学院に転学しようとする者は、転学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

（留学）

第２８条　学長は、外国の大学院へ留学を希望する者については、留学願を提出させ、留学を許可することができる。

２　前項による留学は、外国の大学院の在学期間１年に限り、本学における在学期間に算入することができる。

３　留学に関し必要な事項は、別に定める。

（除籍）

第２９条　次の各号の一に該当する者は、学長が、これを除籍する。

(1) 長期間にわたり行方不明の者

(2) 在学期間を超えた者

(3) 第２４条第２項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者

(4) 病気その他の理由により、成業の見込がないと認められる者

(5) 休学期間満了後督促してもなお所定の手続きをしない者

(6) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

２　前項により除籍された者は、原則として再入学をすることはできない。

第７章　教育課程及び履修方法等

（教育課程の編成方針）

第３０条　大学院は、当該研究科及び専攻の教育研究上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

（授業及び研究指導）

第３０条の２　大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

２　大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。

（組織的な研修等）

第３０条の３　大学院は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

２　大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

３　大学院は、第３０条の２第２項の規定により授業科目について補助する者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。

（授業科目及び単位数）

第３１条　大学院研究科における授業科目及び単位数は、各研究科で定める規程のとおりとする。

（授業の方法）

第３１条の２　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うことができるものとする。

２　大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができるものとする。

３　大学院は、第１項の授業を、外国において履修させることができるものとする。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

４　大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第１項の授業の一部を校舎及び付属施設以外の場所で行うことができるものとする。

（単位の計算基準）

第３２条　授業科目の単位の計算方法は、１単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業及び授業時間外に必要な学修を考慮し、次の基準により単位数を計算するものとする。

（1）講義及び演習については、１５時間から３０時間の授業をもって１単位とする。

（2）実験、実習及び実技については、３０時間から４５時間の授業をもって１単位とする。

２　前項の規定にかかわらず、研究指導等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（成績評価基準等の明示等）

第３２条の２　大学院は、学生に対して、授業、研究指導の方法と内容及び一年間の授業と研究指導の計画をあらかじめ明示する。

２　大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対しその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

（履修方法）

第３３条　大学院の授業科目の履修方法等については、別に定める。

（教育方法の特例）

第３４条　大学院は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第３５条　学長は、教育上有益と認めたときは、他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

２　前項の規定により、履修した授業科目については、修士課程においては１５単位を超えない範囲で、博士後期課程においては１０単位を超えない範囲で大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす。

３　第１項の履修期間は、在学期間に含まれるものとする。

４　他の大学院で履修できる授業科目の種類、単位数及び履修方法等については、別に定め

る。

（入学前の既取得単位等の認定）

第３６条　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院（他の大学院を含む。以下同じ。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を入学後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定により修得したものとみなす単位数は、再入学及び転入学の場合を除き、大学院において修得した単位以外のものについては、修士課程及び博士前期課程においては１５単位を超えない範囲で、博士後期課程においては１０単位を超えない範囲までとし、第３５条によりみなす単位数と合わせて修士課程においては２０単位を超えないものとし、博士後期課程においては１０単位を超えないものとする。

（他の大学院等における研究指導）

第３７条　大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、１年を超えないものとする。

第８章　課程の修了要件

（単位の授与）

第３８条　授業科目を履修した学生に対しては、試験及び出席状況その他研究報告等により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

（成績の評価）

第３９条　授業科目の成績は、秀（１００～９０点）、優（８９～８０点）、良（７９～７０点）、可（６９～６０点）及び不可（５９点以下）の５種類の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし不可を不合格とする。ただし、実習の場合は、合格又は不合格の評語をもって表すことができる。

（課程の修了要件）

第４０条　国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）の修了要件は、大学院に２年以上在学し、研究科で定める規程のとおり、所要の科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に１年以上在学すれば足りるものとする。また、入学前に大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。また、科目等履修生として修得した単位を含む。）を大学院において修得したものとみなした場合、当該単位の修得により大学院の修士課程又は博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して１年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなし、修業年限を短縮することができる。

２　前項の規定において、大学院の目的に応じ適当と認められたときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3　国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）の修了要件は、博士後期課程に３年以上在学し、研究科で定める規程のとおり、所要の科目について所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受け、研究論文１編以上が査読付学術誌において掲載、又は受理された上で博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に１年以上在学すれば足りるものとする。また、入学前に大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。また、科目等履修生として修得した単位を含む。）を大学院において修得したものとみなした場合、当該単位の修得により大学院の博士後期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して１年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなし、修業年限を短縮することができる。

4　スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻（修士課程）の修了要件は、大学院に２年以上在学し、研究科で定める規程のとおり、所要の科目について所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に１年以上在学すれば足りるものとする。また、入学前に大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。また、科目等履修生として修得した単位を含む。）を大学院において修得したものとみなした場合、当該単位の修得により大学院の修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して１年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなし、修業年限を短縮することができる。

5　看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）の修了要件は、大学院に２年以上在学し、研究科で定める規程のとおり、所要の科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該博士前期課程の目的に応じ、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に１年以上在学すれば足りるものとする。また、入学前に大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。また、科目等履修生として修得した単位を含む。）を大学院において修得したものとみなした場合、当該単位の修得により大学院の修士課程又は博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して１年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなし、修業年限を短縮することができる。

6　前項の規定において、大学院の目的に応じ適当と認められたときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

7　看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）の修了要件は、大学院に３年以上在学し、研究科で定める規程のとおり、所要の科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に１年以上在学すれば足りるものとする。また、入学前に大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。また、科目等履修生として修得した単位を含む。）を大学院において修得したものとみなした場合、当該単位の修得により大学院の修士課程又は博士課程

（前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して１年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなし、修業年限を短縮することができる。

（修士論文の審査及び最終試験）

第４１条　修士論文の最終試験の合否は、審査会の報告に基づき研究科委員会が決定する。

２　最終試験は、所定の単位を取得し、かつ修士論文を提出した者について口述又は筆記試験によって行う。

（博士論文の審査及び最終試験）

第４１条の２　博士論文及び最終試験の合否は、審査会の報告に基づき研究科委員会が決定する。

２　最終試験は、所定の単位を取得し、かつ博士論文を提出した者について口述又は筆記試験によって行う。

（学位の授与）

第４２条　大学院修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

２　大学院博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

３　学位に関し必要な事項は、別に定める。

第９章　教育職員免許状

（教育職員免許状授与の所要資格の取得）

第４３条　大学院国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）及び大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻（修士課程）において、中学校教諭専修免許状又は高等学校教諭専修免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を取得しなければならない。

２　大学院国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）及び大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻（修士課程）において、当該所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	教育職員免許状の種類	免許教科
国際文化研究科	国際文化システム専攻	中学校教諭専修免許状	英語
		高等学校教諭専修免許状	英語・商業
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	中学校教諭専修免許状	保健体育
		高等学校教諭専修免許状	保健体育
		養護教諭専修免許状	養護

３　前項に定める教育職員の免許状を取得するために必要な科目は各研究科で定める規程のとおりとする。

第１０章　入学検定料、入学金及び授業料等

（入学金及び授業料等）

第４４条　本学の学費、諸納入金の種類及び額等については、公立大学法人名桜大学学費等及び諸納入金に関する規程の定めるところによる。

第１１章　特別聴講学生、特別研究生、科目等履修生等及び外国人特別学生等

（特別聴講学生）

第４５条　学長は、特定の授業科目を履修しようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学院との協議に基づき、その履修を認めることができる。

２　前項により授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講学生と称する。

（特別研究学生）

第４６条　学長は、研究指導を受けようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学院との協議に基づき、その受入れを認めることができる。

２　前項により受入れた学生は、特別研究学生と称する。

（科目等履修生）

第４７条　学長は、大学院の学生以外の者で、大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

（研究生）

第４８条　学長は、大学院において特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、研究生として入学を許可することができる。

（委託研究生）

第４９条　学長は、官公庁、外国政府、地方自治体等の学外機関から大学において特定の授業科目の履修及び研究指導の委託があったときは、大学院学生の教育研究に支障のない範囲で、委託研究生として入学を許可することができる。

２　委託研究生は、その履修した授業科目について試験を受けることができる。

３　前項の試験を受け合格した者には、成績を記載した証明書を交付することができる。ただし、単位は授与しない。

（外国人特別学生）

第５０条　学長は、外国人で大学院に志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することができる。

２　外国人特別学生については、定員外とすることができる。

３　外国人特別学生の選考方法については、別に定める。

第１２章　賞罰

（表彰）

第５１条　学生として表彰に値する行為があった者は、学長がこれを表彰する。

２　表彰の選考基準については、別に定める。

（懲戒）

第５２条　学生が、本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、学長は、これを懲戒する。

２　前項の懲戒の種類は、訓告、停学又は退学とする。
３　前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
（1）性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
（2）学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
（3）本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
４　懲戒に関し、必要な事項は、別に定める。

第１３章　奨学制度

（奨学制度）
第５３条　学生の研究を奨励するため、奨学制度を設ける。
２　奨学制度に関し、必要な事項は、別に定める。

第１４章　雑則

（準用規程）
第５４条　この学則に定めるもののほか、大学院の学生に関し、必要な事項は、本学学則及びその他の学部諸規程を準用する。
２　前項において、この学則に準用する場合は、「学部」を「研究科」と「教授会」を「研究科委員会」とそれぞれ読み替えるものとする。

附　則
この学則は、平成１３年４月１日から施行する。
附　則
この学則は、平成１５年４月１日から施行する。
附　則
１　この学則は、平成１６年４月１日から施行する。
２　平成１６年３月３１日に在学する者には、改正後の第３１条の規定にかかわらず従前の規程を適用する。
附　則（平成１６年７月３０日）
この学則は、平成１６年９月１日から施行する。
附　則
この学則は、平成１７年４月１日から施行する。
附　則（平成１８年３月２９日）
この学則は、平成１８年４月１日から施行する。
附　則（平成１９年３月２７日）
この学則は、平成１９年４月１日から施行する。
附　則（平成２０年３月２７日）
この学則は、平成２０年４月１日から施行する。
附　則（平成２１年３月２７日）

この学則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年１２月２４日）

この学則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年１月２３日）

この学則は、平成２５年１月２３日から施行する。

附　則（平成２６年２月２７日）

この学則は、平成２６年４月１日から施行し、改正後の第８条は平成２５年４月１日から適用する。

附　則（平成２６年９月２７日）

この学則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年３月２８日）

この学則は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、平成２７年３月３１日までに在学する者には、改正後の第２９条第１号の規程を適用する。

附　則（平成２７年９月３０日）

１　この学則は、平成２８年４月１日から施行する。

２　改正前の第８条第１項第７号に掲げる者の任期は、平成２８年３月３１日までとする。

３　平成２８年３月３１日に在学する者には、改正後の第３１条の規定に関わらず従前の規程を適用する。

附　則（平成２９年３月２９日）

１　この学則は、平成２９年４月１日から施行する。

２　平成２９年３月３１日に在学する者には、改正後の第３１条の規定に関わらず従前の規程を適用する。

附　則（平成３０年６月２９日）

１　この学則は、平成３０年６月２９日から施行する。

２　平成２８年４月１日以後に入学した者は、改正後の別表１の単位数を適用する。

附　則（平成３１年２月１５日）

１　この学則は、平成３１年４月１日から施行する。

２　平成３１年３月３１日に在学する者には、改正後の第３１条の規定に関わらず従前の規程を適用する。

附　則（令和２年３月２７日）

１　この学則は、令和２年４月１日から施行する。

２　令和２年３月３１日に在学する者には、改正後の第３１条の規定に関わらず従前の規程を適用する。

附　則（令和２年３月２４日）

１　この学則は、令和３年４月１日から施行する。

２　令和３年３月３１日に在学する者には、改正後の第３１条の規定に関わらず従前の規程を適用する。

附　則（令和３年１２月２４日）

１　この学則は、令和４年４月１日から施行する。

2　令和４年３月３１日に在学する者には、改正後の第３１条の規定に関わらず従前の規程を適用する。

附　則（令和５年３月２９日）

1　この学則は、令和５年４月１日から施行する。

2　令和５年３月３１日に在学する者には、改正後の第３１条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

則（令和６年３月２５日）

1　この学則は、令和６年４月１日から施行する。

2　令和６年３月３１日に在学する者には、改正後の第３１条の規定に関わらず、なお従前の例による。

附　則（令和７年３月２６日）

1　この学則は、令和７年４月１日から施行する。

2　令和７年３月３１日に在学する者には、改正後の第３１条の規定に関わらず、なお従前の例による。

附　則（令和７年１２月２４日）

1　この学則は、令和８年４月１日から施行する。

2　令和８年３月３１日に在学する者には、改正後の第３１条及び第３９条の規定に関わらず、なお従前の例による。

名桜大学学位規則

（平成１３年４月１日制定）

（趣旨）

第１条　この規則は、学位規則（昭和２８年文部省令第９号）第１３条、名桜大学学則第３６条第２項及び名桜大学大学院学則第４２条第２項の規定に基づき、名桜大学（以下「本学」という。）が行う学位授与の手続き及び方法に関する必要な事項を定める。

（学士の学位授与の要件）

第２条　学士の学位授与は、本学を卒業した者に対し行う。

（修士の学位授与の要件）

第３条　修士の学位の授与は、本学大学院修士課程及び博士前期課程（以下「修士課程及び博士前期課程」という。）を修了した者に対し行う。

（博士の学位授与の要件）

第４条　博士の学位の授与は、本学大学院博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）を修了した者に対し行う。

（学位論文の提出）

第５条　修士の学位論文は、研究科長（修士課程及び博士前期課程）に提出する。

２　博士の学位論文は、研究科長（博士後期課程）に提出する。

第６条　提出する学位論文は、１編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

第７条　研究科委員会は、審査のため必要があるときは、論文の抄訳及びその他の資料の提出を求めることができる。

第８条　受理した論文は、返付しない。

（審査の付託）

第９条　研究科長は、第５条第１項及び第２項の規定より学位論文を受理したときは、研究科委員会に審査を付託しなければならない。

第１０条　研究科委員会は、学位論文の審査を付託されたときは、審査会を設置し、審査させるものとする。

２　審査会は、３人以上の審査委員をもって組織する。

３　審査会は、学位論文の審査のほか最終試験、又は学力の確認を行う。

４　研究科委員会は、学位論文の審査に当たって必要があるときは、他の大学院又は研究所等の教員等に審査の協力を求めることができる。

（最終試験）

第１１条　最終試験は、学位論文審査終了後、学位論文を中心として口述又は筆記試験によって行う。

（審査の確認）

第１２条　学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認は、その在学期間中に終了しな

ければならない。

（研究科委員会への報告）

第１３条　審査会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、その審査要旨に意見を付して、最終試験又は学力の確認の成績とともに、文書で研究科委員会に報告しなければならない。

（研究科委員会の議決）

第１４条　研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位授与の可否を議決する。

２　前項の議決は、出席委員の３分の２以上の賛成がなければならない。

（学長への報告）

第１５条　研究科長は、研究科委員会が前条第１項の議決をしたときは、学位論文の審査要旨、最終試験又は学力の確認の成績を添えて議決の結果とともに、文書で学長に報告しなければならない。

（学位の授与）

第１６条　学長は、前条の報告に基づき、学位授与の可否を決定し、授与すべき者には、所定の学位記を交付し、授与できない者には、その旨を本人に通知する。

２　学長は、前項によって学位を授与したときは、研究科長に通知する。

（学位授与の報告）

第１７条　本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から３月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

（論文要旨の公表）

第１８条　本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から３月以内に、当該博士の学位の授与にかかる論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（論文の公表）

第１９条　博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から１年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときはこの限りではない。

２　前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

３　博士の学位を授与された者が行う前２項の規定による公表は、本学が協力し、インターネットの利用により行うものとする。

（専攻分野の名称）

第２０条　学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記する。

２　専攻分野の名称は次の表のとおりとする。

（学士の専攻分野の名称）

学部	学科	名　称
国際学部	国際文化学科	国際文化学
	国際観光産業学科	国際観光産業学
人間健康学部	スポーツ健康学科	スポーツ健康学
	看護学科	看護学
	健康情報学科	健康情報学

（修士及び博士前期課程の専攻分野の名称）

研究科	専攻	名称
国際文化研究科	国際文化システム専攻	国際文化、国際観光産業
看護学研究科	看護学専攻	看護学
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	スポーツ健康科学

（博士の専攻分野の名称）

研究科	専攻	名称
国際文化研究科	国際地域文化専攻	国際地域文化
看護学研究科	看護学専攻	看護学

（学位の名称）

第２１条　本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「名桜大学」と付記しなければならない。

（学位授与の取消し）

第２２条　学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、学士にあっては教授会、修士及び博士にあっては大学院委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表する。

２　教授会又は大学院委員会において前項の議決をする場合は、学士にあっては教授会規則第５条第２項の規定、修士及び博士にあっては学位規則第１４条第２項の規定を準用する。

（学位記の様式）

第２３条　学位記の様式は、学士にあっては別紙様式１－１、様式１－２、修士にあっては別紙様式２－１及び２－３、博士前期課程にあっては様式２－２、博士にあっては別紙様式３－１、様式３－２のとおりとする。

（補則）

第２４条　この規則で定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、学士にあっては学長、修士及び博士にあっては研究科長が別に定める。

（雑則）

第２５条　この規則の改廃は、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附　則

1　この規則は、平成１３年４月１日から施行する。

2　この規則施行前に授与された学士の学位は、この規則に基づき授与されたものと見なす。

附　則

1　この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

2　平成１９年３月３１日に在学する者には、改正後の第１６条第２項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附　則

1　この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

2　平成２３年３月３１日に在学する者には、改正後の第１６条第２項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附　則

1　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

2　平成２６年３月３１日に在学する者には、改正後の第１６条第２項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附　則

1　この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

2　平成３１年３月３１日に在学する者には、改正後の第１７条第２項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附　則（令和３年１２月１６日）

1　この規則は、令和４年４月１日から施行する。

2　令和４年３月３１日に在学する者には、改正後の第１７条第２項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附　則（令和４年３月２３日）

1　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

2　令和５年３月３１日に在学する者には、改正後の第１７条第２項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附　則（令和６年２月２８日）

1　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

2　令和６年３月３１日に在学する者には、改正後の第１７条第２項及び第２０条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令和７年２月２６日）

1　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

2　令和７年３月３１日に在学する者には、改正後の第２０条第２項及び第２３条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式１－１　　（国際学部を卒業した場合）

学位記

氏名

年月日生

名桜大学之印

本学国際学部　学科所定の課程を修めたので卒業を認定し学士（　　）の学位を授与する

年月日

名桜大学長　氏名印

第　号

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする

様式１－２　　（人間健康学部を卒業した場合）

学位記

氏名

年月日生

名桜大学之印

本学人間健康学部　学科所定の課程を修めたので卒業を認定し学士（　　）の学位を授与する

年月日

名桜大学長　氏名印

第　号

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする

様式２－１　　（修士課程を修了した場合）

学位記

氏名

年月日生

本学大学院国際文化研究科

専攻の修士課程において

所定の単位を修得し学位論文の

審査及び最終試験に合格したので修士（　　）の学位を授与する

年月日

名桜大学長　氏名印

国研修第　号

名桜大学之印

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式２－２　　（博士前期課程を修了した場合）

学位記

氏名

年月日生

本学大学院看護学研究科

専攻の博士前期課程において

所定の単位を修得し学位論文の

審査及び最終試験に合格したので修士（　　）の学位を授与する

年月日

名桜大学長　氏名印

看研修第　号

名桜大学之印

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式２－３　　（修士課程を修了した場合）

学位記

氏名

年月日生

名桜大学之印

本学大学院スポーツ健康科学研究科

専攻の修士課程において

所定の単位を修得し学位論文の

審査及び最終試験に合格したので修士（　　）の学位を授与する

年　月　日

名桜大学長　氏名　印

ス研修第　号

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式３－１　　（博士後期課程を修了した場合）

学位記

氏名

年月日生

名桜大学之印

本学大学院国際文化研究科

専攻の博士後期課程において

所定の単位を修得し学位論文の

審査及び最終試験に合格したので博士（　　）の学位を授与する

年　月　日

名桜大学長　氏名　印

国研博第　号

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式３－２　　（博士後期課程を修了した場合）

学位記

名桜大学之印

氏名

年月日生

本学大学院看護学研究科

専攻の博士後期課程において

所定の単位を修得し学位論文の

審査及び最終試験に合格したので博士（　　）の学位を授与する

年　月　日

名桜大学長　氏　名　印

看研博第　　号

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）規程

（平成２３年４月１日制定）

（趣旨）

第１条　この規程は、名桜大学大学院学則（以下「学則」という。）第４条第２項に基づき、看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）に関し必要な事項を定める。

（専攻等）

第２条　看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）（以下「研究科（博士前期課程）」という。）に次の分野を置く。

専　攻	分野等
看　護　学	基盤看護学分野
	臨床看護学分野

２　臨床看護学分野にCNS（Certified Nurse Specialist）コースを置く。

（授業科目及び単位数）

第３条　研究科（博士前期課程）における授業科目及び単位数は、別表１又は別表２のとおりとする。

（研究指導教員及び研究指導補助教員）

第４条　学生の研究及び論文指導（以下「研究指導」という。）のため、研究指導教員を置く。

２　研究指導教員は、研究指導を行う専任の教授、上級准教授及び准教授をもって充てる。

３　研究指導教員は、学生の研究を指導し併せて学生の授業科目の履修等に適切な助言を行う。

４　研究指導補助教員は、研究指導教員を補佐する専任の教授、上級准教授及び准教授をもって充てる。

５　研究指導補助教員は、研究指導教員を補佐し、より多角的な視野から学生の研究と論文作成の助言と支援を行う。

６　学生は、入学後所定の期日までに研究指導教員及び研究題目を定め、研究科長（博士前期課程）に届け出なければならない。（別紙　様式１）

７　研究指導教員の変更は、原則として認めない。ただし、特別の事情が生じた場合に限り、名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士前期課程委員会（以下「博士前期課程委員会」という。）の議を経て変更を認めることができる。（別紙　様式２）

（教育方法の特例）

第５条　研究科における授業及び研究指導は、委員会が教育上特に必要があると認める場合に限り、別に指定する特定の時間又は時期に行うことができる。

（履修方法）

第６条　学生は、履修に当たっては、第３条別表１又は別表２より、共通科目、専門科目及び演習・研究科目から合計３０単位以上履修しなければならない。

２　国際文化研究科（修士課程）の共通科目及び教育研究領域科目（演習科目除く）並びにスポーツ健康科学研究科（修士課程）の共通科目及び専門科目を履修することができるものとする。

３　前項の規定により、履修した場合は、第３条別表１により修了に必要な単位として取り扱うことができるものとする。

（科目履修手続）

第７条　学生は、各学期の始めに履修しようとする授業科目を所定の様式により研究科長（博士前期課程）に届けなければならない。

２　休業期間等に臨時に開設される科目の履修については、そのつど科目の登録を行うものとする。

３　学生は、研究指導教員の履修指導のもとに科目の登録及び履修を行うものとする。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第８条　学長は、研究指導教員が必要と認めたときは、学則第３５条に定めるところにより、他の大学院の授業科目を履修させることができる。

２　前項の規定により修得した授業科目については、１５単位を超えない範囲で、研究科（博士前期課程）において修得したものとみなす。

（単位の授与）

第９条　授業科目を履修した学生に対しては、試験及び出席状況その他研究報告等により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

２　病気その他のやむ得ない理由により、試験を受けることができなかった者については、追試験を行うことができる。

３　追試験の許可、実施の日程や方法は、授業科目担当教員が指定する。

４　試験を受けて不合格になった者についての再試験は行わない。

（成績の評価）

第１０条　試験又は研究報告書の成績評価は、秀、優、良、可、不可とし、秀、優、良、可を合格とする。

（修士論文の提出）

第１１条　修士論文に関する日程は、原則として次の表に掲げるとおりとする。なお、学生が論文題目及びその概要並びに論文を研究科長（博士前期課程）に提出する場合は、研究指導教員の承認を得るものとする。

事　　項	時　　期
論文題目の提出	１年次後学期または２年次前学期
研究計画書の提出	１年次後学期以降随時
研究計画発表会	研究計画提出後、研究指導教員・研究指導補助教員と調整した期日
研究倫理審査申請書の提出	随時

論文中間発表	本研究科の指定した期日
論文提出	３月修了予定者にあっては本研究科の指定した期日 ９月修了予定者にあっては本研究科の指定した期日

２　論文審査及び最終試験は、修了に必要な科目をすべて修得した者、又は修得見込みの者について行う。

（修了要件）

第１２条　研究科（博士前期課程）の修了要件は、大学院に２年以上在学し、別表１又は別表２より研究科（博士前期課程）所定の科目を３０単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、論文審査及び最終試験に合格することとする。

２　CNS コースにあっては、大学院学則第４０条第５項の規定により、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文に代えることができる。

（補則）

第１３条　この規程に定めるもののほか、研究科（博士前期課程）に関し必要な事項は博士前期課程委員会の議を経て研究科長（博士前期課程）が別に定める。

（改廃）

第１４条　この規程の改廃は、博士前期課程委員会の議を経て、研究科長（博士前期課程）が行う。

附　則

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年８月１３日）

１　この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

２　平成２８年３月３１日に在学する者には、改正後の第３条の規定に関わらず、従前の規程を適用する。

附　則（平成２９年２月１５日）

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年６月２９日）

１　この規程は、平成３０年６月２９日から施行する。

２　平成２８年４月１日以後に入学した者は、改正後の別表（第３条関係）の単位数を適用する。

附　則（令和４年１月２４日）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年２月１６日）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月２８日）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年１１月２０日）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和７年７月１日）

この規程は、令和７年７月１日から施行する。

附　則（令和７年１１月１９日）

１　この規程は、令和８年４月１日から施行する。

２　令和８年３月３１日に在学する者については、改正後の第１０条の規定に関わらず、なお従前の例による。

別表１（第３条関係）

看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）授業科目及び単位数

科目区分		授業科目名	配当年次	単位数 必修	単位数 選択	備考
共通科目	共通必修科目	看護理論	１後	2		必修科目３科目６単位を履修すること。
		看護学研究方法論Ⅰ	１前	2		
		看護学研究方法論Ⅱ	１後	2		
		小計（３科目）	－	6	0	
	共通選択科目	沖縄のケアリング文化	１前		1	４科目８単位以上履修すること。 うち４単位は、国際文化研究科（修士課程）の共通科目及び教育研究領域科目（演習科目除く）並びにスポーツ健康科学研究科（修士課程）の共通科目及び専門科目から履修することができる。
		看護教育学	１前		2	
		看護倫理学	１後		1	
		看護管理学	１後		2	
		コンサルテーション論	１後		2	
		ヘルスプロモーション論	１後		2	
		包括的健康アセスメント	１前		2	
		病態生理学	１後		2	
		臨床薬理学	１後		2	
		健康栄養学	１後		2	
		英語講読	１前		2	
		小計（11 科目）	－	0	20	
専門科目	基盤看護学分野	基盤看護学特論Ⅰ	１前		2	基盤看護学分野または臨床看護学分野のいずれかを選択し、特論Ⅰ及び特論Ⅱの２科目４単位以上履修すること。
		基盤看護学特論Ⅱ	１後		2	
		小計（２科目）	－	0	4	
	臨床看護学分野	臨床看護学特論Ⅰ	１前		2	
		臨床看護学特論Ⅱ	１後		2	
		小計（２科目）	－	0	4	
演習・研究科目		専門演習	１通	4		専門演習４単位、特別研究８単位を履修すること。
		特別研究	２通	8		
		小計（２科目）	－	12	0	
修得単位数合計				30		

□修了要件の 30 単位のうち、共通選択科目の 4 単位は、国際文化研究科（修士課程）の共通科目及び教育研究領域科目（演習科目除く）並びにスポーツ健康科学研究科（修士課程）の共通科目及び専門科目から履修することができる。

別表２（第３条関係）

看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）CNS コース授業科目及び単位数

授業科目			配当年次	単位数		備考
				必修	選択	
共通科目	共通必修科目	看護理論	1後	2		5科目10単位履修すること。
		看護学研究方法論Ⅰ	1前	2		
		包括的健康アセスメント	1前	2		
		病態生理学	1後	2		
		臨床薬理学	1後	2		
		小計（5科目）	-	10	0	
	共通選択科目	看護教育学*	1前		2	「看護教育学」「看護管理学」「コンサルテーション論」の3科目6単位から2科目4単位以上履修すること。
		看護管理学*	1後		2	
		コンサルテーション論*	1後		2	
		看護学研究方法論Ⅱ	1後		2	
		沖縄のケアリング文化	1前		1	
		看護倫理学	1後		1	
		ヘルスプロモーション論	1後		2	
		健康栄養学	1後		2	
		英語講読	1前		2	
		小計（9科目）	-	0	16	
専門科目		がん病態治療学特論	1前	2		11科目24単位以上履修すること。
		臨床看護学特論Ⅰ	1前	2		
		臨床看護学特論Ⅱ	1後	2		
		緩和ケア特論Ⅰ	1前	2		
		緩和ケア特論Ⅱ	1前	2		
		緩和ケア特別演習Ⅰ	1後	2		
		緩和ケア特別演習Ⅱ	1後	2		
		がん看護学実習Ⅰ	2前	2		
		がん看護学実習Ⅱ	2前	2		
		がん看護学実習Ⅲ	2前	4		
		がん看護学実習Ⅳ	2前	2		
		小計（11科目）	-	24	0	
演習・研究科目		課題研究Ⅰ	1後	2		「課題研究Ⅰ」2単位、「課題研究Ⅱ」4単位を履修すること。
		課題研究Ⅱ	2通	4		
		小計（2科目）	-	6	0	
修得単位数合計			44			

＊はCNSコースにおける選択必修科目である。

□修了要件の44単位のうち38単位はCNSコースの必修科目である。

□国際文化研究科（修士課程）の共通科目及び教育研究領域科目（演習科目除く）並びにスポーツ健康科学研究科（修士課程）の共通科目及び専門科目から履修することができる。

様式１（第４条第４項関係）

研 究 指 導 教 員 届

年　　月　　日

名桜大学大学院
　看護学研究科長（博士前期課程）　殿

看護学研究科　看護学専攻（博士前期課程）

学生番号

氏　　名　　印

研究指導教員を下記のとおり届け出ます。

記

研究題目	
研究導指教員	印

注　研究指導教員の承認を得て、入学年度の所定の期日までに研究科長（博士前期課程）に届け出しなければならない。

様式２（第４条第５項関係）

研究指導教員変更届

年　　月　　日

名桜大学大学院
　看護学研究科長（博士前期課程）　殿

看護学研究科　看護学専攻（博士前期課程）

学生番号

氏　　名　　印

研究指導教員の変更を下記のとおり届け出ます。

記

新	研究指導教員 印
旧	研究指導教員 印
理由	

研究指導教員 認　　印	

論　文　題　目　届

令和　　年　　月　　日

名桜大学大学院
看護学研究科長（博士前期課程）　殿

看護学研究科＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
分　　野　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
学　生　番　号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　　名　　印＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

このたび名桜大学大学院看護学研究科規程第１１条第１項に基づき、下記のとおり論文題目を提出します。

記

論文題目

名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士前期課程委員会規程

（平成２３年４月１日制定）

（趣旨）

第１条　名桜大学大学院学則第１１条第２項に基づく研究科委員会の組織として、名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士前期課程委員会（以下「博士前期課程委員会」という。）を置く。

２　この規程は、博士前期課程委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（組織）

第２条　博士前期課程委員会は、看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）の専任の教授をもって組織する。

２　博士前期課程委員会が必要と認めたときは、専任の上級准教授、及び准教授を博士前期課程委員会の委員とすることができる。

（審議事項）

第３条　博士前期課程委員会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1)　学生の入学及び課程の修了に関すること。

(2)　学位の授与に関すること。

(3)　教育課程の編成に関すること。

(4)　大学院担当教員の教育研究業績審査に関すること。

(5)　その他学長が必要とする教育研究に関する重要事項に関すること。

２　博士前期課程委員会は、前項に規定するもののほか、次の事項を審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(1)　履修方法に関すること。

(2)　学生の身分及び賞罰に関すること。

(3)　試験、成績判定及び論文審査に関すること。

(4)　研究科の点検及び評価に関すること。

(5)　その他研究科に関すること。

（博士前期課程委員会の招集及び議長）

第４条　研究科長（博士前期課程）は博士前期課程委員会を招集し、その議長となる。

２　博士前期課程委員会は、原則として毎月１回定例会議を開くものとする。ただし、必要がある場合には臨時に会議を開くことができる。

３　研究科長（博士前期課程）は、博士前期課程委員会委員の３分の１以上の者から特定の事項を議題とする博士前期課程委員会開催の求めがある場合には、速やかに会議を開催しなければならない。

４　研究科長（博士前期課程）が不在の場合は、あらかじめ研究科長（博士前期課程）が指名した者が職務を代行する。

（議事）

第５条　博士前期課程委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決す

ることはできない。
２　博士前期課程委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３　第１項及び第２項の定めにかかわらず、人事及び学位授与に関する議事を審議する場合は、博士前期課程委員会は、委員の３分の２以上の出席をもって成立し、議決は、出席者の３分の２以上の賛成を要する。
（意見の聴取）
第６条　博士前期課程委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。
（博士前期課程委員会の議事録）
第７条　博士前期課程委員会に、議事録をそなえ、会議の日時、場所、出席者及び議事の概要を整理記載する。
２　議事録は、会議毎に議長及び議長の指名する委員２人の署名を受けるものとする。
（庶務）
第８条　博士前期課程委員会の庶務は、教務課において処理する。
（補則）
第９条　この規程に定めるもののほか、博士前期課程委員会の運営に関し、必要な事項は博士前期課程委員会が別に定める。
２　この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附　則（平成２７年３月１０日）
この規程は、平成２７年４月１日から施行する。
附　則（平成３１年２月２１日）
この規程は、平成３１年４月１日から施行する。
附　則（令和元年１０月２３日）
この規程は、平成３１年４月１日から施行する。
附　則（令和４年１月２４日）
この規程は、令和４年４月１日から施行する。
附　則（令和５年３月３日）
この規程は、令和５年４月１日から施行する。
附　則（令和６年１２月２５日）
この規程は、令和７年４月１日から施行する。
附　則（令和８年２月２６日）
この規程は、令和８年４月１日から施行する。

名桜大学大学院長期履修規程

（令和６年６月１２日制定）

（趣旨）

第１条　この規程は、名桜大学大学院学則（平成１３年４月１日制定）第１４条第３項の規定に基づき、名桜大学大学院（以下「各研究科」という。）における長期履修の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

（長期履修学生）

第２条　職業を有している等の事情により、標準修業年限を越えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修し修了することを申し出た学生で、各研究科課程委員会の議を経て、学長が長期履修を認めた学生を長期履修学生として在学することを認める。

（対象者）

第３条　長期履修を申し出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、標準修業年限内での修学が困難な事情にあるものとする。

(1) 職業を有し、就業している者

(2) 家事、育児、介護、障害等により学業専念が困難である等、相当の事由があると認められる者

（長期履修期間）

第４条　長期履修期間は、１年を単位とし、次のとおりとする。

(1) 修士課程及び博士前期課程：標準修業年限に１年を加えた年数を超えてはならない。

(2) 博士後期課程：標準修業年限に３年を加えた年数を超えてはならない。

（長期履修の申出）

第５条　長期履修希望の申出は、入学後１年以内に行うものとする。

（手続）

第６条　長期履修を希望する者は、前条の申出期限内に、長期履修申請書（様式第１号）を学長に提出するものとする。

２　前項の申出があったときは、各研究科課程委員会の議を経て、学長が認めるものとする。

３　学長は、長期履修を認めた場合は、当該学生に対し、長期履修許可（様式第２号）の通知をする。

（履修期間の短縮）

第７条　長期履修の期間は、１回に限り、学長に申し出て短縮することができる。それ以外の期間の変更は認められない。

２　前項の履修期間の変更に伴い、各研究科の修了要件を満たすと見込める場合は、各研究科課程委員会の議を経て、履修期間の変更及び修了を認めることができるものとする。

３　履修期間の変更手続きは、前条の規定を準用する。

（履修）

第８条　長期履修学生は、履修計画及び研究計画に従い、計画的な履修を行わなければならない。

（授業料）

第９条　長期履修学生が１年間に納入する授業料は、入学金を除き、学則に定める標準修業年限に納入すべき総額を長期履修期間で除した額とする。

２　履修計画を超えて在学する場合は、長期履修学生でない学生が納入する授業料額を納入するものとする。

３　第７条によって長期履修期間の短縮が認められた者は、長期履修学生として納入すべき授業料の未納分を修了する学期に完納しなければならない。

（補則）

第１０条　この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行う。

附　則（令和６年６月１２日）

１　この規程は、令和７年４月１日から施行する。

２　令和６年度以前に入学し、既に長期履修が認められている者は、改正後の規程に関わらず、なお従前の例による。

様式第１号（第６条及び第７条関係）

年　　月　　日

長期履修（長期履修期間短縮）申請書

名桜大学長　殿

（申請者）

所　　属	□国際文化研究科（修士課程） □スポーツ健康科学研究科（修士課程） □看護学研究科（博士前期課程） □国際文化研究科（博士後期課程） □看護学研究科（博士後期課程）
学生番号	
フリガナ	
氏　　名	

下記のとおり、（ 長期履修　・　長期履修期間短縮　）※を希望するので申請します。

※該当を○印する

記

入学年月日	（西暦）　　年　　月　　日
申請希望期間	（西暦）　　年　　月　　日　から （西暦）　　年　　月　　日（　　年間）
申請理由	

【備考】

１　就業している場合は、勤務先が発行する勤務証明書（相当書類）を添付すること。

２　その他、各研究科が求める書類

３　長期履修期間の短縮を希望する場合は、当初許可された「長期履修許可通知」の写しを添付すること。

提出先：教務部教務課

様式第１号（第６条及び第７条関係）長期履修

面　談　票

学 生 番 号　：

氏　　名　：

【　所　見　】

上記のとおり面談（　□直接　・　□電話　・　□E-Mail　）したことを報告します。

年　　月　　日

□ 指 導 教 員

名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）研究倫理審査委員会規程

（平成３１年４月１日制定）

（目的）

第１条　この規程は、名桜大学研究倫理に関する規程に基づき、名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）（以下「研究科」という。）で行われる人を対象とする研究（以下「研究」という。）について必要な事項を定めることにより、人間の尊厳及び人権が尊重され、社会の理解を得た適切な研究の実施を確保することを目的とする。

（開催）

第２条　名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）は、学生から提出された研究倫理審査申請に基づき開催する。

（組織）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員を持って構成する。

(1)　研究科長（博士前期課程）

(2)　申請した学生の研究指導教員及び研究指導補助教員を除く博士前期課程委員会委員２名

(3)　研究科長が特に必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は指名されてから名桜大学研究倫理審査委員会の承認を得るまでとする。

２　委員に欠員が生じた場合は、これを補充しその任期は前任者の残任期間とする。

（委員長）

第５条　委員会に委員長を置き、委員長は研究科長とする。

２　委員長が職務を行うことができないときは、委員長が指名した委員がその職務を代行する。

（審査）

第６条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員全員及び学生の出席がなければ、委員会を開くことができない。

３　委員会は、第１条に基づき、学生から申請された研究計画書について倫理的観点から審査を行うものとする。

４　委員会が必要と認めた場合は、申請者又は第三者を出席させ、申請の内容について説明又は意見を聴くことができる。

５　委員会の議事については、記録を作成し、保存するものとする。

（規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は、看護学研究科博士前期課程委員会の議を経て、研究科長が行

う。

（その他）

第８条　この規程に定めるもののほか、研究倫理審査に関し必要な事項は看護学研究科博士前期課程委員会の議を経て研究科長（博士前期課程）が別に定める。

附　則

この規程は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年２月 17 日から施行する。

附　則（令和４年６月 15 日）

この規程は、令和４年６月 15 日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附　則（令和７年７月１日）

この規程は、令和７年７月１日から施行する。

附　則（令和７年 10 月 22 日）

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）研究倫理審査に関する申合せ

（令和４年６月１５日制定）

（趣旨）

第１条　この申合せは、名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）研究倫理審査委員会規程第９条に基づき、研究倫理審査（以下「審査」という。）に必要な事項を定めるものとする。

（審査の対象）

第２条　研究科の学生が実施する研究とする。

（審査体制及び審査手続き）

第３条　名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）研究倫理審査委員会（以下「研究倫理審査委員会」という。）は、研究科長が指名した２名の研究倫理審査委員（以下「審査委員」という。）と研究倫理審査部会長（研究科長）（以下「審査部会長」という。）により審査を行わせる。

２　２名の審査委員は、必要に応じて研究計画の修正や補足を申請者に求め、承認に至るまで審査を継続する。

３　研究倫理審査委員会の承認後、教務課は、次回の名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士前期課程委員会（以下「研究科委員会」という。）が開催されるまでの期間、審査書類を提示し、研究科委員は当該書類を確認することができる。

４　２名の審査委員が承認した審査書類については、その審査内容及び承認に至ったプロセスを研究科委員会で報告する。

５　研究科委員会は、前項に記載の報告の適切性を確認し、必要に応じて修正や再審査を求めることができる。

６　研究科委員会が承認した審査書類は、名桜大学研究倫理審査委員会での審査に付するための前段階の承認とし、最終的な承認は名桜大学研究倫理審査委員会において行われるものとする。

７　既に承認を受けた研究計画に変更が生じた場合、その変更が研究対象者への侵襲性が軽微なもの、又は研究計画の一部に限られるものについては、研究科長が内容を確認のうえ、研究科長預かりとして審査を行う。その結果は研究科委員会に報告する。

８　前項に該当しない研究計画の変更については、第２項から第４項に準じて、研究科長が指名する２名の委員による審査を経て、研究科委員会が確認を行う。

（研究倫理審査申請書類の作成及び提出）

第４条　研究倫理審査の申請については、「研究倫理審査委員会におけるフローチャート」を確認の上、次の各号に掲げる方法により行う。

(1)　研究倫理審査申請書は、指定の様式（別紙様式第１号）を使用するものとする。

(2)　研究倫理審査申請書の提出期限は随時とする。

(3)　研究倫理審査に関する書類は、電子データ（PDF 形式）にまとめ、ファイル名は「学生番号_氏名_研究倫理審査申請資料_提出日」とし、パスワードを付与した上

で教務課に提出する。

（研究倫理審査申請書類の配布と確認）

第５条　教務課は、初回に提出された審査書類の電子データから３部を印刷し、審査部会長及び審査委員に配布する。

２　２回目以降の審査・指導は、学生と審査委員が電子上で直接確認及び指導を行うことができる。

３　審査委員は、配布された日から、約２週間以内を目安として審査を行う。

４　審査委員は、研究倫理審査結果項目（別紙様式第４号）と研究倫理審査結果通知書（別紙様式第５号）を作成し、教務課に提出する。

（研究倫理審査委員会の実施）

第６条　指導教員は、研究倫理審査資料の提出後、学生、審査部会長及び審査委員の４者間で研究倫理審査の日程調整を行う。

２　教務課は、決定した日程に基づき、オンラインアプリケーションの準備を行う。

３　研究倫理審査委員会は、学生、審査部会長及び審査委員の同席のもと開催する。

４　研究倫理審査委員会は、学生とのヒアリングの後、学生を退出させ、審査部会長及び審査委員で研究倫理審査結果に関する審議を行う。

５　ヒアリングにおいて、学生は、研究の概要及び主要な倫理的配慮事項を５分程度説明した後、審査委員及び審査部会長の質疑に対し回答する。

６　研究倫理審査結果は、研究倫理審査申請資料とヒアリングの内容を踏まえて、研究倫理審査結果項目（別紙様式第４号）に基づき、「承認」、「条件付承認」、「再審査」、「不承認」、「非該当」で判定を行う。

７　審査部会長は、研究倫理審査委員会の審査結果をとりまとめ、研究倫理審査結果通知書（別紙様式第５号）を作成し、電子データで教務課に提出する。

８　教務課は、研究倫理審査結果通知書を学生と研究指導教員に電子データで通知する。

（修正及び再提出）

第７条　研究倫理審査の結果、提出された研究倫理審査申請資料の修正が必要と判断された場合、審査部会長、審査委員及び学生間で相談の上、修正した審査書類の提出期限を決定する。

２　学生は指摘事項に基づいた回答書（別紙様式第６号）と修正した研究倫理審査申請書類を、電子データで教務課に提出する。

３　審査委員は、提出された日から１週間以内を目安として審査を行う。

４　再提出後の研究倫理審査は、前条に基づいて行うものとする。ただし、ヒアリングの要否については、審査部会長及び審査委員で協議の上判断し、不要の場合はあらかじめ学生に伝える。

（研究倫理審査委員会の報告）

第８条　研究倫理審査委員会で「承認」が得られた場合、研究科長は臨時で研究科委員会を開催する。

２　審査部会長は、研究倫理審査の結果が「承認」に至った審査プロセスについて報告し、研究倫理審査委員会の審査結果及び審査プロセスの適切性について承認を得る。

３　研究科委員会で「承認」を得た後、教務課は名桜大学研究倫理審査委員会の審査に向けて、研究倫理審査申請資料一式を地域連携研究推進課に提出する。

（研究の終了、中止、状況報告の義務）

第９条　審査を経た研究を終了（中止）したときは、申請者は速やかに研究倫理審査委員会へ報告しなければならない。（別紙様式第２号）

２　申請者は毎年、研究実施状況報告書を研究倫理審査委員会へ提出しなければならない。（別紙様式第３号）

（改廃）

第１０条　この申合せの改廃は、研究科委員会の議を経て、研究科長（博士前期課程）が行う。

附　則（令和４年６月１５日）

この申合せは、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和８年１月２１日）

この申合せは、令和８年４月１日から施行する。

（別紙様式第１号）

看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）研究倫理審査申請書

年　　月　　日提出

名桜大学大学院看護学研究科長（博士前期課程）　殿

所　属
職　名
申請者　　（印）

＊　審査受付番号＿＿＿＿＿＿
（記入不要）

下記のとおり倫理審査申請を行います。

区分：□新規
□変更(以前に倫理審査を申請し、承認された研究計画に関する変更申請の場合)
※区分が変更の場合は、１から５の項目について、最新の情報を記入すること。また、修正部分に下線を引くこと

希望倫理審査方法：
☐本審査
☐迅速審査　→　該当するもの全てにチェックすること
☐①研究代表者、研究責任者および研究分担者の変更、追加、削除
☐②研究開始から５年以内を限度とした研究実施期間の変更
☐③研究計画の内容変更を伴わない研究課題の一部変更
☐④研究実施場所の変更、追加、削除
☐⑤対象者、対象者の募集先、募集方法、謝金等の変更、追加、削除
☐⑥対象者への侵襲を伴わないもしくは軽微な侵襲の範囲内での調査方法の変更
☐⑦その他（　　）
※他機関による倫理委員会の承認を得ている場合は「⑦その他」に機関名、承認番号等を記入すること
〈迅速審査の結果、通常審査での審議が必要と判断された場合〉
☐通常審査での審査継続を希望する
☐通常審査での審査継続を希望しない

オプトアウトの有無：
□　あり　　□　なし

１．研究課題名：	
２．研究倫理研修会最新受講歴 例(eL CoRE 2020 年 4 月)	

３．研究目的と方法（概要で可。オプトアウトを行う場合は確認票に沿ってその旨を明記してください）：

４．研究計画書：　別葉とする

５．研究期間（西暦）：

（倫理審査委員会承認後）～　　年　　月

６．迅速審査を希望する場合は記入してください。

・変更事項および変更理由（変更の理由及び変更しても研究計画の遂行に支障がない理由を明記してください）

７．研究形態：

☐　本学のみ

☐　本学が主となる多施設共同研究または研究協力機関を含む多機関研究

☐　本学が分担となる多施設共同研究（主たる研究機関：　　）

☐　他施設における倫理委員会の承認を得ている

☐　その他（　　）

※「多施設共同研究」とは実施計画に基づき、複数の実施機関において実施される研究のこと。

８．添付書類　※該当するすべてにチェックしてください。

☐研究計画書（版または日付：　　）

☐研究協力依頼説明文書（版または日付：　　）

☐同意書及び同意撤回書（版または日付：　　）

☐アンケート用紙等（版または日付：　　）

☐インタビューガイド等（版または日付：　　）

☐新旧対照表（版または日付：　　）※変更審査時のみ

☐旧倫理審査申請資料（版または日付：　　）※変更審査時のみ

☐利益相反自己申告書

申請した研究課題について、研究代表者、生計を一つにする配偶者、一親等の親族、研究分担者のうち誰か一人でも企業等との利害関係がありますか

☐有　☐無　（ある場合はそれぞれの利益相反自己申告書を提出してください。）

☐研究情報公開文書（オプトアウトを行う場合には提出してください。）

☐情報・試料提供拒否（オプトアウト）通知書（オプトアウトを行う場合には提出してください。）

☐その他（　　）

9．研究資金

※申請した研究課題において獲得した研究資金がありますか

□あり　□なし

※「あり」にチェックをつけた場合は、申請した研究課題に関係する研究資金について、下記の該当するすべてにチェックをしてください

□学外の競争的資金等

□日本学術振興会科学研究費（　　年度採択　課題番号＿＿＿＿＿　代表・分担　）

□厚生労働省科学研究費　（　　年度採択　課題番号＿＿＿＿＿　代表・分担　）

□文部科学省科学研究費　（　　年度採択　課題番号＿＿＿＿＿　代表・分担　）

□その他

（研究費名：　　年度採択　課題番号＿＿＿＿＿　代表・分担　）

□学内の競争的資金等

□学長裁量経費

□研究所研究助成金

□その他（　　）

□企業等からの資金等

□受託研究（企業等から研究委託および研究費の支払いを受ける）

委託元機関名：（　　）

□共同研究（企業等の研究員と共同で研究。企業等から研究費の支払いを受ける）

共同研究先機関名：（　　）

□奨学寄付金（企業等からの寄付）による研究

寄付元機関名：（　　）

□その他の企業等との関わり：（　　）

10．介入研究の登録　※申請した研究課題について、該当するものをチェックしてください。

□必要なし（非介入研究：匿名質問紙調査、面接調査、診療録のみの研究等）

□必要あり（介入研究）

①登録予定日：

②公開データベースの登録場所

□UMIN 臨床試験登録システム

□臨床研究等提出・公開システム（jRCT）

□その他（　　）

□必要があるか（介入に相当するか）どうかわからない

（別紙様式第２号）

研究終了（中止）報告書（学生用）

年　　月　　日

名桜大学長　殿

所　　属	
学 生 番 号	
氏　　名	印
指導教員名	印

１　研究課題 研究倫理審査委員会承認番号（　　）
２　研究期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
３　研究の成果（終了報告の場合のみ記入し、倫理的配慮も併せて記載すること。）
４　中止の場合は、理由を記載すること。
５　出版、学会発表、報道機関発表、その他の公表予定の有無 （いずれか○で囲むこと）　　有　　無 （有の場合）　①時期 ②方法
６　備　考

※必要に応じて、根拠となる資料を添付すること。

（別紙様式第３号）

研究実施状況報告書（学生用）

年　　月　　日

名桜大学長　殿

所　　属	
学生番号	
氏　　名	印
指導教員名	印

下記のとおり、実施中の研究の状況を報告します。

記

１　研究課題 研究倫理審査委員会承認番号（　　）
２　研究期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
３　実施状況 ①現在までの進捗状況（☑をいれてください。） □計画以上に進展している　　□おおむね順調に進展している □やや遅れている　　□遅れている ※研究実施状況について概要を記載してください。特に、「やや遅れている」、「遅れている」と回答した場合は、その理由と対応について記載してください。 ②今後の研究の推進方策 ※今後の研究の推進について記載してください。特に、「やや遅れている」、「遅れている」と回答した場合は、改善方法も含めて記載してください。

③研究実施上の問題の発生　　□有　　□無　（☑をいれてください。）

※有と回答した場合は、その概要と対応について記載してください。

④倫理遵守状況　□計画どおり　□一部変更　□実施できていない（☑をいれてください。）

※倫理遵守状況について一部変更、実施できていないと回答した場合は、その概要と対応について記載してください。

⑤研究計画書からの変更　　□有　　□無　（☑をいれてください。）

※有と回答した場合は、概要と変更理由を記載してください。

⑥その他

※必要に応じて、根拠となる資料を添付すること。

（別紙様式第４号）

名桜大学　研究倫理審査チェックリスト

受付番号＿＿＿＿＿＿＿＿　所属名＿＿＿＿＿＿＿＿　研究代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿

①この倫理審査用紙は、研究計画、研究依頼書・同意書の**倫理的配慮**について検討するものです。

②各項目について**不適格または不十分の場合は×印、適用されない項目は／印を記入**して下さい。

	印	No	検討項目
研究計画		1	研究の目的、意義が明確に述べられ、実施に値するか
		2	対象者の選定は適切であるか
		3	研究内容は、研究目的の遂行上、必要不可欠と認められるもののみに限っているか
		4	研究方法の選定が適切であり、具体的かつ適切に述べられているか
		5	研究の期間が明記されており、研究遂行するのに適切な期間か
		6	研究に関連した専門的知識および研究背景についての文献検討が十分に行われているか
		7	研究対象者の責任・判断能力に応じて、代諾者の同意を得る方法は明記されているか
		8	研究対象者の選定手続きの公平性は保たれているか
人権の擁護・自由意思		9	研究対象者に対し、研究協力の自由性が確保されているか、また、研究参加の有無に関わらず不利益がないことを保障しているか
		10	質問に対しての回答や、研究の一部の参加を拒否・辞退できる配慮がなされているか
		11	研究協力に伴う不快、不自由、不利益、リスクについて十分に検討しているか
		12	予測される研究対象者の不快・不利益・不自由・リスク等を最小限にする方法を講じているか
		13	研究によって得られる利益（協力者・社会）と不利益のバランスが十分に検討されているか
情報保護		14	研究対象者の個人情報保護（匿名性の確保）の方法は十分に行われているか
		15	データや資料を厳重に管理し、個人情報の保護に努めているか
情報提供・同意		16	研究依頼書には対象者に合わせて目的、内容、手順がわかりやすく明記されているか
		17	研究依頼書には研究対象者の匿名性、個人情報保護について明記されているか
		18	研究協力に伴う不快、不自由、不利益、リスクなどが説明されているか
		19	研究依頼書にはいつでも参加を拒否、辞退でき、それによる不利益がないことを明記されているか
		20	研究依頼書には研究結果の公表方法について明記されているか
		21	同意書及び同意書撤回書 には研究者用と研究対象者用の控え（コピーでも可）を用意し、それぞれに説明者、研究対象者欄に署名欄があるか
		22	同意書は原則文章で受け取っているか（ただし、質問紙調査等、回答、提出があったことを以て同意を得たとみなすことが可能。その場合は、依頼文に同意の得方を明記）
		23	研究依頼書および同意書が、研究協力者（管理責任者、対象者等）の理解に沿った内容であり、必要部数が準備されているか　（必要に応じて）
		24	研究依頼書には研究対象者からの質問に答える準備があることおよび連絡方法が明記されているか

（別紙様式第５号）

倫理審査結果通知書

令和　年　　月　　日

申請者：　　殿

看護学研究科（博士前期課程）研究倫理審査委員長
（公印省略）

受付番号：

研究課題名：

研究代表者氏名：

上記課題を、令和　年　月　日の看護学研究科（博士前期課程）研究倫理審査委員会で審議し、下記の通り判定したので通知する。

記

判　定	承認　　条件付承認　　再審査　　不承認　　非該当
理由または勧告	

（別紙様式第６号）

看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）
【　研究計画書・研究倫理・学位論文　】審査結果に対する回答書

年　　月　　日

申請者氏名
研究指導教員

受付番号：
研究課題名：

令和　　年　　月　　日の【　研究計画書・研究倫理・学位論文　】審査「　　」の判定結果について、以下の点を追加修正しましたので、再提出いたします。

指摘箇所	訂正箇所

名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）の学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項

（平成２３年４月１日 制定）

（趣旨）

第１条　この要項は、名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）の学位論文（以下「論文」という。）の審査及び最終試験の実施に関し、必要な事項を定める。

（論文の提出）

第２条　論文を提出することができる者は、所定の授業科目について３０単位以上を修得した者又は修得見込みの者とする。また、CNS コースは、所定の授業科目について４４単位以上を修得した者又は修得見込みの者とする。

２　論文の審査を受けようとする者は、学位論文審査願（様式第１号）に学位論文作成要領（別表）による論文正本１部、副本２部、計３部及び論文要旨（様式第２号）３部を添えて、本研究科が指定した期日までに研究指導教員を経て研究科長（博士前期課程）に提出しなければならない。

（審査方法）

第３条　研究科長（博士前期課程）は、受理した論文の審査を大学院看護学研究科看護学専攻博士前期課程委員会（以下「博士前期課程委員会」という。）に付託する。

２　博士前期課程委員会は、論文の審査を付託されたときは、論文ごとに審査会を設置し、その審査にあたらせる。

３　審査会は、大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）規程第４条第２項及び第４項に規定する教員をあて、当該論文の研究指導教員を含む３人の審査委員（主査１人・副査２人）をもって構成される。

４　主査は、当該論文の研究指導教員以外の審査委員をあて、当該論文の審査及び最終試験を総括する。

５　副査は、当該論文の研究指導教員及び他の審査委員をあて、主査を補佐する。

（最終試験）

第４条　最終試験は、論文の審査終了後、審査会が論文を中心として口述試験によって行う。

（報告）

第５条　審査会は、論文の審査及び最終試験の結果を、学位論文審査及び最終試験の結果報告書（様式第３号）並びに学位論文及び最終試験の審査経過報告書（様式第３－１号）により、研究科長（博士前期課程）に報告する。

２　研究科長（博士前期課程）は、審査会の報告を博士前期課程委員会に諮り、最終試験の合否を議決するとともにその審議結果を学長に報告する。

（改廃）

第６条　この要項の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附　則

この要項は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、令和７年４月１日から施行する。

名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）研究生規程

（平成２６年２月２０日制定）

（趣旨）

第１条　この規程は、名桜大学大学院学則（平成１３年４月１日制定。以下「大学院学則」という。）第４８条に規定する看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）（以下「研究科（博士前期課程）」という。）の研究生に関し必要な事項を定める。

（入学資格）

第２条　研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　大学を卒業した者

(2)　前号に定める者と同等以上の学力を有すると認められた者

（事前協議）

第３条　研究生を志願する者（以下、「志願者」という。）は、予め指導を受けたい教員（以下「研究指導教員」という。）と協議し、指導の承諾を受けなければならない。

２　研究指導教員は志願者と面接を行い、研究指導教員となることを承諾した場合は、承諾書（兼）推薦書を志願者に交付するものとする。

（出願書類）

第４条　志願者は、学期が始まる３０日前までに次の書類を提出しなければならない。

(1)　研究生願書

(2)　履歴書

(3)　学力判定に必要な書類

ア　出身大学又は大学院の卒業／修了（見込み）証明書

イ　出身大学又は大学院の成績証明書及び研究業績目録

(4)　研究指導教員の承諾書（兼）推薦書

(5)　大学院進学希望調査

(6)　所属長の承諾書（在職中の者のみ）

(7)　その他、研究科長（博士前期課程）が必要と認める書類

（研究生の選考）

第５条　研究生の選考は、看護学研究科看護学専攻博士前期課程委員会（以下、「委員会」という。）が行う。

２　選考は、原則として書類審査により行う。

３　前項の規定に関わらず、必要と認められる場合は、面接、学力試験等を課すことができる。

（入学手続及び入学許可）

第６条　前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学の手続を行わなければならない。

２　学長は、前項の手続を完了した者に研究生として入学を許可する。

（入学の時期）

第７条　研究生の入学の時期は、学期の始めとする。

（研究生の在学期間）

第８条　研究生の在学期間は、１年以内とする。

２　研究生が在学期間終了後、なお引き続き研究の継続を希望するときは、在学期間終了日の３０日前までに次に掲げる書類により委員会の議を経て研究科長（博士前期課程）の許可を受けなければならない。

(1)　研究生研究継続許可願

(2)　所属長の承諾書（在職中の者のみ）

（検定料、入学料、授業料等）

第９条　研究生の検定料、入学料及び授業料の額は、公立大学法人名桜大学学費等及び諸納入金に関する規程（平成２６年９月２７日制定）の定めるところによる。但し、前条第２項の規定による研究継続の場合は、検定料及び入学料は徴収しない。

２　実験及び実習等に要する経費は、研究生の負担とする。

（研究指導・授業科目の履修等）

第１０条　研究生は、毎週、研究指導教員が指定した日時に研究指導を受けなければならない。

２　研究指導教員が必要と認めた場合は、学群・学部又は研究科（博士前期課程）の授業科目担当教員の承諾を得て、当該授業科目を聴講生として履修することができる。但し、聴講生としての履修料は免除する。

３　単位の修得を希望する研究生は、科目等履修生として登録し、規定の履修料を支払わなければならない。

４　前項の規定により科目等履修生として履修した研究科（博士前期課程）の授業科目については、履修した者が研究科（博士前期課程）の正規学生として入学した場合は、大学院学則第３６条の規定に従い、研究科（博士前期課程）の修了単位として認定を申請することができる。但し、認定される単位は１０単位までとし、演習科目は申請できないものとする。

（施設等の利用）

第１１条　研究生は、研究指導教員及び各施設管理者の承認を得て、学内の施設及び設備を利用することができる。

（研究計画書・研究成果報告書の提出）

第１２条　研究生は、研究指導教員の指示に従い、研究計画書及び研究成果報告書を研究科長（博士前期課程）に提出しなければならない。

（研究証明書、研究修了証書等）

第１３条　研究科長（博士前期課程）は、研究期間を終えた者から申し出があったときは、研究課題及び研究期間を記載した研究証明書を交付することができる。

２　学長は、委員会の審査により、相当の成績があると認められた者に研究修了証書を授与する。

３　前項の審査は、研究指導教員の申請により開始する。

（学内規則等の準用）

第１４条　研究生については、この規程に定めるもののほか、学内規則等を準用する。

（補則）

第１５条　この規程に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、委員会の議を経て研究科長（博士前期課程）が別に定める。

附　則（平成２６年２月２０日）

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年５月２０日）

この規程は、平成２７年５月２０日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和６年１１月２０日）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

名桜大学大学院奨学金規程

（令和５年８月２３日制定）

（目的）

第１条　この規程は、名桜大学大学院に在学する学生のうち、学業、人物ともに優秀な学生（以下「奨学生」という。）に対し、奨学金を給付することによって勉学を奨励することを目的とする。

（奨学金の種類）

第２条　奨学金の種類は、次のとおりとする。

(1)　国際文化研究科修士課程奨学金　　２４万円／人
(2)　国際文化研究科博士後期課程奨学金　　２４万円／人
(3)　看護学研究科博士前期課程奨学金　　２４万円／人
(4)　看護学研究科博士後期課程奨学金　　２４万円／人
(5)　スポーツ健康科学研究科修士課程奨学金　２４万円／人

（奨学金の対象）

第３条　奨学生は本学大学院に在籍している正規学生のうち、学業、人物ともに優秀で高度な研究能力を有し、かつ経済的理由により修学が困難であると認められる者とする。

（募集の時期）

第４条　奨学生の募集は、後学期の始めにこれを行う。

（出願書類）

第５条　奨学生を志願する者は、次の関係書類を指定された期日までに提出しなければならない。

(1)　奨学生願書
(2)　研究計画書
(3)　誓約書
(4)　所得証明書

※申込者本人及び同一生計の家族の収入（定職収入、アルバイト収入、奨学金収入、その他収入等）を証明するもの。

(5)　その他本学が必要と認める書類

（奨学生の選考）

第６条　奨学生の選考は、入学後の学業成績（ＧＰＡ含む）及び提出書類に基づき、次のとおり行う。

(1)　国際文化研究科修士課程奨学金については、国際文化研究科国際文化システム専攻修士課程領域主任会議が行う。
(2)　国際文化研究科博士後期課程奨学金については、国際文化研究科国際地域文化専攻博士後期課程委員会が行う。
(3)　看護学研究科博士前期課程奨学金については、看護学研究科看護学専攻博士前期課

程委員会が行う。

(4)　看護学研究科博士後期課程奨学金については、看護学研究科看護学専攻博士後期課程委員会が行う。

(5)　スポーツ健康科学研究科修士課程奨学金については、スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程委員会が行う。

２　各審議機関が必要であると認めるときは、面接を実施することができる。

（奨学生の決定）

第７条　奨学生は、各研究科委員会の議を経て学長が決定する。

２　学長は、前項の規定により決定した奨学生について学内に公示し、かつ、本人に通知しなければならない。

３　奨学生の採用は、在学中１回限りとする。

（奨学金の財源）

第８条　奨学金は、毎年度本学が決定する奨学費予算をもってその財源とする。

（奨学生の数）

第９条　奨学生の人数は、財源の範囲内でこれを決定する。

（奨学金支給の取消し）

第１０条　学長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、各審議機関の議を経て奨学金の支給を取り消すことができる。

(1)　奨学金の支給年度において、学業成績及び性行が著しく不良となったとき。

(2)　除籍・退学等の懲戒処分を受けたとき。

(3)　願書等の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

（奨学金の返還）

第１１条　奨学生が前条の規定により、奨学金の支給を取り消された場合は、当該年度に支給された奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

（庶務）

第１２条　本奨学金に関する庶務は、学生課において行う。

（補則）

第１３条　この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て、理事長が行う。

２　この規程に定めるもののほか、奨学金に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附　則（令和５年８月２３日）

１　この規程は、令和５年８月２３日から施行し、令和５年３月３１日以前に在籍する学生で従前の規程で本奨学生として採用された者は、第７条第３項を適用する。

２　この規程の施行により、従前の名桜大学大学院国際文化研究科奨学金規程（平成１５年２月２７日制定）ならびに名桜大学大学院看護学研究科奨学金規程（平成２３年４月１日制定）は廃止する。

附　則（令和６年２月２８日）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

名桜大学大学院再入学規程

（令和３年２月１８日制定）

（趣旨）

第１条　この規程は、名桜大学大学院学則（平成１３年４月１日制定。以下「学則」という。）第２１条の規定に基づき、再入学に関し必要な事項を定めるものとする。

（再入学の資格）

第２条　再入学の入学資格を次に掲げる。

(1)　学則第２６条の規定により退学した者であること。

(2)　再入学を希望する学期の開始日が退学許可日から起算して、経過年数が３年以内であること。

ただし、当該研究科の議を経て、研究科長が認める場合はその限りでない。

（出願書類）

第３条　再入学を志願する者は、学期の始まる６０日前までに、入学検定料を添えて次の書類を提出しなければならない。

(1)　再入学願書（別紙様式１）

(2)　履歴書（別紙様式２）

(3)　面談票（別紙様式３）

（再入学の選考）

第４条　再入学者の選考は、当該研究科が出願書類及び面談によって行うものとする。

（再入学の許可）

第５条　再入学は、当該研究科の議に基づき、学長が許可する。

２　再入学は、原則として、１回に限りこれを認める。

３　再入学は、原則として、研究科の在籍者数が収容定員を越えない範囲で認めるものとする。

（再入学の時期）

第６条　再入学の時期は、学期の始めとする。

ただし、退学した学期及び退学した翌学期は再入学することはできない。

（単位の認定）

第７条　再入学を許可された者が名桜大学大学院において修得した単位は、原則としてそのまま認定する。

ただし、退学時に履修した科目の名称等が変更されている場合は、新しい科目名称に読み替えて単位を認定する。

（在学期間）

第８条　再入学を許可された者の修業年限及び年次は、退学時の修学状況を勘案し、当該研究科の議を経て、学長が決定する。

（学費等及び諸納入金）

第９条　再入学を許可された者の学費等及び諸納入金は、公立大学法人名桜大学学費等及び諸納入金に関する規程に定める当該研究科の額とする。

（再入学の適用規程）

第１０条　再入学した者には、再入学する年次に相当する学生が入学した年度の学則及びその他諸規程を適用する。

（雑則）

第１１条　この規程の改廃は大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和６年２月２８日）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

様式１（第３条関係）

再入学願書

令和　　年　　月　　日

名桜大学長　殿

旧　所　属	研究科
	専攻
	領域
旧学生番号	年次
氏　　名	

下記の理由により、＿＿＿＿＿＿＿＿ 研究科 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 課程 ＿＿ 年次に再入学したく保証人連署の上お願い致します。

記

１．　退学等の年月日及び理由

２．　再入学の理由

【備考】

この願書は，学期の始まる６０日前までに次の書類を添えて教務課へ提出すること。

１．履歴書
２．面談票
３．検定料（9,800 円）

検定料受領印

様式２（第３条関係）

履 歴 書（再入学生用）

フリガナ		生年月日	年　月　日生（満　歳） 年　月　日現在	性別
氏 名				男 ・ 女

学　　歴（中学校卒業から記入すること）

年　月	
年　月	
年　月	
年　月	
年　月	
年　月	
年　月	
年　月	
年　月	

職　　歴

年　月	
年　月	
年　月	
年　月	
年　月	

【 自由記述 】

様式３（第３条関係）

面 談 票（再入学生用）

旧学生番号　：

氏名　：

ＴＥＬ　：

【 所 見 】

上記のとおり面談したことを報告します。

令和　　年　　月　　日

指導教員（予定）
（自筆）

名桜大学の授業料免除及び徴収猶予取扱規程

（平成６年７月２７日制定）

（趣旨）

第１条　名桜大学（以下「本学」という。）の授業料の免除及び徴収猶予については、この規程の定めるもののほか、公立大学法人名桜大学学費等及び諸納入金規程に関する規程、名桜大学独自の授業料減免実施要項及び名桜大学留学生授業料減免実施要項に定めるところによる。

（対象）

第２条　授業料の免除及び徴収猶予は、本学の学群、学部学生、専攻科生及び大学院生（以下「学生」という。）を対象とする。

（申請）

第３条　授業料の免除又は徴収猶予を受けようとする者（本人が行方不明の場合は、保証人等を含む。以下同じ。）は、学長に申請しなければならない。

（免除等の許可）

第４条　授業料の免除は、選考機関の議を経て学長が許可する。ただし、第６条、第７条及び徴収猶予に係る第１０条、第１１条については、選考機関の議を経ることなく学長の許可により行うものとする。

２　選考機関は、名桜大学学生サポート委員会（以下「学生サポート委員会」）をもって充てる。

（経済的理由による場合の授業料免除）

第５条　大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）第８条第１項に規定する授業料等減免対象者以外の正規学生で、経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、対象学生の学業成績が優秀で、標準修業年限で卒業し、又は修了できる見込みがあると判断される者を対象に授業料の半額を免除することができる。

２　前項の対象者は、第２条の学生を対象とするが、正規留学生の取扱いについては第６条のとおりとする。

３　前１項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、所定の期日までに、必要な書類を学長に提出しなければならない。

４　前１項で示された対象者の授業料半額免除の実施については、別に定める。

５　前１項で示された「学業成績が優秀」については、標準修得単位数を修得し、標準修業年限を超えていないものをいう。

（留学生に係る授業料及び入学金減免）

第６条　学群・学部及び大学院に在籍する正規留学生を対象に、経済的支援並びに学習、研究の奨励を図ることを目的として、授業料及び入学金を減免することができる。

２　前１項の減免については、学習及び研究成果としての単位の修得状況及びその成績に応じて行う。

３　正規留学生を対象とする授業料及び入学金の減免の実施については、別に定める。

（行方不明により除籍した場合の授業料免除）

第７条　行方不明により除籍した場合は、未納の授業料の全額を免除することができる。

（災害等による授業料免除）

第８条　次の各号のいずれかに該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した年度内の授業料等を免除することができる。

(1)　学資負担者が死亡した場合

(2)　学生又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(3)　前２号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

２　前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、所定の期日までに次の書類を学長に提出しなければならない。

(1)　授業料免除申請書（様式第１号）

(2)　授業料の納付が困難な事情を認定するに足りる学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の発行する証明書（様式第２号）ただし、留学生は不要とする。

(3)　前項第１号に該当する場合は死亡証明書、同項第２号に該当する場合は学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の発行する罹災証明書

(4)　その他本学が必要と認める書類

３　第１項に規定する授業料の免除は、年度内に１回のみ許可するものとし、免除の額は、当該年度分の授業料についてその全額又は半額とする。

（授業料の未納により除籍した場合の授業料免除）

第９条　授業料等の未納により除籍した場合は、未納の授業料等の徴収を免除することができる。

（授業料の徴収猶予）

第１０条　授業料の徴収猶予の取扱については、公立大学法人名桜大学学費等及び諸納入金に関する規程の定めるところによる。

（徴収猶予中退学した場合）

第１１条　授業料の徴収猶予を許可されている学生に対し、その願い出により退学を許可した場合は、月割計算により、退学の翌月以降に納付すべき授業料を免除することができる。

（許可の取消）

第１２条　授業料の免除又は徴収猶予の許可後、その理由が消滅し、又は申請について虚偽の事実が判明した場合においては、選考機関の議を経て学長がこれを取り消すものとする。

２　前項の規定によりその許可を取り消された者は、次の各号によりそれぞれ授業料を納付しなければならない。

(1)　理由の消滅により許可を取り消された者は、取り消しの日の属する月から月割計算による額

(2)　申請について虚偽の事実が判明したことにより許可を取り消された者は、当該期分に係る免除された全額

（申請時期）

第１３条　第５条第３項及び第８条第２項に規定する所定の期日とは、募集要項に記載するものとする。

（補則）

第１４条　この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て理事長が定める。

２　この規程に定めるもののほか、授業料等の免除及び徴収猶予の実施に関し必要な事項は、学生サポート委員会の議を経て学長が別に定める。

附　則

この規程は、平成６年７月２７日から施行し、平成６年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、平成１０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１６年２月２日から施行し、平成１５年度後学期から適用する。

附　則

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年３月２３日）

この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２１年４月８日から施行し、平成２０年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２６年４月２３日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、平成２６年９月４日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附　則（平成２８年２月２日）

この規程は、平成２８年２月２日から施行する。

附　則（平成２９年４月２６日）

この規程は、平成２９年４月２６日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

附　則（令和５年９月２２日）

この規程は、令和５年１０月１日から施行する。

名桜大学大学院学生研究支援補助金支給内規

（平成２８年２月２日制定）

（趣旨）

第１条　この内規は，名桜大学大学院（以下「大学院」という。）の正規学生（以下「学生という。」）を対象とした研究支援補助金に関する事項を定め，大学院における研究の促進を図ることを目的とする。

（補助金支給対象者）

第２条　補助金支給対象者は前条に定めた者とし，休学者は除く。

（補助の対象）

第３条　学生に対する補助の対象は次の各号に該当し，かつ，研究に直接関係する費用のみとする。

(1) 書籍，資料及び消耗品等

(2) 調査及び学会発表に要する旅費交通費

（補助金額等）

第４条　学生への研究支援補助金額は，大学院運営費に計上された当該年度予算の範囲内とする。

２　学生への補助金額は別途，申請要項に定める。

３　前条にかかる費用は，事前に受け取ることはできない。

（申請方法）

第５条　補助金の申請は年度内に２回行うことができる。

２　申請は指導教員の承認を経て，研究科長へ行う。

３　申請の期限について，１回目は９月３０日，２回目は２月の第２金曜日までに行うこととする。

４　申請にかかる詳細事項については，別途，申請要項に定める。

（審査及び支給金額の決定）

第６条　補助金審査及び支給金額に関し，研究科委員会において決定する。

（支給方法）

第７条　前条で決定された補助金額の支給方法は別途，申請要項に定める。

（補則）

第８条　この内規の改廃は，教育研究審議会の議を経て，学長が決定する。

附　則（平成２８年２月２日）

１．この内規は，平成２８年４月１日から適用する。

２．平成２７年度以前に入学した長期履修学生についても，本規程を適用する。

欠席及び成績評価の対象等に関する申合せ

（平成６年７月２７日制定）

（趣旨）

第１条　この申合せは、名桜大学（以下「本学」という。）における授業等の欠席及び期末試験等の受験資格等に関し定めるものとする。

（授業への出席及び欠席、公欠届提出期限及び学修）

第２条　学生は、登録した科目の授業に常に出席しなければならない。

２　やむを得ず欠席する場合は、原則として事前に欠席届（様式第１号）を担当教員に提出しなければならない。

３　病気又はその他の理由で１週間以上欠席する場合は、医師の診断書（又は写し）又は欠席理由書（様式第２号）を添えるものとする。

４　次の事由による欠席については、これを公欠席として許可し、出席扱いではないが、通常の欠席とはしない。

(1)　忌引

ア　１親等及び配偶者は、７日以内（休日等を含む）

イ　２親等は、５日以内（休日等を含む）

(2)　学校保健安全法施行規則（昭和３３年文部省令第１８号）で定められた感染症

(3)　裁判員制度による裁判所への出廷

(4)　教育実習、養護実習、看護実習及び介護等体験

(5)　その他、国際大会への出場等学長が必要と認める場合

５　前項の規定により許可を受けようとする者は、原則として、事由後１週間以内までに、公欠席願（様式第３号）を教務課に提出しなければならない。

６　授業担当教員は、第４項に掲げる公欠席があった場合、当該学生に対し必要な学修を課すものとする。

（公欠席と手続）

第３条　公欠席となる事由等については、別表のとおりとする。

２　公欠席の回数の上限は、次の各号のとおりとする。

(1)　１個学期の授業回数が８回以下の場合は、１回

(2)　１個学期の授業回数が１５回の場合は、２回

(3)　１個学期の授業回数が３０回の場合は、４回

(4)　上記(1)～(3)に該当しない場合は、全学教務委員長が判断するものとする

３　公欠席は、原則として学生本人が願い出るものとする。

（成績評価の対象）

第４条　成績評価の対象者は、原則として授業時間の３分の２以上出席した者とする。

（改廃）

第５条　この申合せの改廃は、全学教務委員会の議を経て学長が定める。

（その他）

第６条　この申合せに定めるもののほか、この申合せの運用に関し必要な事項は、別に

定める。

附　則

この申合せは、平成６年７月２７日から施行し、平成６年４月１日から適用する。

附　則

この申合せは、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

この申合せは、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この申合せは、平成２０年１２月４日から施行する。

附　則

この申合せは、平成２２年６月１０日から施行する。

附　則

この申合せは、平成２３年３月１日から施行する。

附　則（平成２６年２月１７日）

この申合せは、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年１月２７日）

この申合せは、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（令和２年１２月２２日）

この申合せは、令和３年４月１日から施行し、令和３年４月１日に在籍する全学生に適用する。

附　則（令和３年１０月２７日）

この申合せは、令和４年４月１日から施行し、令和４年４月１日に在籍する全学生に適用する。

附　則（令和４年１２月２８日）

この申合せは、令和４年１２月２８日から施行し、令和４年４月１日に在籍する全学生に適用する。

附　則（令和６年６月２６日）

この申合せは、令和６年６月２６日から施行し、令和６年４月１日に在籍する全学生に適用する。

様式第１号（第２条関係）

年　　月　　日

欠　　席　　届

授業担当教員

殿

学類・学科名
学 生 番 号
氏　　名

次のとおり、授業を欠席することになりましたので、届出いたします。

欠席日	年　月　日 年　月　日	欠席の期間 (長期欠席の場合)	自：　年　月　日 至：　年　月　日
授業科目		クラス	
欠席理由 (長期欠席は様式第2号)			

備考１　この届け出は、受講科目ごとに担当教員に提出すること。

２　病気その他の理由で１週間以上欠席する場合は、医師の診断書(写しも可)又は欠席理由書(様式第２号)を添付する。

様式第２号（第２条関係）

年　　月　　日

欠　　席　　理　　由　　書

氏　　名
学 生 番 号

欠席の期間が１週間を超えますので、その理由について次のとおり説明します。

欠席の期間	年　月　日 ～　年　月　日
欠席の理由（詳細に）	

様式第３号（第２条関係）

年　　月　　日

公　　欠　　席　　願

名桜大学長　　殿

学類・学科名
学 生 番 号
氏　　名

次のとおり「公欠席」として、授業を欠席させていただきますようお願いいたします。

欠席日	年　月　日 年　月　日	欠席の期間 (長期欠席の場合)	自：　年　月　日 至：　年　月　日
授業科目		クラス	
欠席理由			

備考１　届出が許可された場合は、学部長名で受講科目ごとに担当教員に通知される。

２　公欠席の回数は以下のとおり：

(1)　１個学期の授業回数が８回以下の場合は、１回

(2)　１個学期の授業回数が１５回の場合は、２回

(3)　１個学期の授業回数が３０回の場合は、４回

３　別表を参考にして公欠席の理由を証明する関係書類を添付し、事由後、１週間以内に教務課へ提出すること。公欠席に該当しない場合は、通常の欠席になります。

この願出を『公欠席』として（　許可　不許可　）してよいか伺います。

学群・学部長	事務局長	教務部長	課　長	係　長	主　任	係　員

別表（第３条関係）

「公欠席」対象項目と手続等

公欠席対象項目	添付資料	対象者	備　　考
忌引	公的証明書または事実を証明する書類を添付し申請。	1～4年次	
感染症＊	診断書、または感染したことが確認できる書類	1～4年次	*学校保健安全法施行規則で定められた感染症。 事後に診断書等を添付し申請
裁判員制度による裁判所への出廷	裁判所からの通知書等	1～4年次	
教育実習、養護実習、看護実習及び介護等体験	参加することが分かる書類等	1～4年次	
国際大会への出場等	大会要項等参加することが分かる書類	1～4年次	

暴風時の授業の取扱いに関する申合せ

（平成６年７月２７日制定）

（趣旨）

第１条　この申合せは、暴風時における授業の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（暴風警報発令の場合の授業の取扱い）

第２条　暴風による事故の発生を防止するため、暴風雨時の場合の授業の取扱いは次のとおりとする。

(1)　午前７時現在、沖縄本島の一部に暴風警報（以下「警報」という。）が発令されている場合（ただし、沖縄本島の周辺離島及び海上に発令された警報は除く。）は、午前中の授業は休講とする。ただし、午前１０時までに警報が解除された場合は、３時限目から授業を行う。

(2)　午前１０時までに警報が解除されない場合は、当該日の全ての授業を休講とし、構内への入構を禁ずる。

(3)　授業中に警報が発令された場合は、直ちに授業を中止する。

(4)　警報発令時は、学生の身の安全を最優先し、授業の実施方法（対面・遠隔）にかかわらず、全ての授業を休講とする。

(5)　警報発令によって休講となった授業の補講は、学年暦に定められた一斉補講日又は学長が指定する日時に実施する。

(6)　警報発令によって中止となった定期試験は、原則として翌週の当該曜日及び時限に行う。

(7)　その他、この取扱い以外に緊急事態が生じた場合は、学長は速やかに適切な措置を講じるものとする。

（周知）

第３条　前条の周知については、ユニバーサルパスポート及び大学ホームページ等にて掲載するものとする。

（改廃）

第４条　この申合せの改廃は、全学教務委員会の議を経て、全学教務委員長が行う。

附　則

この申合せは、平成６年７月２７日から施行する。

附　則（平成２４年６月２７日）

この申合せは、平成２４年６月２７日から施行する。

附　則（令和３年８月２５日）

この申合せは、令和３年８月２５日から施行する。

附　則（令和５年９月２１日）

この申合せは、令和６年４月１日から施行する。

名桜大学附属図書館利用規程

（平成２２年４月１日制定）

（趣旨）

第１条　この規程は、名桜大学附属図書館管理規則第６条の規定に基づき、名桜大学附属図書館（以下「図書館」という。）の利用に関する必要な事項を定める。

（利用者）

第２条　図書館を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、名桜大学（以下「本学」という。）の学生及び職員並びに図書館長（以下「館長」という。）が特に認めた者とする。

（利用者証）

第３条　利用者には図書館利用者証（以下「利用者証」という。）を交付する。

２　利用者は、図書館を利用する際には、利用者証を常に携帯しなければならない。

（開館時間）

第４条　図書館の開館時間は、別表１に掲げるとおりとする。ただし、館長は、必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第５条　図書館の休館日は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、館長は、必要があると認めたときは、臨時に開館することができる。

(1)　日曜日

(2)　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８条）に規定する休日

(3)　創立記念日

(4)　１２月２９日から翌年１月３日まで

(5)　館長が特に必要があると認めた日

（利用者の遵守事項）

第６条　利用者は、図書館内では次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　図書館資料は、所定の場所で閲覧すること

(2)　所定の場所以外で喫煙及び飲食はしないこと

(3)　閲覧室では静粛にすること

(4)　その他他人の迷惑になる行為をしないこと

(5)　係員の指示に従うこと

（貸出）

第７条　図書の貸出冊数及び貸出期間は、別表２のとおりとする。

２　館長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めたときは、図書及び雑誌の貸出冊数及び貸出期間を変更することができる。

（貸出禁止）

第８条　次の各号に掲げる図書館資料の貸出は行わない。ただし、館長が特に許可した場合はこの限りでない。

(1)　貴重書

(2)　参考図書
(3)　視聴覚資料等
(4)　その他館長が特に指定した資料

（返却）

第９条　貸出を受けた者は、借用中の図書館資料を貸出期間内に返却しなければならない。

２　館長は､必要と認めたときは､貸出期間内であっても返却を求めることができる。

３　館長は、貸出期間を超過して返却した者に対し、返却した日から、超過した日数に相当する期間の貸出を停止することができる。

（即時返却）

第１０条　貸出を受けた者は、退職、休職、卒業、休学、停学、退学等をしたときは、直ちに借用中の図書館資料を返却しなければならない。

（図書館資料の複写）

第１１条　図書館資料の複写利用については、別に定める。

（参考調査）

第１２条　利用者は、次の各号に掲げる参考調査を依頼することができる。
(1)　学術文献の書誌的調査
(2)　学術雑誌の所在調査
(3)　研究機関・研究者等の調査

（相互利用）

第１３条　利用者は、他の図書館等が所蔵する図書館資料を利用する必要があるときは、あっせんを依頼することができる。

２　前項の相互利用に要する費用は、利用者の負担とする。

３　利用者は、相互利用により他の図書館等（以下、「貸出館」という。）から借受けた資料の利用方法については、貸出館の指示に従うものとする。

第１４条　館長は､他の図書館等から図書館資料の利用について依頼があったときは、支障のない限り利用させることができる。

（弁償）

第１５条　利用者は図書館資料、施設等を損傷し、又は紛失したときは、弁償しなければならない。

２　前項にかかわらず、利用者は、相互利用によって借受けた資料を損傷し、又は紛失したときは、貸出館の指示に従うものとする。

（利用の制限）

第１６条　館長は、この規程に違反した者に対しては、図書館の利用を制限し、又は禁止することができる。

（補則）

第１７条　この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し、必要な事項は、館長が別に定める。

（改廃）

第１８条　本規程の改廃は名桜大学附属図書館運営委員会の議を経て館長が行う。

附　則

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２５年１１月１３日から施行し、平成２５年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

別表　１　（第４条関係）

区　　分	開　館　時　間
平　日	８時４５分から２２時まで
土　曜	１２時から１８時まで
春季、夏季、冬季の休業日	８時４５分から１７時まで

別表　２　（第７条関係）

利用区分／資料区分	学　生・事務職員		大学院生・教育職員		学 外 者	
	貸出冊数	貸出期間	貸出冊数	貸出期間	貸出冊数	貸出期間
図　書	５冊以内	２週間以内	１０冊以内	４週間以内	２冊以内	２週間以内

名桜大学大学院看護学研究科（博士前期課程）

電子データの取り扱いに関する申合せ

（平成30年5月17日　制定）

（趣旨）

第１条　看護学研究科（博士前期課程）に所属する大学院生（以下、学生）が研究等のプロセスで取り扱うデータ（研究のデータ、研究計画書、倫理審査申請書、その他の研究に関連する資料）の中で、電子データに関しては、誤送信、改ざん、個人情報等の漏洩、紛失、消失等の特有のリスクがあることから、それらの防止には、細心の注意を払う必要がある。そのことから、この申合せは、学生の電子データの取り扱いに関し、必要な事項を定める。

（取り扱い）

第２条　原則的に、電子データに加えて、紙媒体のものは、院生室および研究指導教員の研究室から持ち出してはならない。

学生はデータの収集・分析、作成時には、下記のことに厳重に注意すること。

(1) 電子データは、国内外を問わず匿名化すること。

(2) 電子データを保管するため、携帯型の電子機器（PC、スマートフォン等）を使用する場合、使用後、または当該機器を研究指導教員と共有するときは、当該データのコピーがその機器に残されていないことを確認する。

(3) 電子データは必ず暗号化し、パスワードを設定しロックをかける場合は、毎月１回以上変更すること。

(4) 電子データのやりとりは、学生と研究指導教員間に限定する。

(5) 電子データの誤送信、漏洩、紛失、消失が明らかとなった場合は、直ちに研究指導教員および看護学研究科長に報告する。

(6) 前項の報告をうけたときは、看護学研究科長（博士前期課程）は速やかに被害の拡大防止等のために必要な処置を講ずる。

(7) 学生は、ログイン情報、パスワード、その他のアクセス資格情報を常に安全に管理し、アカウント情報を保護する責任を有する。

(8) 合理的な理由のために電子データを用いて研究指導教員の指導を受ける必要がある場合は、誓約書を提出し、看護学研究科長（博士前期課程）の承諾を得る。

（改廃）

第３条　この申合せの改廃は、看護学研究科看護学専攻博士前期課程委員会の議を経て決定する。

附則

この申合せは、平成 30 年 5 月 17 日から施行し、平成 30 年 6 月 1 日から適用する。

附則

この申合せは、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

年　　月　　日

電子データの取り扱いに関する誓約書

看護学研究科長（博士前期課程）　殿

（申請者）

学生番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学生氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記のとおり、電子データの取り扱いについて、下記のことを遵守します。

記

(1) 電子データは、国内外を問わず匿名化すること。
(2) 電子データを保管するため、携帯型の電子機器（PC、スマートフォン等）を使用する場合、使用後、または、当該機器を研究指導教員と共有するときは、当該データのコピーがその機器に残されていないことを確認する。
(3) 電子データは必ず暗号化し、パスワードを設定しロックをかける場合は、毎月１回以上変更すること。
(4) 電子データのやりとりは、学生と研究指導教員間に限定する。
(5) 電子データの誤送信、漏洩、紛失、消失が明らかとなった場合は、直ちに研究指導教員および看護学研究科長（博士前期課程）に報告する。
(6) 前項の報告をうけたときは、看護学研究科長（博士前期課程）は速やかに被害の拡大防止等のために必要な処置を講ずる。
(7) 学生は、ログイン情報、パスワード、その他のアクセス資格情報を常に安全に管理し、アカウント情報を保護する責任を有する。
(8) 合理的な理由のために電子データを用いて研究指導教員の指導を受ける必要がある場合は、誓約書を提出し、看護学研究科長（博士前期課程）の承諾を得る。

Ⅴ. 履　修　等

授業科目の概要

令和７年度看護学研究科（博士前期課程）授業概要

授業科目の概要 （ 看護学研究科　看護学専攻(博士前期課程））				
科目区分		授業科目の名称	講義等の内容	備考
共通科目	共通必修科目	**看護理論**	（概要） 看護の理論形成が専門職看護の基盤であることを理解し、既存の看護哲学、看護概念モデル（適応・セルフケア）、や諸理論（コンフォート、ケアリング、ヘルスプロモーション等）を理解し、これらの理論が自らの看護現象を説明でき、検証レベルや看護実践の貢献の観点からクリティークし学修する。	オムニバス方式
		看護学研究方法論Ⅰ	（概要） 看護における研究の意義と特徴を理解し、文献検討、研究デザイン、研究方法、倫理的配慮、研究計画書、学術論文の書き方などの一連の研究プロセスを学習する。	オムニバス方式
		看護学研究方法論Ⅱ	（概要） 基本的な研究方法である質的研究と量的研究の特徴とその方法を学習する。	オムニバス方式
	共通選択科目	**沖縄のケアリング文化**	（概要） 沖縄の地理的・歴史的背景を踏まえ、沖縄の文化として脈々と受け継がれてきたケアリングの在り様を探究し、沖縄の生活や文化に根ざしたケアリングの要素を、多角的、学際的側面から捉えることを試みる。	オムニバス方式
		看護教育学	（概要） 教育学、および看護教育学の理論を学習し、看護基礎・卒後教育課程、あるいは継続教育に携わる看護職者が教育的機能を果たすために必要な基本的知識・技術を修得し、教育・実践領域において系統的な教育活動を展開できる能力を養う。	オムニバス方式
		看護倫理学	（概要） 看護における倫理的問題を解決できる能力を養うために、看護専門職に必要な看護倫理の基礎的知識と倫理的思考方法について事例を通して学ぶ。	
		看護管理学	（概要） 保健看護サービスシステムの現状および看護職が直面している課題を把握し、現場の変革を推進するために必要な体系的知識・技術を有効に活用できる能力を養う。	オムニバス方式
		コンサルテーション論	（概要） 保健医療チームの中でのコンサルテーションについて、する側と受ける側から理解できるように、理論と具体的な事例を通して方法論を学ぶ。また、コンサルテーションを受ける看護師として	

共通科目	共通選択科目	**コンサルテーション論**	の自己研鑽のあり方を学ぶ。	
		ヘルスプロモーション論	（概要） ヘルスプロモーション・ウエルネス理念の起こりと歴史的背景、健康観についての歴史的変遷、健康政策への活用と評価の視点を講じ、ヘルスプロモーション・ウエルネス理念を理解した健康政策立案への基本的能力を習得する。さらに、運動生理学の観点から生活習慣病予防の具体的な知見や方法についても探究する。これらの基礎理論を用いて実際の看護の場におけるヘルスプロモーションを探究する。	
		包括的健康アセスメント	（概要） 看護モデルを基盤として身体・心理・社会的側面を包括的にとらえる高度なアセスメント能力を養う。身体面としてのフィジカル・アセスメント(Physical Assessment)強化を中心に、心理社会面として心理社会的アセスメント（MSE：Mental Status Examination）、看護診断を統合した講義によって習得する。	オムニバス方式
		健康栄養学	（概要） 現在の日本人の死因の約3分の2は生活習慣病によるものであると言われている。生活習慣病の予防には、適切な食事量や食習慣、定期的な身体活動が重要となってくる。本講義では生活習慣病の予防、特に肥満の予防のための運動・食事の取り方を中心に講義を行う。その際に、食事と運動と休養のタイミングを考慮した時間栄養学の考えを取り入れて検討を行う。また、健康や栄養に関する情報を判断し、活用する能力（情報リテラシー）を養い、根拠に基づいた栄養学的知識の獲得を目指す。さらに得られた栄養学の知識をいかに実践につなげるかという行動科学の点についても講義を行う。	
		病態生理学	（概要） この授業では、臨床医学で問題となっている各種疾病を教材として、病態生理学に根拠を置いて進められている治療について学ぶことによって、臨床看護の世界で指導的役割を担える人材を育成することを目標にする。 すなわち自ら論理的な学習ができ、かつ知識が乏しいがゆえに不安を抱える患者やその家族が正しく病気の成り立ちを知り、判断できるよう適切なアドバイスを与えることができるようにする。すなわち、健康障害があっても、その影響をできるだけ少なくするようにはたらきかける際の専門的判断の構築に役立つことを意図する。	
		英語講読	（概要） 英文で書かれた看護の専門誌・論文を講読する力を養うことを目的とする。そのために、一般の新聞、雑誌を読みながら、文法の解説も加えて基礎読解力を高めたうえで、専門誌の看護の英語論文を講読する。	

専門科目	基盤看護学分野	**基盤看護学特論Ⅰ**	（概要） 基盤看護学特論Ⅰでは、看護の基盤となる理論・方法論について、教育・管理・実践を沖縄のケアリング文化に根ざした視点とグローバルな視点から探究する。この科目には看護教育学、看護技術学、看護管理学、国際看護学の専門領域があり、探究したい専門領域を選択する。 看護教育学領域では、看護教育の歴史と制度、ならびに看護教育における基礎理論、方法論を修得する。看護基礎教育・卒後教育・継続教育の前提となる看護教育学の理論に加え、関連学問領域の理論・主要概念を学習する。看護職における継続教育の現状と課題、キャリア開発支援について理解を深め、看護職への教育のあり方についてディスカッションやプレゼンテーションを通して探究する。 看護管理学領域では、 保健 ・医療 ・福祉 を取り巻く環境について概観し、看護 サービスおよび看護管理のあり方を探究する。具体的には、質の高い看護実践を推進するために必要なヘルスケア組織および看護管理の基礎理論および看護管理プロセスを理解し、効果的な看護管理のあり方を探究する。 看護技術学領域では、看護ケアの本質を踏まえ、ケア技術を構成する要素を抽出し、その理論的背景および質の高い看護実践を推進するための看護技術について探究する。 国際看護学領域では、異文化や多様な社会構造などをキーワードとして、今後の看護にも必要とされる国際的な視野、適応力、判断力、研究方法論などについて、探究する。	
		基盤看護学特論Ⅱ	（概要） 基盤看護学特論Ⅱでは、看護の基盤となる理論・方法論を踏まえ、沖縄のケアリング文化に根ざした視点とグローバルな視点から根拠のある看護実践を探究する。この科目には看護教育学、看護技術学、看護管理学、国際看護学の専門領域があり、探究したい専門領域を選択する。 看護教育学領域では、教育学および看護教育学の理論を適用した看護基礎・卒後教育課程、あるいは継続教育プログラムの編成・運用の実際と看護学教育活動の展開を学修する。看護ケアの質を高めるために必要な看護職への教育的働きかけ、教育環境づくりなど、効果的な継続教育を実施していくための知識や理論・技術を学修する。ディスカッションやプレゼンテーションを通して、看護基礎教育において到達すべき看護実践能力、継続教育におけるキャリア開発について探究する。 看護管理学領域では、 日本における看護管理・看護サービスの制度政策を多角的取り上げ、看護と社会システムの関係について探索する。また、看護実践現場における課題把握と解決、イノベ	

専門科目	基盤看護学分野	基盤看護学特論Ⅱ	ー ションのために必要とされる方法論を探究する。 看護技術学領域では、看護技術学に関する先行研究についてクリティークし、看護技術研究の課題と展望を考察する。さらに、 看護実践現場における課題把握と解決のために必要とされる看護技術の在り様を探究する。 国際看護学領域では、世界の国々の看護・保健医療福祉事情を理解するために、さまざまな国々において活躍している看護・保健医療福祉分野の実践家及び研究者により各国の文化の紹介と看護医療福祉とその実践について探究する。	
	臨床看護学分野	臨床看護学特論Ⅰ	臨床看護学特論Ⅰでは、沖縄のケアリング文化を基盤とし、様々な健康レベルにある人を対象に健康増進および疾病予防、あるいは死に臨む人々のケアに関する理論・方法論を探究する。この科目には慢性期看護学、急性期看護学、がん看護学、高齢者看護学、母性看護学、小児看護学、精神看護学、在宅看護学、公衆衛生看護学、病態生理学の専門領域があり、探究したい専門領域を選択する。 慢性期看護学領域では、慢性期疾患を疫学的に概観し、ライフサイクル・ライフタスクとの関係を理解する。さらに、セルフケアの構築に向けた行動理論等、慢性疾患を病む人および家族に必要なケアに関する理論・方法論を探究する。 急性期看護学領域では、急性期疾患を疫学的に概観し、ライフサイクル・ライフタスクとの関係を理解する。急性期病態患者・家族の特質から、医療選択における意思決定について考案する。また、脳死判定や臓器移植などを踏まえ、多角的に倫理的課題を抽出し、これからの急性期看護に関する理論・方法論を探究する。 がん看護学領域では、がんサバイバーシップの概念を基に、がんの診断時期から終末期まで、がんとともに生きる人々とその家族の体験を広い視野から理解し、全人的ケアおよび沖縄のケアリング文化に根ざした看護実践の土台となる理論や概念を探求する。 高齢者看護学領域では、老年期の発達理論を踏まえ、加齢に伴う身体的・心理的・社会的変化と生活への影響について探究する。また、少子高齢化の国内外の高齢者をとりまく様々な状況を理解し、複雑で多様な健康障害をもつ高齢者の健康と生活の質を高めるための援助について、文献抄読、事例検討などを通して検討し探究する。 母性看護学領域では、母性看護学の対象である将来出産を迎える思春期女性、妊産褥婦、更年期女性等の特性と健康課題を理解する。女性の健康課題を解決するための理論や方法論について、文献・事例検討を通して探究する。 小児看護学領域では、子どもとその家族が置かれているさまざまな状況を理解し、特に子どもの倫理的側面として、児童の権利条約の理念に基づいた健康生活について探究し、子どもの生きる権	

専門科目	臨床看護学分野	**臨床看護学特論Ⅰ**	利の擁護に関する課題と方法について探究する。また、関連領域の研究のクリティークを行い、小児看護学領域の研究の動向と課題を探究する。 精神看護学領域では、精神看護学の実践の基礎となる対象理解のための基礎理論を学ぶ。精神の機能状態の評価方法について学び、看護介入の基本として、精神状態のアセスメント技術と対人関係技術を習得する。合わせて精神的健康に関する知識およびライフサイクルにおける対象者の心理・社会的問題、危機的状況における看護アセスメントについて学ぶ。 在宅看護学領域では、在宅看護学活用される理論や看護モデルを学び、看護実践に活用する方法を学ぶ。在宅での生活（暮らし）を支援する看護の役割と福祉の連携を目指し、社会福祉の立場からの地域在宅看護学への課題を探究する。 公衆衛生看護学領域では、個人・家族・集団・地域の健康レベル向上に関わる看護の理論および方法、保健医療福祉の連携とシステム化、地域の健康課題の解決に必要な社会資源の開発と施策化等について探究する。 病態生理学領域では、医療及び福祉介護の現場で日常遭遇することの多い代表的な疾患あるいは病態の成因や仕組みに関する基礎的事項及び最新の知見を概説する。実務に役立つように知識を整理して理解してもらうことを目標とする。	
		臨床看護学特論Ⅱ	（概要） 臨床看護学特論Ⅱでは、沖縄のケアリング文化を基盤とし、様々な健康レベルにある人を対象に健康増進および疾病予防、あるいは死に臨む人々のケアに関して、根拠のある看護実践を探究する。この科目には慢性期看護学、急性期看護学、がん看護学、高齢者看護学、母性看護学、小児看護学、精神看護学、在宅看護学、公衆衛生看護学、病態生理学の専門領域があり、探究したい専門領域を選択する。 慢性期看護学領域では、慢性疾患を病む人と家族の反応や療養行動特性、生活に及ぼす影響と社会心理的要因を理解し、国内外の先行研究を踏まえ根拠のある看護実践を探究する。さらに、慢性期看護領域に求められる援助方法と課題解決のための方略を探究する。 急性期看護学領域では、危機的な状況にある人を総合的に捉え、衝撃的な体験に際し人間の反応や回復過程を理解し、衝撃的な体験からの立ち直りを促進させる援助、専門的な支援法を学修する。また、衝撃的な体験者の家族に対する支援方法について探究し、根拠のある看護実践を探究する。 がん看護学領域では、がんの診断時期から終末期まで、がんとともに生きる人々とその家族への看護支援の現状と課題を幅広く理解し、全人的ケアおよび沖縄のケアリング文化に根ざした根拠のあるがん看護実践を探究する。さらに、がん対策基本法をはじ	

専門科目	臨床看護学分野	臨床看護学特論Ⅱ	め国の施策と動向および社会的ニーズを踏まえ、がん看護領域に求められる援助方法と課題解決のための方略を探究する。 高齢者看護学領域では、加齢や障害により複雑で多様な健康障害を持つ高齢者の人生の最終段階が健康的に過ごせるように、生活の質を維持・向上を支援するケアについて探究する。また、家族・ケアスタッフ、社会システムの課題を検討しケアシステムの在り方を探究する。 母性看護学領域では、 臨床看護学特論Ⅰの母性看護学の対象に対する理論や方法論を踏まえ、根拠に基づいた効果的な看護実践を探究する。また、沖縄県のケアリング文化に根ざした地域における母子保健の課題、妊娠前から出産後まで継続した支援システムについて探究する。 小児看護学領域では、小児看護がもつさまざまな課題を広い視野から理解し、子どもとその家族の健康保持・増進のための援助の方向性について、講義と演習を通して探究する。また、小児看護の諸側面における適切な援助方法を探究し、その効果を査定する能力を修得する。 入院児の生活支援について、特に入院児の発達支援としての遊びや教育の視点を重視し、入院児の教育保障や医療保育の基本的な考え方を導入して検討する。 また、医療的ケアを必要とする子どもの援助、障害児のケア、被災児とその家族の支援や災害看護における具体的な支援について検討する。そのうえで、小児看護に必要な援助方法とその評価について探究する。 精神看護学領域では、現在の精神保健医療福祉の動向と社会的ニーズを踏まえ、精神的健康問題を抱える人、その家族および集団に対して、精神看護学の基礎的な諸理論や知識を用いた看護介入方法または、治療的介入方法を講義と演習を通して探究する。また、この過程において患者の人権を擁護するための倫理的判断能力を培う。 在宅看護学領域では、沖縄県の在宅療養の現状と課題について学び、宅老所や在宅のターミナルケアについての援助の方法について探究する。また、沖縄北部の地域特性や終末期の在宅看護の実際を学び、倫理的判断、臨床判断に基づき、健康課題を解決するための看護実践を探究する。 公衆衛生看護学では、臨床看護学特論Ⅰの公衆衛生看護学で学んだ理論と方法、保健医療福祉の連携とシステム化、社会資源開発と施策化等を文献検討し、公衆衛生看護実践例の現状・課題の分析を踏まえ、看護実践を探究する。 病態生理学領域では、臨床看護学特論Ⅰの病態生理学で学んだ知識を基盤として興味ある国内外の症例報告を基に病態について考察し、時間軸から病態の推移を分析できる能力を培う。分析の結果から導かれる看護への応用について学ぶ。さらに、探究した	

専門科目	臨床看護学分野	**臨床看護学特論Ⅱ**	課題をレポートにまとめ看護指導者としての教授方法を実践により修得する。	
演習・研究科目		**専門演習**	（概要） 各分野の研究の動向を踏まえ、学生の関心あるテーマに即した研究を進めるための方法を学ぶ。具体的には、国内外の論文のクリティークを重ねて、研究課題を絞り込み、適切な研究方法を検討し、研究の背景、文献検討、研究目的、研究デザイン、研究方法、倫理的配慮などを学習し、研究計画書を作成する。	
		特別研究	（概要） 専門演習の履修により作成した研究テーマに即した研究計画書をもとに研究を進め、修士論文を作成する。具体的には、倫理審査申請後、研究計画にそって、データの収集、分析解釈、考察などの中間発表を行なう。その後、論文を作成し、公開発表のプレゼンテーションを行う。	

授業科目の概要 （ 看護学研究科　看護学専攻(博士前期課程) CNS コース）				
科目区分		授業科目の名称	講義等の内容	備考
共通科目	共通必修科目	臨床薬理学	（概要） 看護の理論形成が専門職看護の基盤であることを理解し、既存の看護哲学、看護概念モデル（適応・セルフケア）、や諸理論（コンフォート、ケアリング、ヘルスプロモーション等）を理解し、これらの理論が自らの看護現象を説明でき、検証レベルや看護実践の貢献の観点からクリティークし学修する。	
専門科目		がん病態治療学特論	（概要） がん病態治療学を学習することによって、人間の身体に生起する病変の基本を知り、その成り立ちについて細胞・分子レベルで理解を深める。臨床における実際のがん診断・治療について学習し、がん看護の高度な臨床判断と看護実践につなげるために必要な、病態治療学的知識を習得する。	
		臨床看護学特論Ⅰ	（概要） がん看護学領域では，がんサバイバーシップの概念を基に，がんの診断時期から終末期まで，がんとともに生きる人々とその家族の体験を広い視野から理解し，全人的ケアおよびケアリング文化に根ざした看護実践の土台となる理論や概念を探求する。看護実践の主要となる理論の活用について理解を深める。	
		臨床看護学特論Ⅱ	（概要） がんの診断と最新の治療方法、がんの疫学、予防、早期発見について学び、がん看護実践で応用できる専門的アセスメント能力の基盤を養う。また，がんサバイバーシップの概念を基に，がんの診断時期から終末期まで，がんとともに生きる人々とその家族の体験を広い視野から理解し，がん患者の複雑な健康問題に対して、包括的な支援を提供するための看護援助方法について探求する。エビデンスと実践を関連付けて理解を深める。	
		緩和ケア特論Ⅰ	（概要） がん患者・家族が抱える全人的苦痛を捉えるための包括的なアセスメントの方略や看護援助方法について理解する。特に、がん疼痛をはじめとする疾患や治療に伴う症状の概念、疫学、症候、病態生理を踏まえ、症状アセスメント、臨床判断、看護援助の方略について最新のエビデンスを探求し、症状緩和における高度な臨床判断とキュアとケアを統合した看護援助を提供するための基礎的知識を習得する。	

専門科目	**緩和ケア特論Ⅱ**	（概要） 緩和ケア領域において、がん看護専門看護師としての役割機能を発揮するための知識を身につける。緩和ケアの概念をはじめとして、緩和ケアに関わる政策、さまざまな実践の場（在宅、一般病棟、ホスピス・緩和ケア病棟、緩和ケアチーム）における特徴、リソースの活用方法および地域連携について理解する。また、がん診断時から終末期にかけての患者・家族が抱える全人的苦痛（身体的、精神的、心理・社会的、スピリチュアル的）に対するケアおよびグリーフケアについて最新のエビデンスや理論を理解する。	
	緩和ケア特別演習Ⅰ	（概要） 緩和ケア特論Ⅰの学修を踏まえ、事例検討や技術演習を通してがん患者が抱えるがんの病態と治療に伴う症状を主観的・客観的手法を用いて包括的にアセスメントし、臨床判断能力を身につける。さらに、全人的苦痛を緩和するための最新のエビデンスや知見に基づきキュアとケアを統合した看護援助について考究する。また、フィールドワークを通して、症状緩和の方略を検討するうえで、緩和ケアチームの役割機能や多職種連携の実際を学習し、緩和ケア領域におけるがん看護専門看護師としての役割を明確化する。	
	緩和ケア特別演習Ⅱ	（概要） 緩和ケア特論Ⅱの学習を踏まえ、複雑な問題を抱えるがん患者・家族の事例やロールプレイ演習を通して、全人的ケアの視点からみた包括的看護援助を提供するための相談・心理的支援、調整、倫理調整に必要な技術を身につける。さらに、フィールドワークを通して、がん患者の意思決定支援、患者・家族の相談・心理的支援、他職種との連携、倫理的問題へのアプローチ、緩和ケアチームにおける横断的なアプローチや在宅療養支援、地域・文化に根差した緩和ケアの地域連携の在り方についても探求し、地域包括支援の充実を促進するうえでがん看護門看護師としての役割機能を明確化する。	
	がん看護学実習Ⅰ	（概要） がん看護専門看護師の役割（実践、相談、調整、倫理調整、教育・研究）の実際を学ぶ。 がん看護専門看護師の実践の見学、同行を通し、がん看護専門看護師の役割理解を深め、がん看護専門看護師としての役割機能を発揮するための能力開発と自己の課題を明確化する。	
	がん看護学実習Ⅱ	（概要） 疾患および治療に伴う苦痛を全人的にアセスメントし、症状緩和およびセルフケアマネジメントの方略に関する知識や技術を学修する。臨床腫瘍医や緩和ケア医の指導の下、がん診療およびに関する臨床判断能力を修得する。また、複雑な問題を抱えるがん患者・家族を受け持ち、臨床指導者および大学院指導教員の指導の下、理論やエビデンスに基づく専門的な知識や技術を用いて、ケアとキュアを統合させた質の高い看護実践を探求する。	

専門科目	**がん看護学実習Ⅲ**	（概要） がんの治療期から終末期における、患者・家族が抱える複雑な問題を解決する（意思決定支援を含む）ための知識や技術を学修する。特にがん患者・家族の苦痛を全人的にアセスメントし、患者・家族、医療従者間で生じる倫理的な葛藤などの複雑な問題に対し、患者・家族の希望により沿った治療や療養生活の選択が行えるよう、症状緩和およびセルフケアマネジメントの方略および必要なリソースの活用について、患者・家族および臨床スタッフと検討し、臨床スタッフや多職種との連携を踏まえた看護実践能力を修得する。また、受け持った患者・家族への看護実践を通して、臨床スタッフに看護実践の質向上に向けた教育企画を実施し、効果的な教育について探究する。	
	がん看護学実習Ⅳ	（概要） 緩和ケア病棟および在宅で療養するがん患者・家族の問題解決に関する知識や技術を学修する。患者・家族の希望により沿った療養生活を整えるために、全人的苦痛を捉え、地域・社会資源の活用を検討し、臨床スタッフや多職種との連携を図り、シームレスな看護を実践する能力を修得する。特に、看護実践を展開するうえで、症状緩和およびセルフケアマネジメントの方略について、患者・家族および臨床スタッフと検討し、臨床指導者および大学院指導教員の指導のもと実践し、緩和ケア病棟・在宅療養環境の特性を踏まえた看護実践を学修する。また、受け持った患者・家族への看護実践を通して、臨床スタッフに看護実践の質向上に向けた教育企画を実施し、効果的な教育について探究する。	
演習・研究科目	**課題研究Ⅰ**	（概要） 専門領域（がん看護）の看護実践上の課題について、文献クリティークを通して、研究手法、計画作成および論文の作成過程を学ぶ。先行研究を読み込み、研究テーマを明確化し、倫理的配慮に基づいた専門性の向上につながる研究計画書の作成を行う。	
	課題研究Ⅱ	（概要） 課題研究Ⅰで作成した研究計画書を基に担当教員の指導のもと、研究を実施し、修士論文（課題研究）を作成する。研究倫理審査の承認が得られた後、研究計画に沿って、協力依頼、データ収集、分析を行う。その後、研究の結果について先行研究や理論を用いて批判的に考察し、解釈し、研究の限界を理解したうえで、論旨が一貫した論文を作成する。実施した研究を公開で発表し、研究成果を還元する。	

Ⅵ. そ　の　他

1．看護学研究科（博士前期課程）教員名簿

大学院看護学研究科（博士前期課程）教員名簿

	フリガナ 氏名	職位	担当授業科目の名称		備考
1	キムラ　ヤスタカ 木村　安貴	教授 （研究科長）	看護理論 看護学研究方法論Ⅱ 臨床看護学特論Ⅰ 専門演習	看護学研究方法論Ⅰ 病態生理学 臨床看護学特論Ⅱ 特別研究	※CNSコース （がん看護専門看護師）担当
2	ナガタ　ミワコ 永田　美和子	教授	看護理論 看護学研究方法論Ⅱ 臨床看護学特論Ⅰ 専門演習	看護学研究方法論Ⅰ 包括的健康アセスメント 臨床看護学特論Ⅱ 特別研究	
3	タマイ　ナオミ 玉井　なおみ	教授	看護理論 看護学研究方法論Ⅰ 臨床看護学特論Ⅰ 専門演習	看護学研究方法論Ⅱ 臨床看護学特論Ⅱ 特別研究	※CNSコース （がん看護専門看護師）担当
4	オオシロ　リョウコ 大城　凌子	教授	看護理論 看護学研究方法論Ⅰ 沖縄のケアリング文化 臨床看護学特論Ⅱ 専門演習	看護学研究方法論Ⅱ 包括的健康アセスメント 臨床看護学特論Ⅰ 特別研究	
5	マツシタ　セイコ 松下　聖子	教授	看護理論 看護学研究方法論Ⅱ 臨床看護学特論Ⅰ 専門演習	看護学研究方法論Ⅰ 看護教育学 臨床看護学特論Ⅱ 特別研究	
6	タバ　マユミ 田場　真由美	教授	看護理論 看護学研究方法論Ⅰ 臨床看護学特論Ⅰ 専門演習	看護学研究方法論Ⅱ 臨床看護学特論Ⅱ 特別研究	
7	ハナシロ　カズヒコ 花城　和彦	教授	看護学研究方法論Ⅰ 病態生理学 臨床看護学特論Ⅰ 専門演習	看護学研究方法論Ⅱ 臨床看護学特論Ⅱ 特別研究	
8	アベ　マサコ 阿部　正子	教授	看護理論 看護学研究方法論Ⅰ 臨床看護学特論Ⅰ 専門演習	看護学研究方法論Ⅱ 臨床看護学特論Ⅱ 特別研究	
9	リュウゴウ　チユキ 流郷　千幸	教授	看護理論 看護学研究方法論Ⅰ 臨床看護学特論Ⅰ 専門演習	看護学研究方法論Ⅱ 臨床看護学特論Ⅱ 特別研究	
10	ヒラカミ　クミコ 平上　久美子	教授	看護理論 看護学研究方法論Ⅱ 臨床看護学特論Ⅰ 専門演習	看護学研究方法論Ⅰ コンサルテーション論 臨床看護学特論Ⅱ 特別研究	
11	シミズ　カオリ 清水　かおり	上級准教授	看護理論 看護学研究方法論Ⅰ 看護教育学 基盤看護学特論Ⅰ 専門演習	看護学研究方法論Ⅱ 看護管理学 基盤看護学特論Ⅱ 特別研究	
12	キトウ　カズコ 鬼頭　和子	上級准教授	看護学研究方法論Ⅰ 包括的健康アセスメント 臨床看護学特論Ⅰ 専門演習	看護学研究方法論Ⅱ 臨床看護学特論Ⅱ 特別研究	
13	イトウ　サトミ 伊藤　智美	上級准教授	看護理論 看護学研究方法論Ⅱ コンサルテーション論	看護学研究方法論Ⅰ 看護管理学	
14	ヒガ　ノリエ 比嘉　憲枝	上級准教授	看護理論 臨床看護学特論Ⅱ	臨床看護学特論Ⅰ 専門演習	
15	モトムラ　ジュン 本村　純	教授	看護学研究方法論Ⅰ 臨床看護学特論Ⅰ	 臨床看護学特論Ⅱ	
16	ヨシザワ　リュウタ 吉澤　龍太	助教	看護理論 臨床看護学特論Ⅰ	コンサルテーション論 臨床看護学特論Ⅱ	※CNSコース （がん看護専門看護師）担当
17	タカセ　コウイチ 高瀬　幸一	教授	ヘルスプロモーション論		
18	グレッグ　ミスズ グレッグ　美鈴	特任教授	看護理論 看護教育学	看護学研究方法論Ⅰ	
19	スズキ　ケイコ 鈴木　啓子	特任教授	看護理論 看護学研究方法論Ⅱ コンサルテーション論	看護学研究方法論Ⅰ 看護管理学 包括的健康アセスメント	
20	ヤツシロ　リカ 八代　利香	非常勤講師	看護倫理学		
21	タイラ　タカミ 平良　孝美	非常勤講師	看護管理学		
22	ヒゴ　サキコ 肥後　佐起子	非常勤講師	看護管理学		
23	ムラカミ　ミツコ 村上　満子	非常勤講師	コンサルテーション論		
24	ヤカビ　ヒロコ 屋嘉比　浩子	非常勤講師	コンサルテーション論		
25	トウナイ　ミホ 藤内　美保	非常勤講師	包括的健康アセスメント		
26	ヒガ（ナカムラ）　マリコ 比嘉（中村）真理子	非常勤講師	病態生理学		

	フリガナ 氏名	職位	担当授業科目の名称	備考
27	フナシマ　ナヲミ 舟島　なをみ	非常勤講師	看護教育学	
28	ウエダ　シンイチロウ 植田　慎一郎	非常勤講師	臨床薬理学	
29	タイラ　ナオヤ 平良　直也	非常勤講師	がん病態治療学特論	
30	アリガ　タクロウ 有賀　拓郎	非常勤講師	がん病態治療学特論	
31	オオワン　イソコ 大湾　勤子	非常勤講師	がん病態治療学特論	
32	ウエハラ　カノウ 上原　協	非常勤講師	がん病態治療学特論	
33	ノザト　エイジ 野里　栄治	非常勤講師	がん病態治療学特論　　がん看護学実習Ⅲ	
34	イジュ　ミカ 伊集　美香	非常勤講師	臨床看護学特論Ⅰ	
35	タウ　ミツコ 多宇　盛子	非常勤講師	臨床看護学特論Ⅰ	
36	サトミ　ユウジ 里見　雄次	非常勤講師	臨床看護学特論Ⅰ	
37	カミザト　ミドリ 神里　みどり	非常勤講師	緩和ケア特論Ⅰ　　臨床看護学特論Ⅱ	
38	ササラ　タケシ 笹良　剛史	非常勤講師	緩和ケア特論Ⅰ	
39	ナカソネ　トシユキ 仲宗根　敏幸	非常勤講師	緩和ケア特論Ⅰ	
40	ナカガワ　ユタカ 中川　裕	非常勤講師	緩和ケア特論Ⅰ	
41	カコウ　ジュン 角甲　純	非常勤講師	緩和ケア特論Ⅰ	
42	ハットリ　セイジ 服部　政治	非常勤講師	緩和ケア特論Ⅰ	
43	ミヤザト　ハルカ 宮里　春香	非常勤講師	緩和ケア特論Ⅱ　　緩和ケア特別演習Ⅱ がん看護学実習Ⅳ	
44	ウオズミ　トモエ 魚住　智絵	非常勤講師	緩和ケア特論Ⅱ　　緩和ケア特別演習Ⅱ がん看護学実習Ⅳ	
45	キンジョウ　タカノブ 金城　隆展	非常勤講師	緩和ケア特論Ⅱ　　緩和ケア特別演習Ⅱ	
46	ミネイ　トモミ 嶺井　朝美	非常勤講師	緩和ケア特別演習Ⅱ　　がん看護学実習Ⅲ	
47	ウエハラ　ヒロミ 上原　弘美	非常勤講師	緩和ケア特別演習Ⅱ	
48	スナガワ　ハル 砂川　華	非常勤講師	がん看護学実習Ⅰ　　がん看護学実習Ⅱ がん看護学実習Ⅲ　　緩和ケア特別演習Ⅱ	
49	タワダ　シンコ 多和田　慎子	非常勤講師	がん看護学実習Ⅰ　　がん看護学実習Ⅱ がん看護学実習Ⅲ　　緩和ケア特別演習Ⅰ	
50	ハタブ　キョウヘイ 旗武　恭兵	非常勤講師	がん看護学実習Ⅰ（仮）	
51	オダジマ　レイコ 小田島　怜子	非常勤講師	がん看護学実習Ⅱ	
52	ウスギ　カツミ 宇杉　かつみ	非常勤講師	がん看護学実習Ⅱ	
53	サクマ　チヒロ 佐久間　千尋	非常勤講師	がん看護学実習Ⅲ	

Ⅵ. そ　の　他

2. 建物配置図

名桜大学　建物配置図

＜多目的ホール＞
１Ｆ　保健センター
　　学生相談室
２Ｆ　大学祭実行委員会
　　名桜大学学習支援教室ぴゅあ

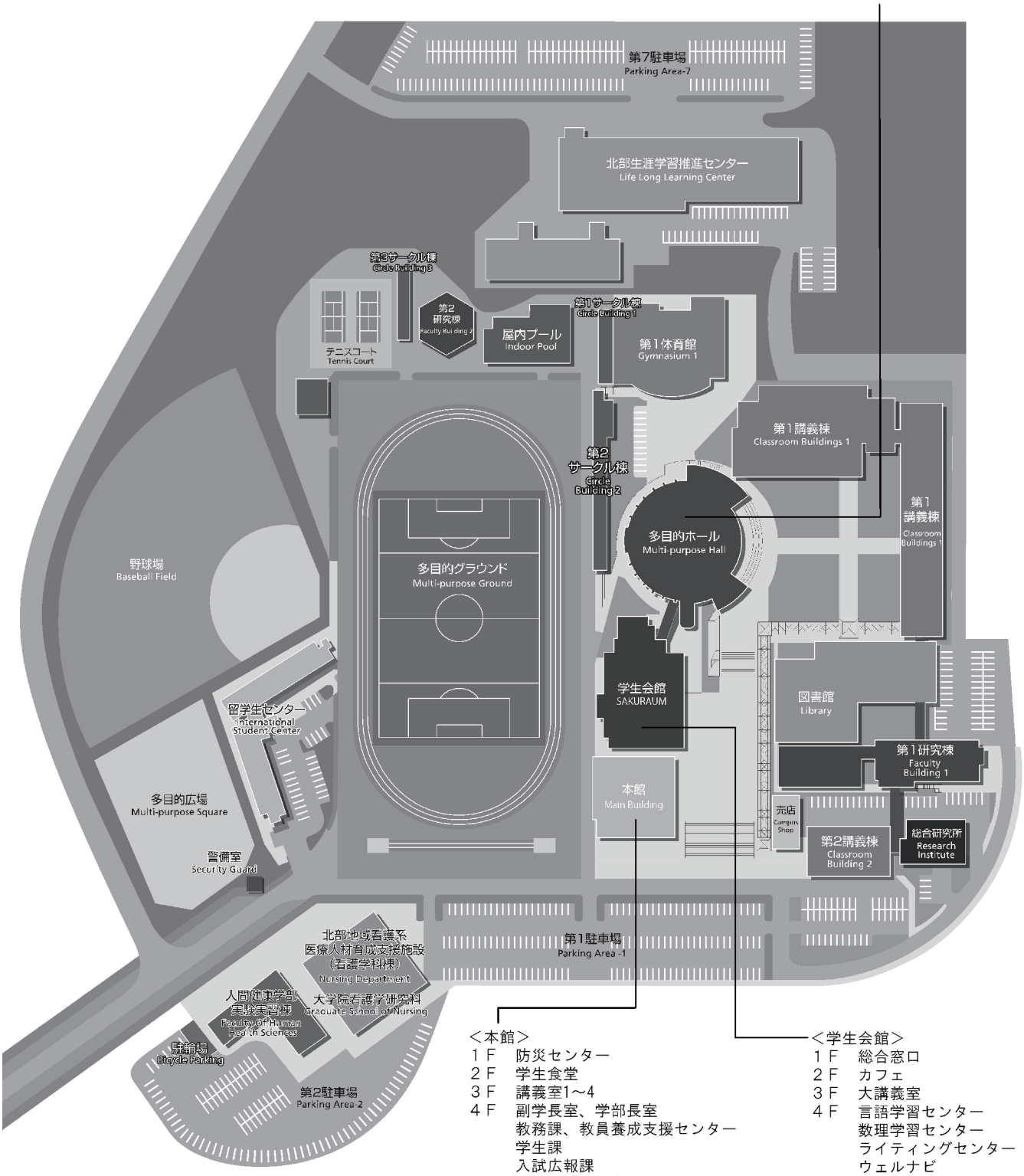

＜本館＞
１Ｆ　防災センター
２Ｆ　学生食堂
３Ｆ　講義室1～4
４Ｆ　副学長室、学部長室
　　教務課、教員養成支援センター
　　学生課
　　入試広報課
　　非常勤講師控室
５Ｆ　理事長室、学長室
　　総務課
　　企画課
　　地域連携研究推進課
　　会計課
　　施設課

＜学生会館＞
１Ｆ　総合窓口
２Ｆ　カフェ
３Ｆ　大講義室
４Ｆ　言語学習センター
　　数理学習センター
　　ライティングセンター
　　ウェルナビ
５Ｆ　キャリア支援課
　　国際交流センター
　　教員養成講座運営室
　　学生会館運営室
６Ｆ　スカイホール

第1講義棟

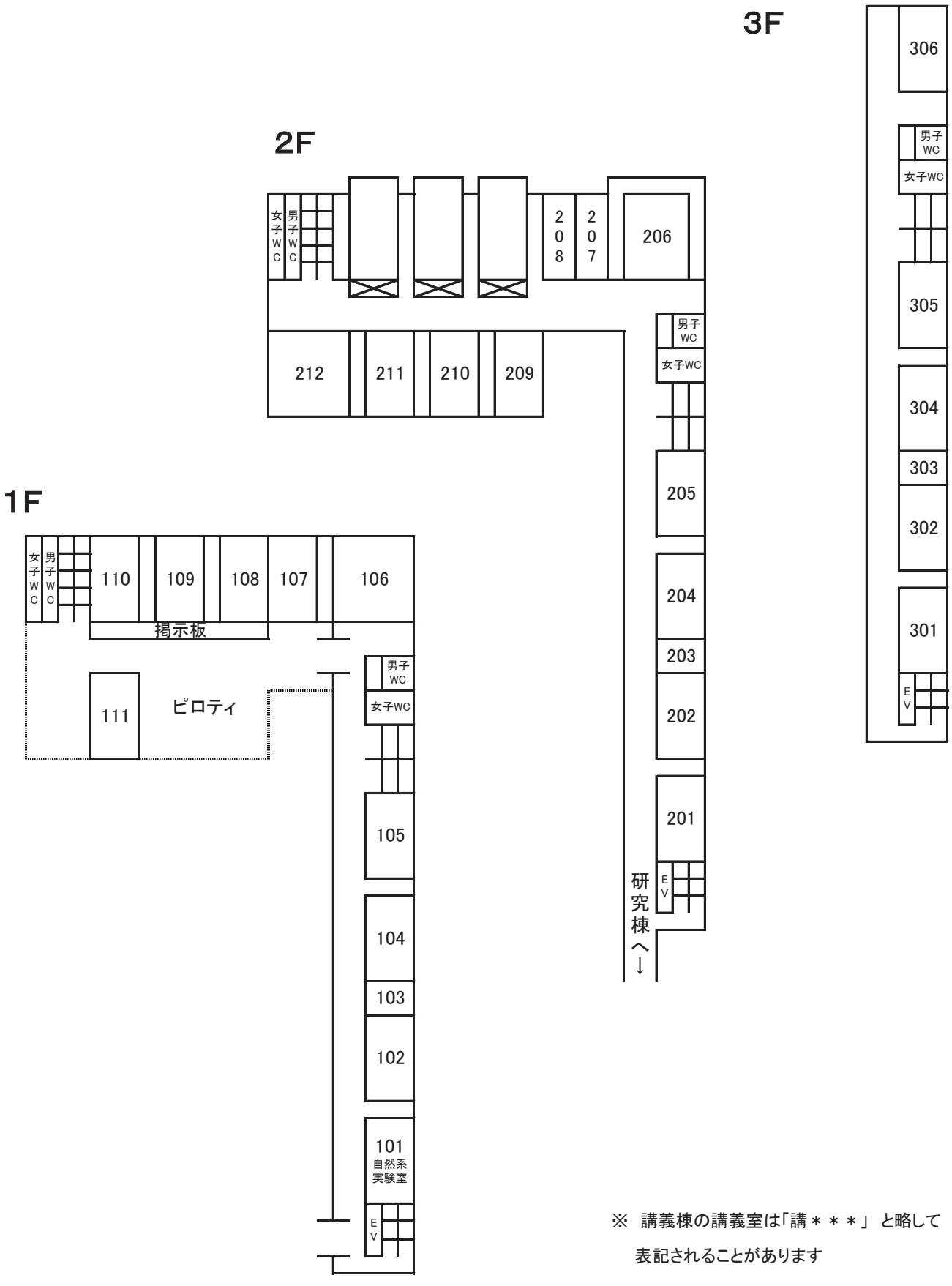

※ 講義棟の講義室は「講＊＊＊」と略して表記されることがあります

第2講義棟

2F

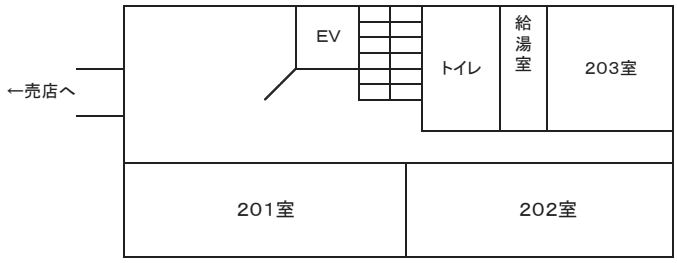

3F

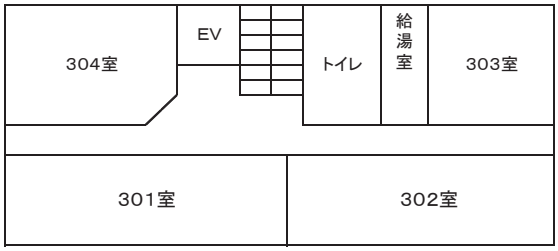

4F

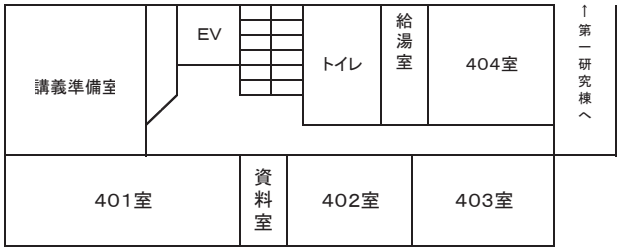

第1研究棟

1F（実験室・専攻科）

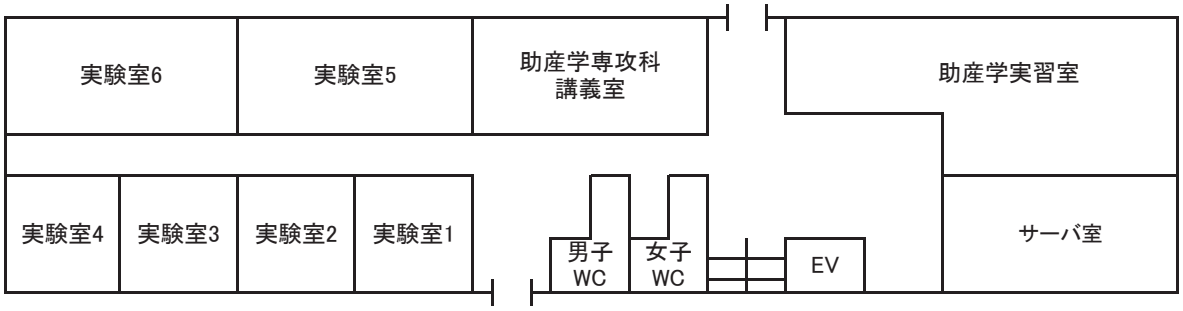

2F

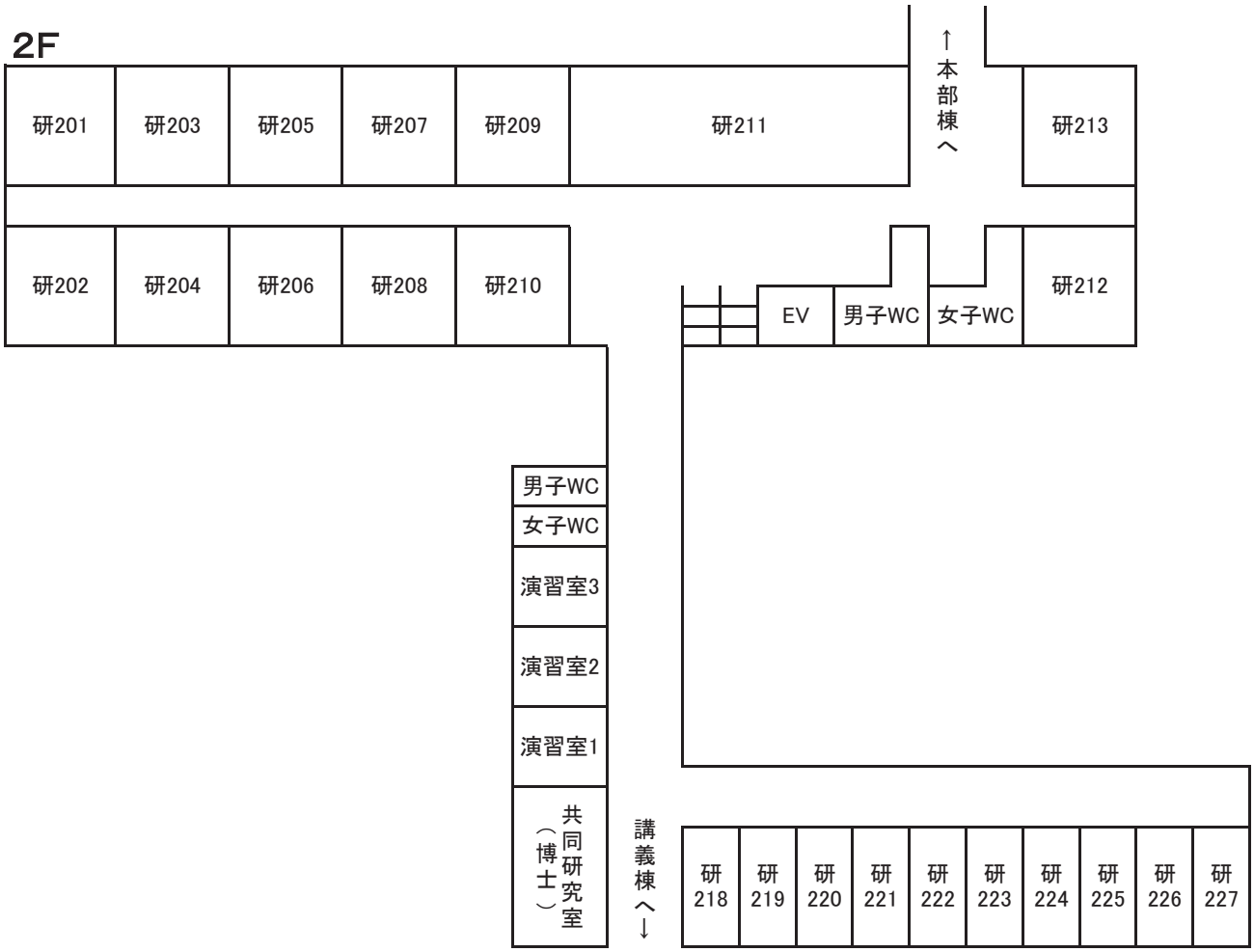

※ 教員の研究室は「研＊＊＊」以外に「人研＊＊＊」「看研＊＊＊」等あり、
「人研＊＊＊」は人間健康学部実験・実習棟に、「看研＊＊＊」は看護学科棟にあります

3F

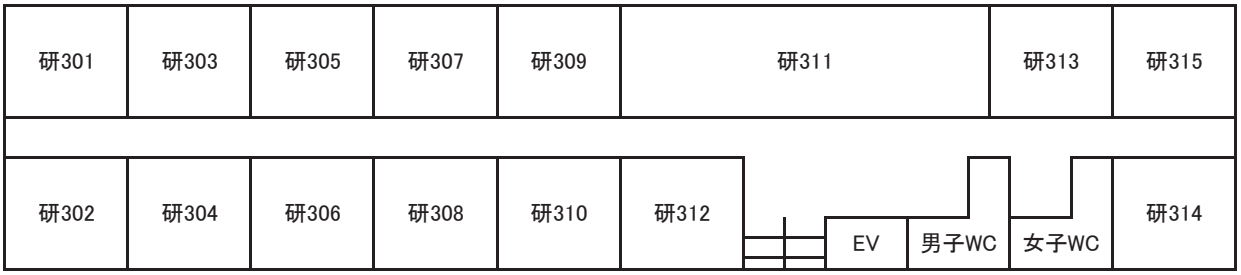

4F

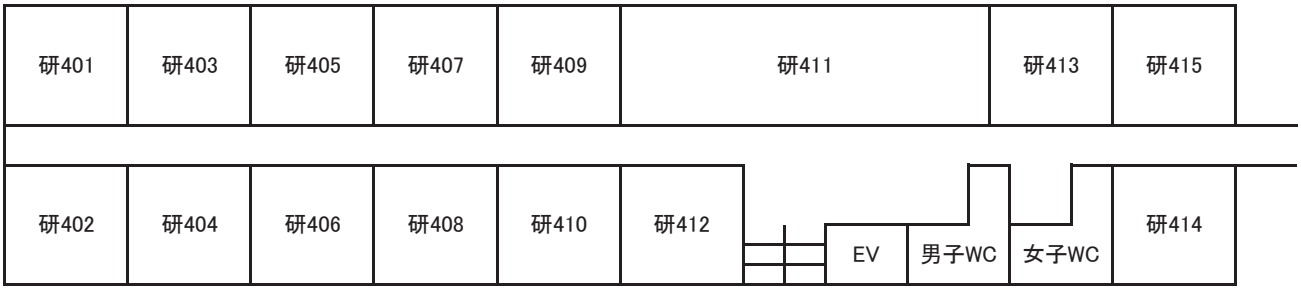

5F

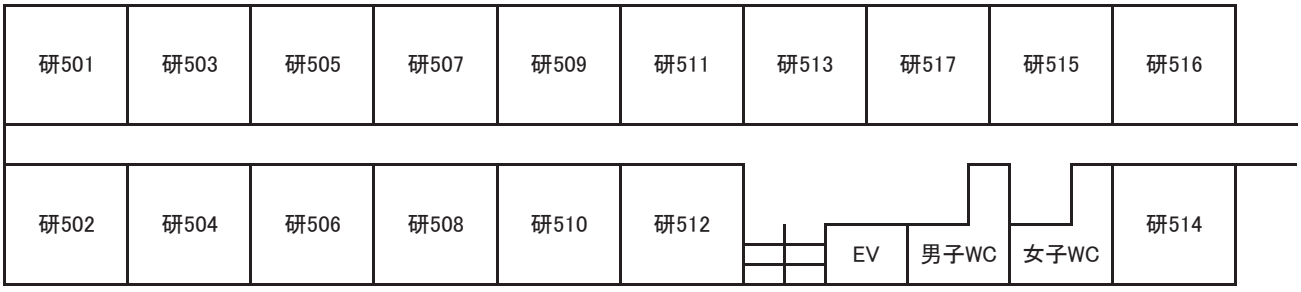

※ 教員の研究室は「研＊＊＊」以外に「人研＊＊＊」「看研＊＊＊」等あり、
「人研＊＊＊」は人間健康学部実験・実習棟に、「看研＊＊＊」は看護学科棟にあります

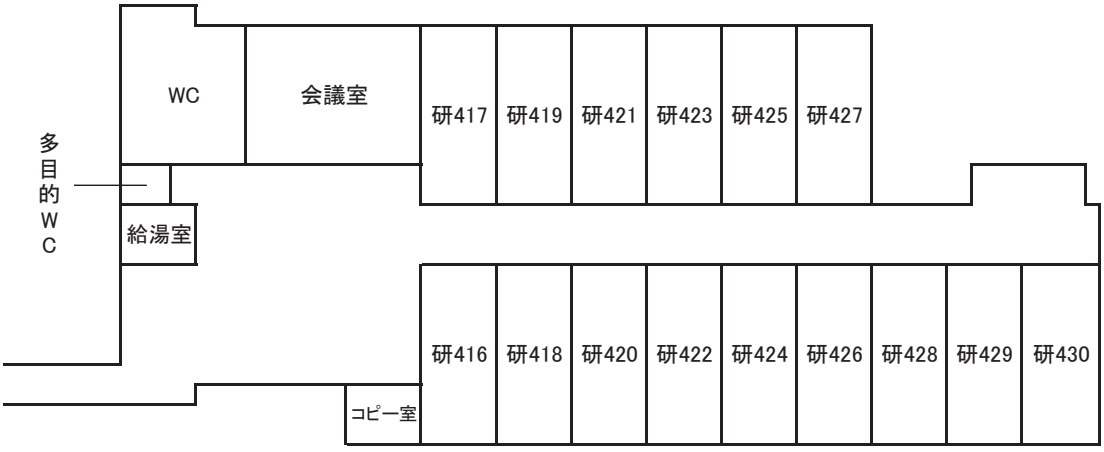

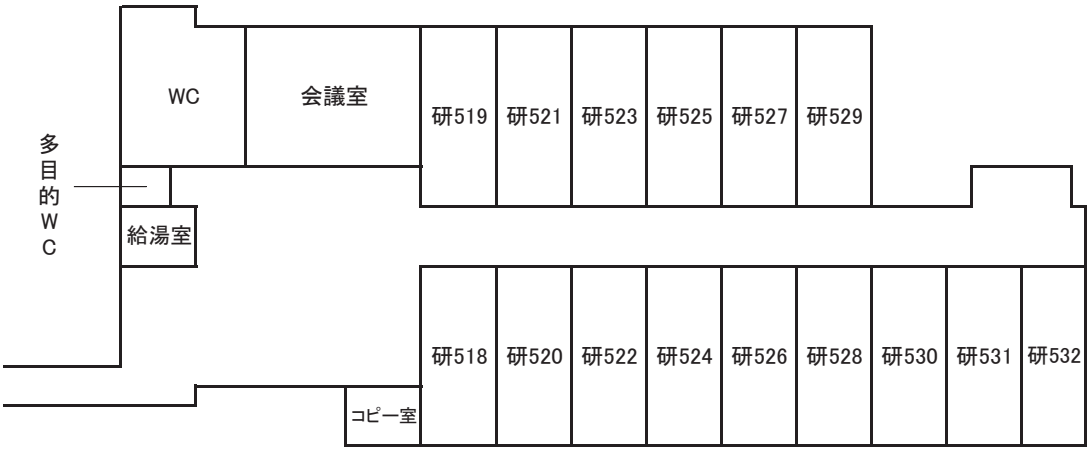

※ 教員の研究室は「研＊＊＊」以外に「人研＊＊＊」「看研＊＊＊」等あり、
「人研＊＊＊」は人間健康学部実験・実習棟に、「看研＊＊＊」は看護学科棟にあります

人間健康学部　実験・実習棟

1F

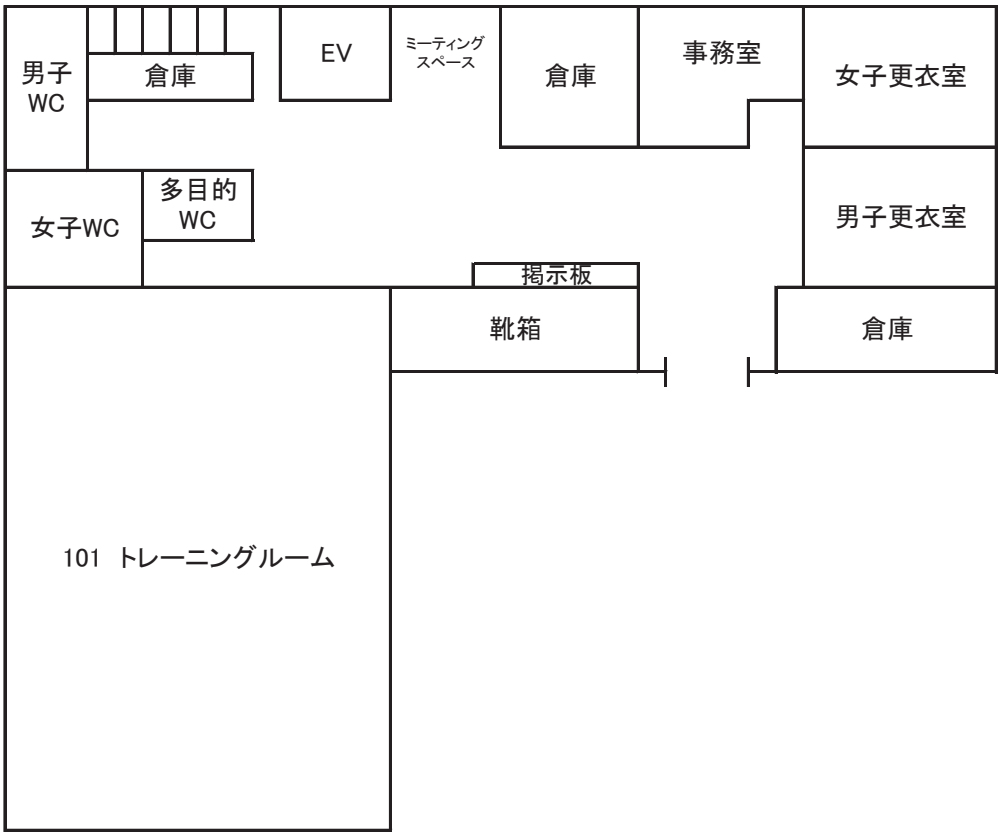

2F

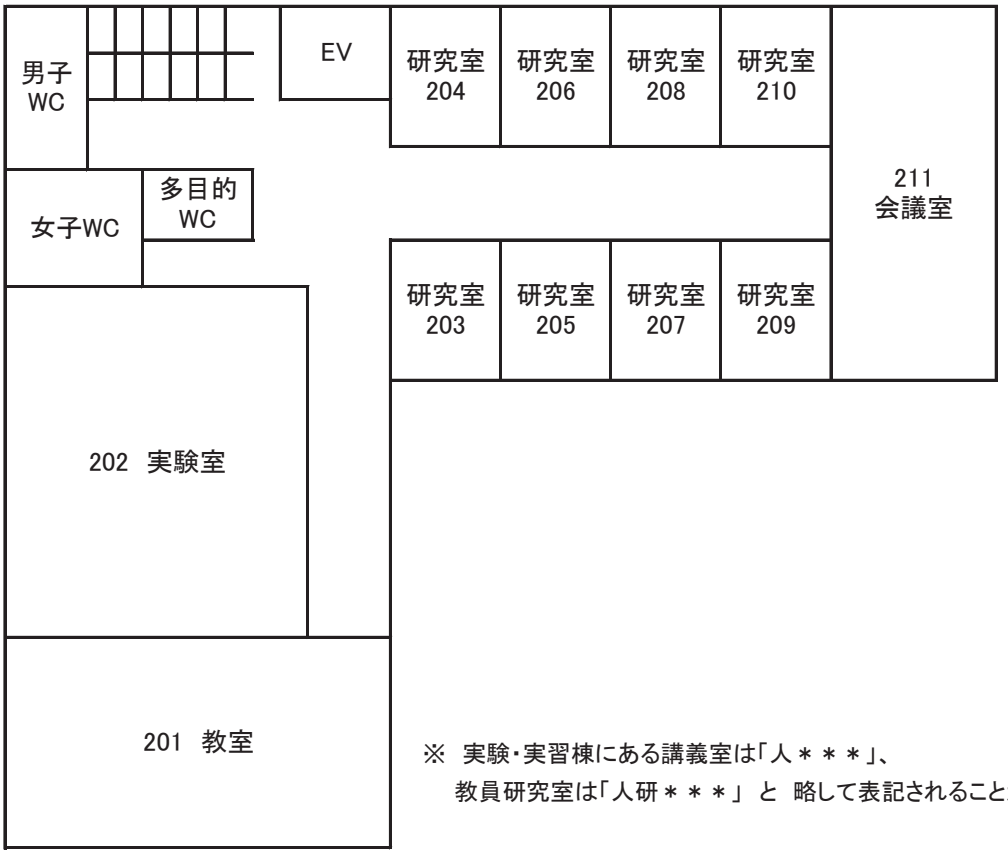

※　実験・実習棟にある講義室は「人＊＊＊」、
教員研究室は「人研＊＊＊」と 略して表記されることがあります

3F

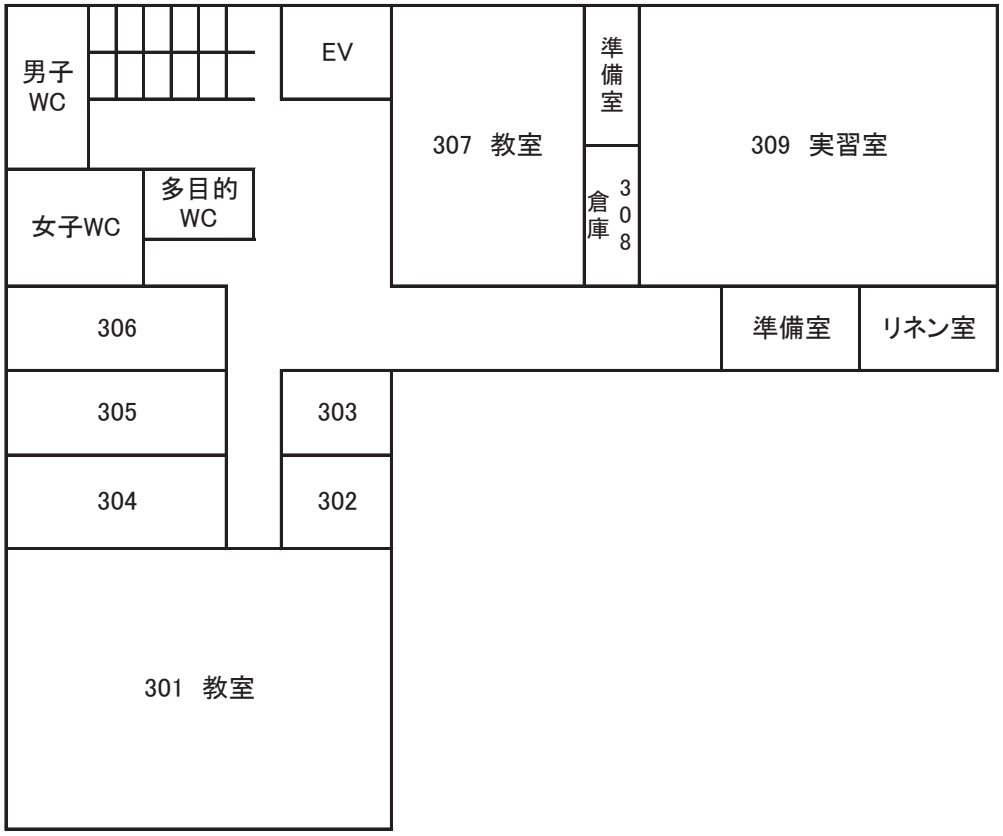
男子
WC
EV
307 教室
準
備
室
309 実習室
倉庫
308
女子WC
多目的
WC
306
準備室
リネン室
305
303
304
302
301 教室

4F

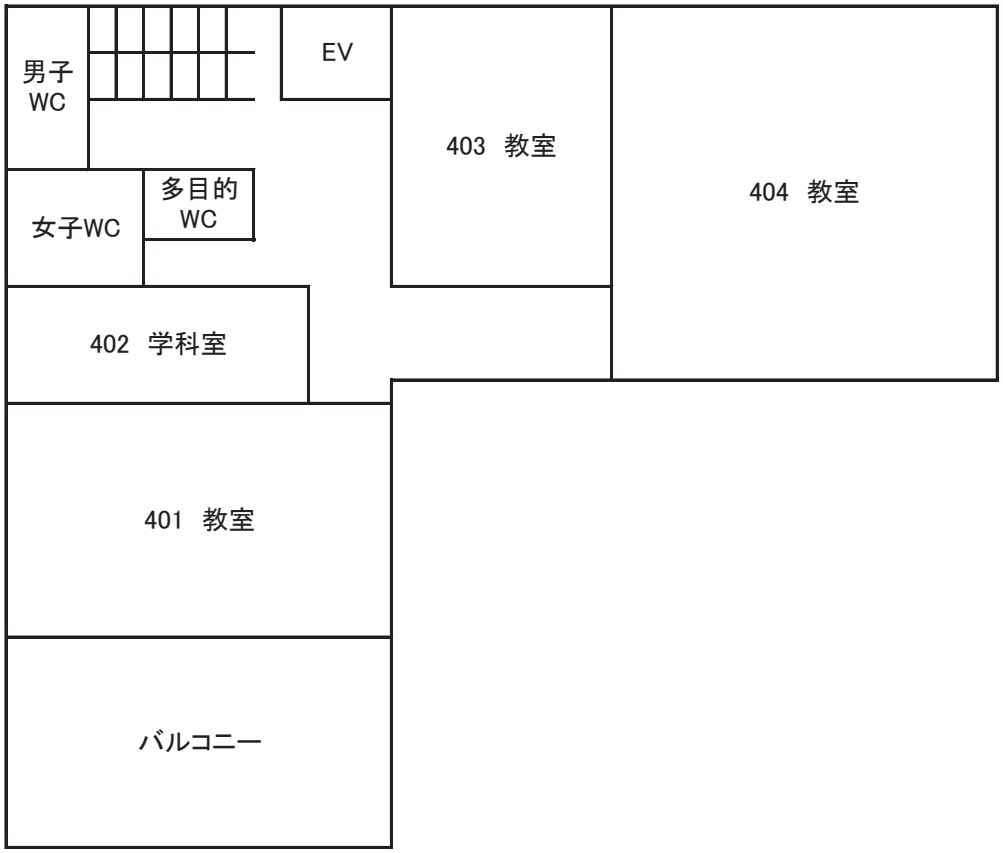
男子
WC
EV
403 教室
404 教室
女子WC
多目的
WC
402 学科室
401 教室
バルコニー

北部地域看護系人材育成支援施設(看護学科棟)

1F

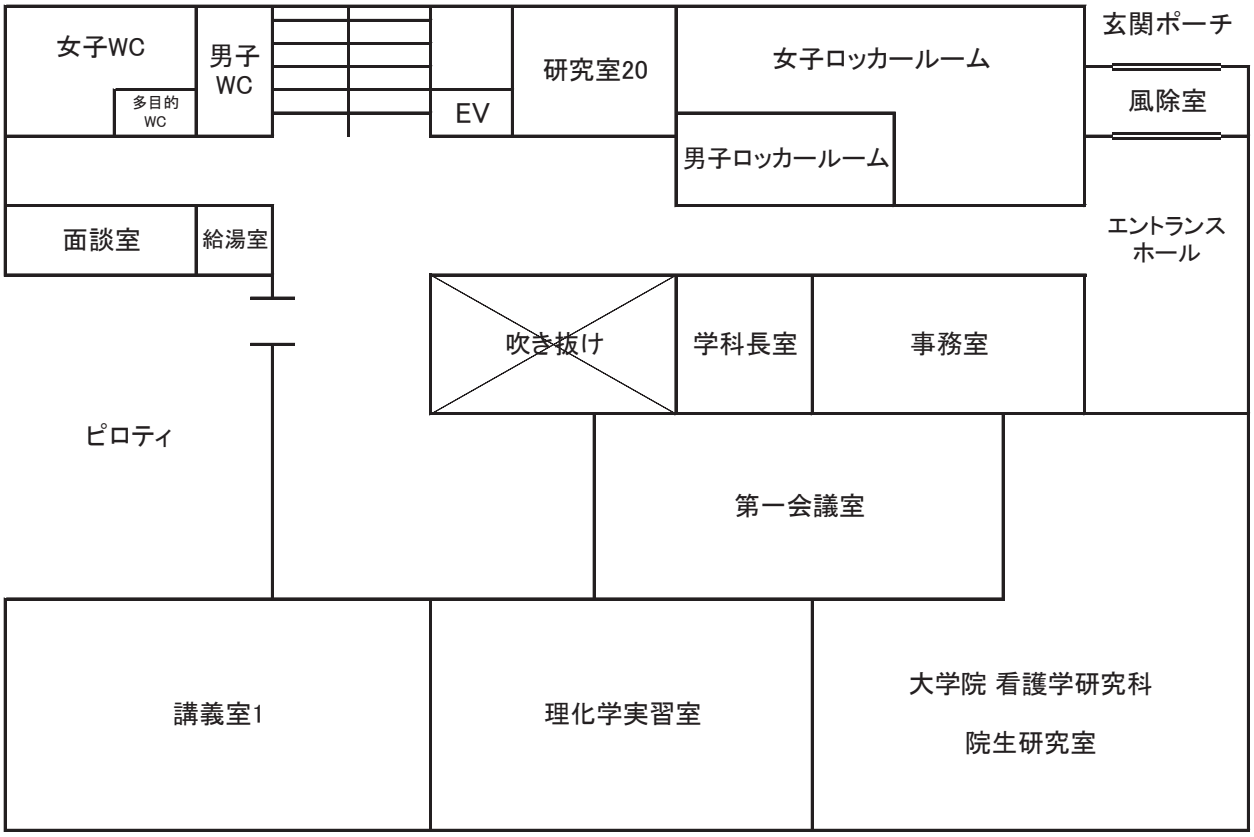

2F

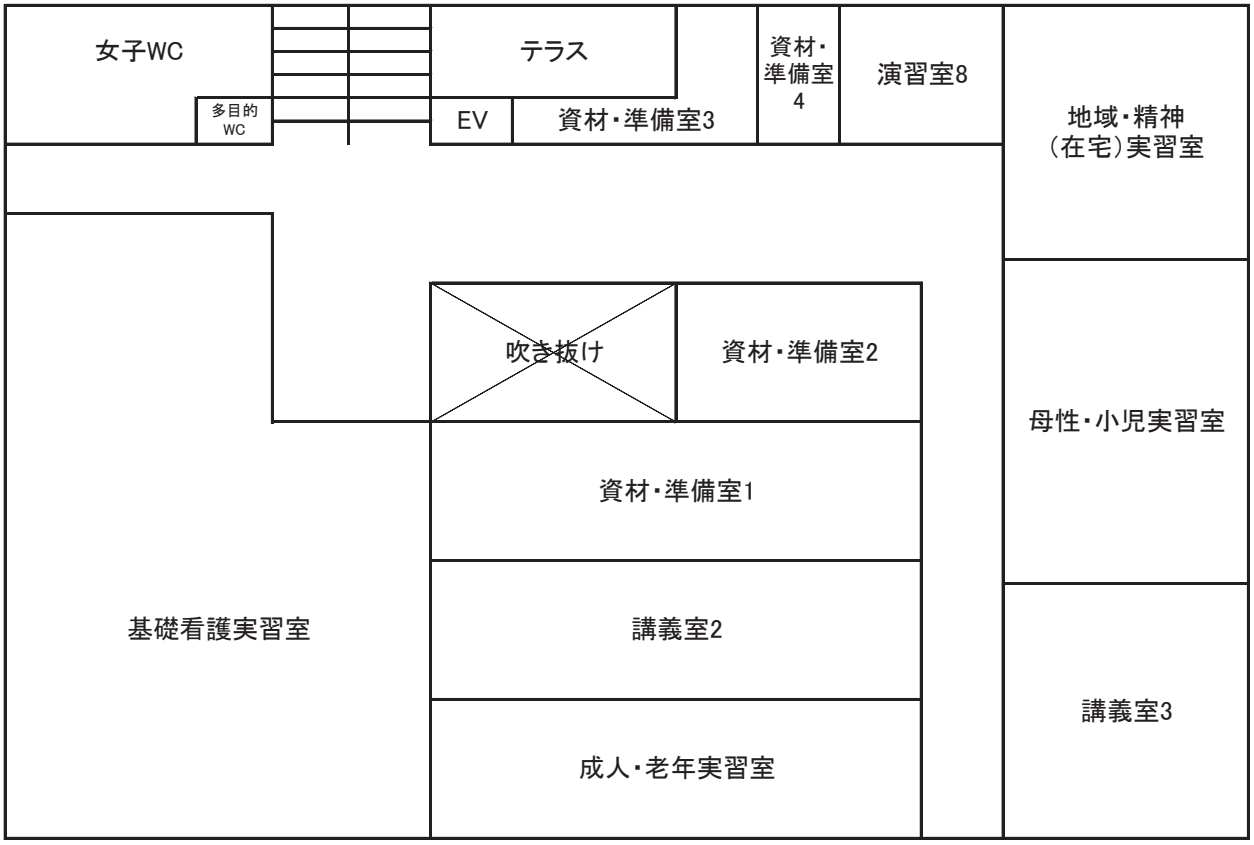

3F

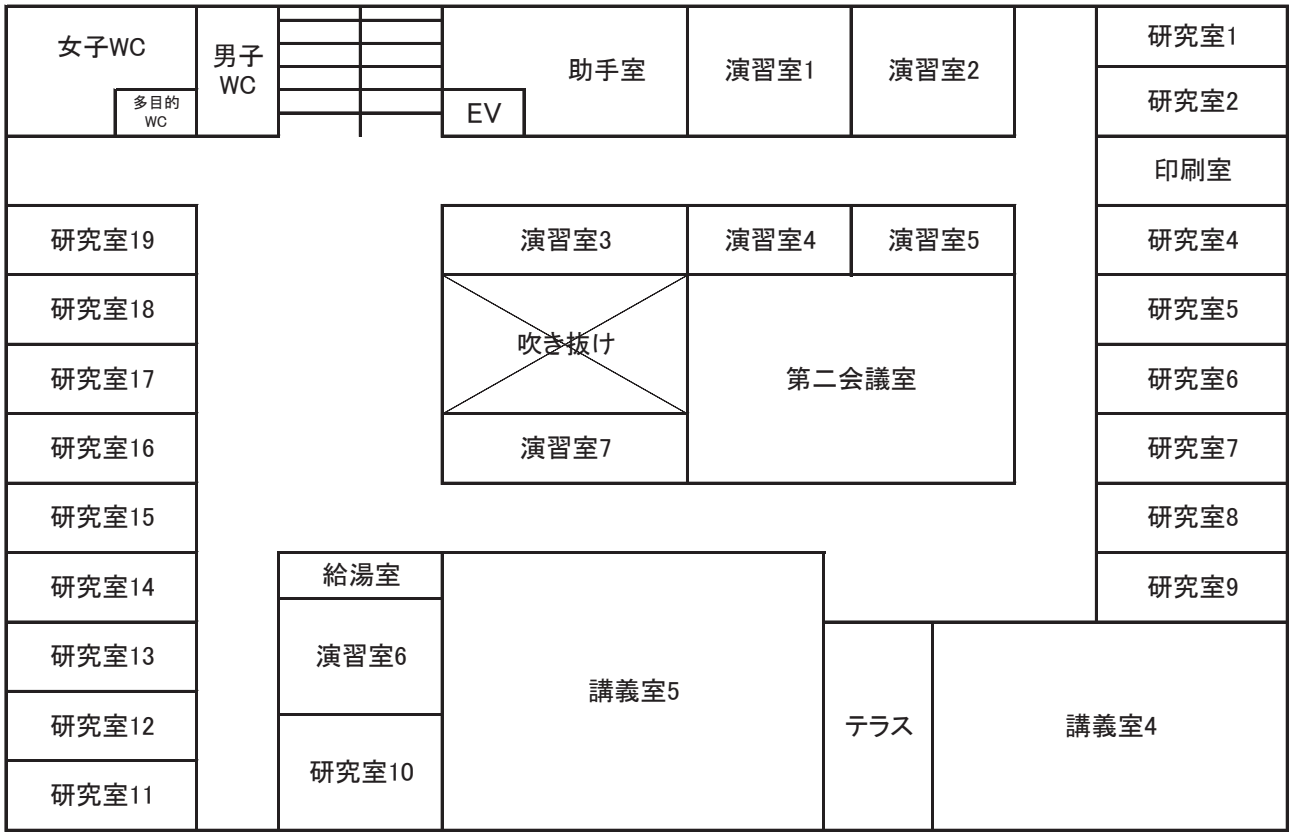

※ 看護学科棟にある教員研究室は「看研＊＊＊」と 略して表記されることがあります

学生会館　SAKURAUM

1F

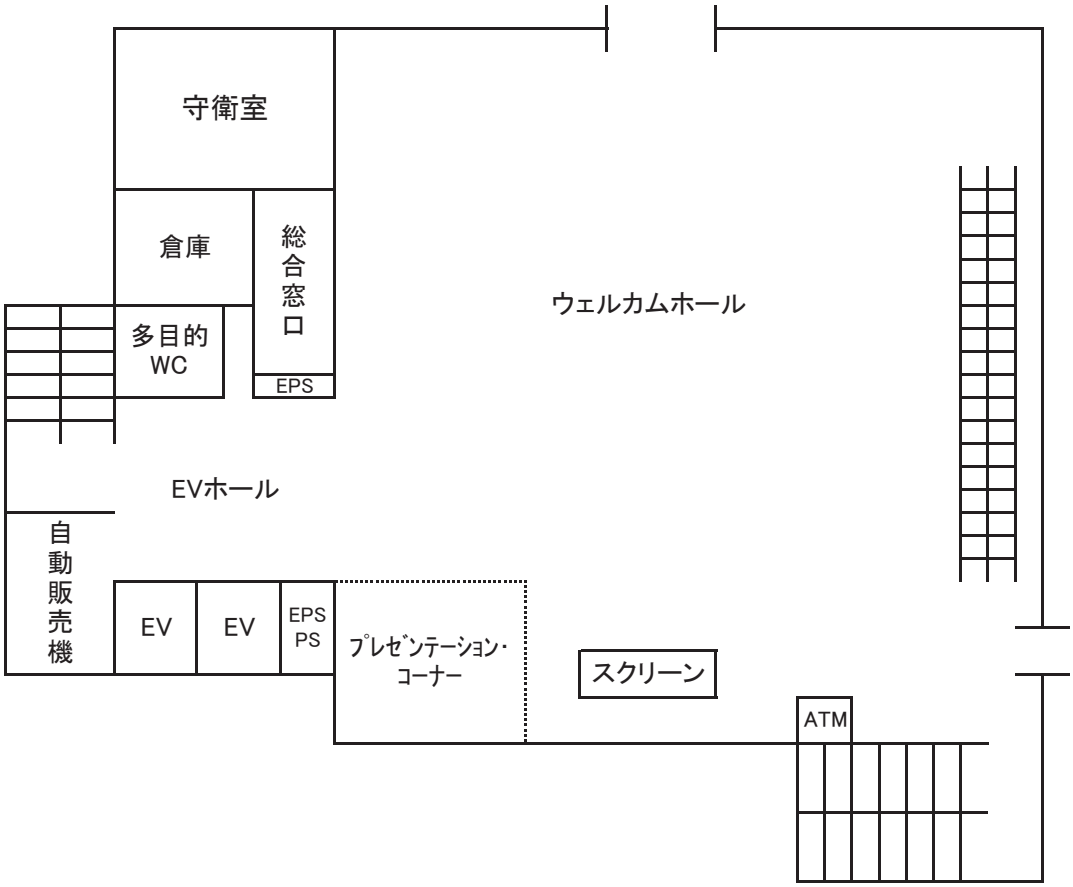

2F

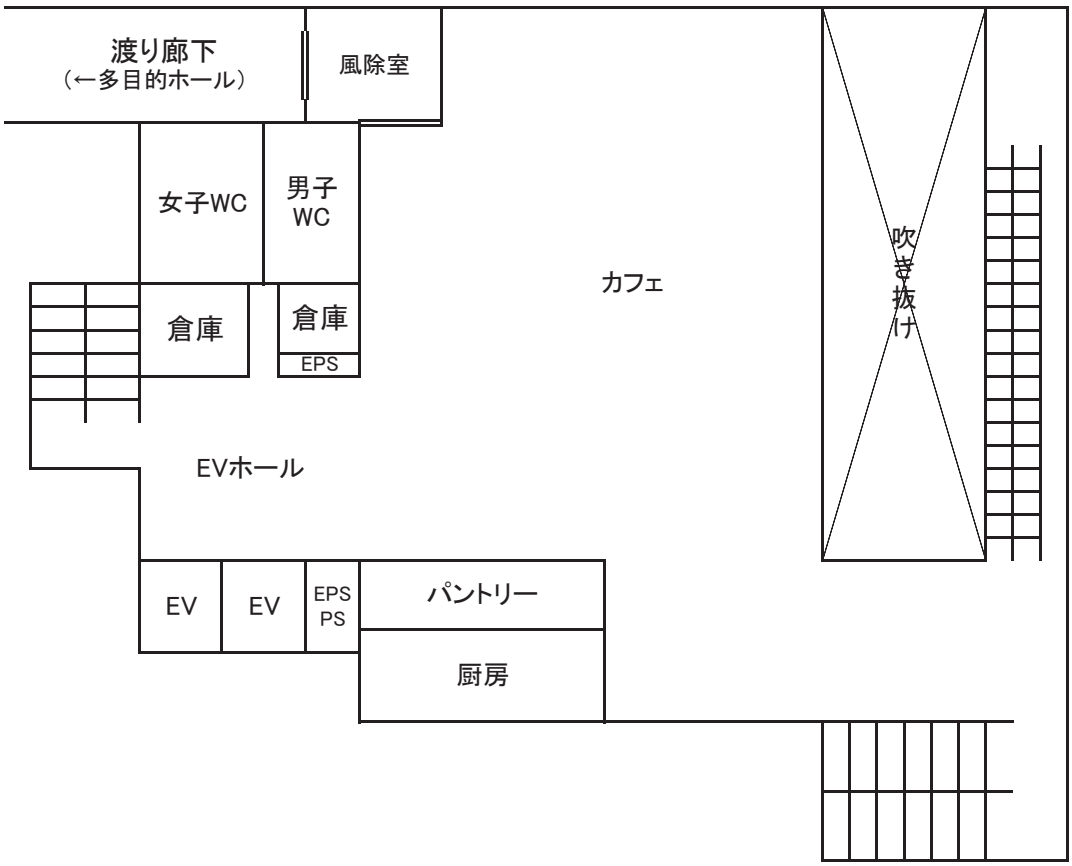

3F

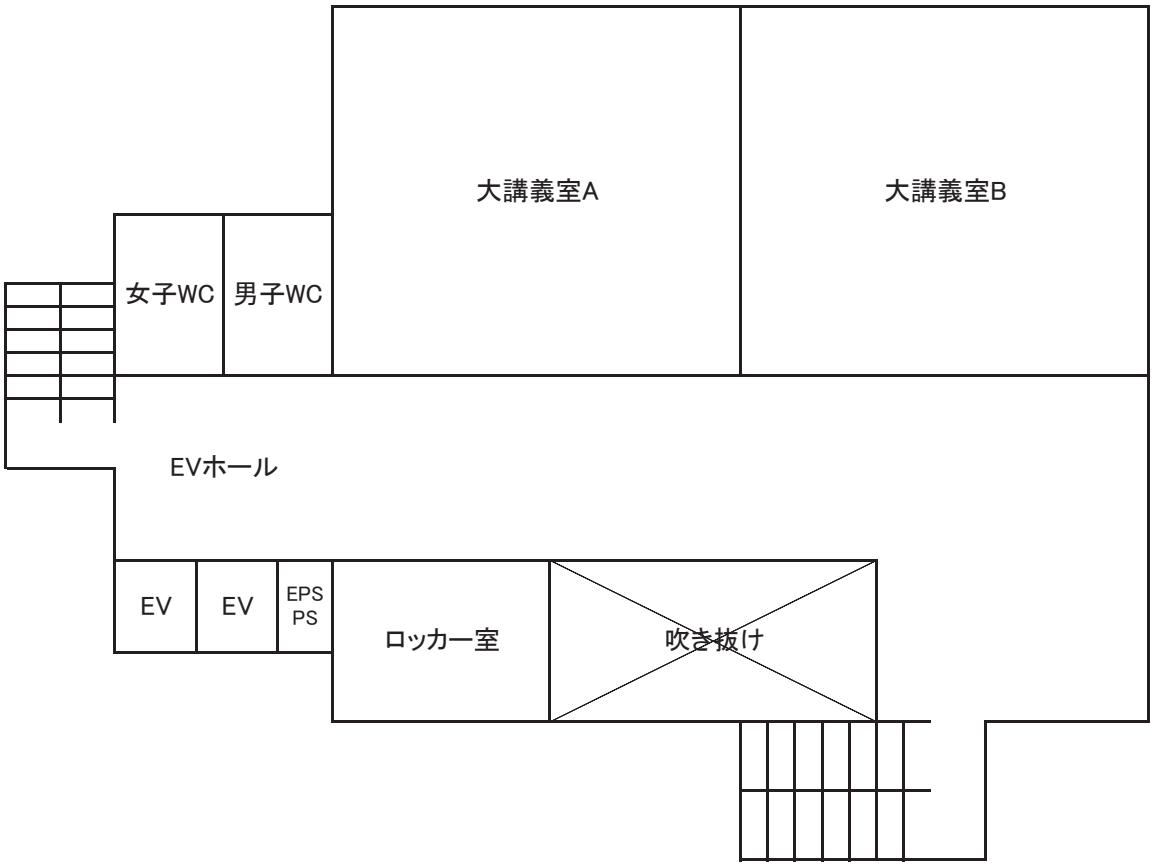
大講義室A
大講義室B
女子WC
男子WC
EVホール
EV
EV
EPS
PS
ロッカー室
吹き抜け

4F

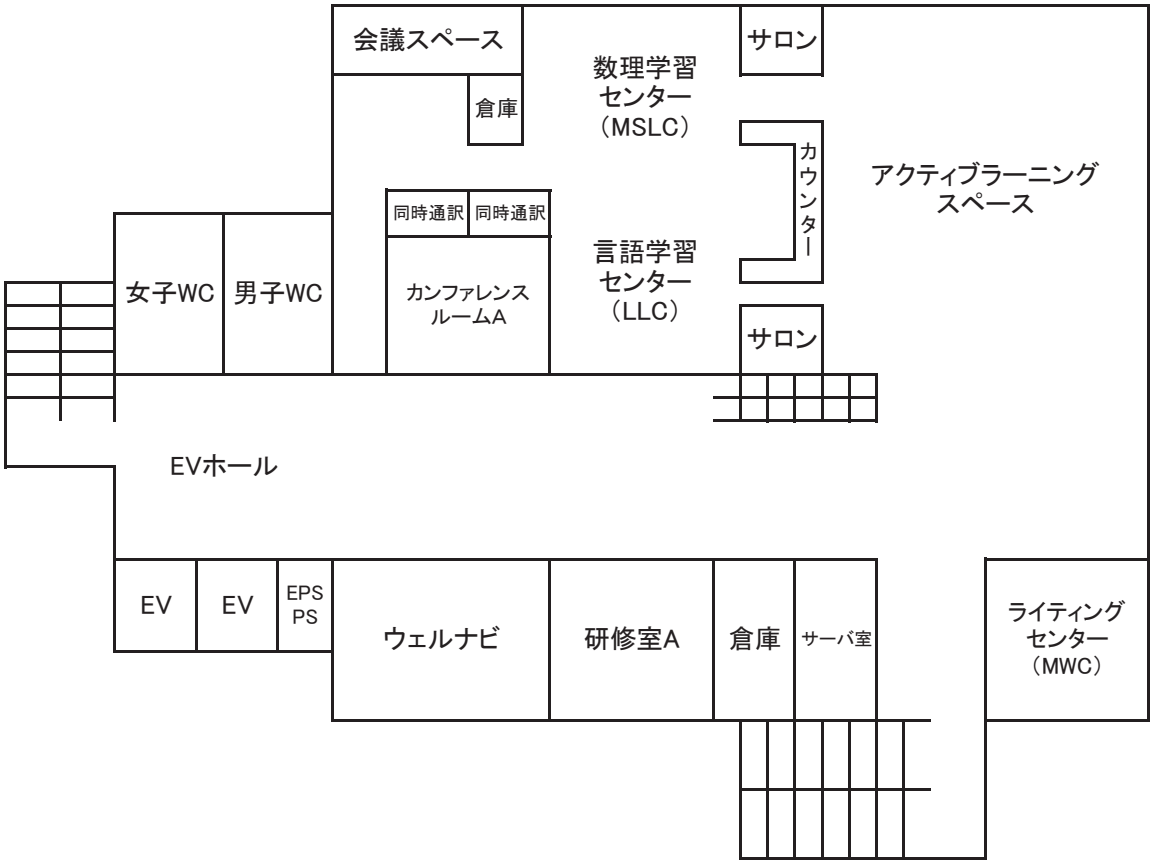
会議スペース
倉庫
数理学習
センター
（MSLC）
サロン
カウンター
アクティブラーニング
スペース
同時通訳
同時通訳
カンファレンス
ルームA
言語学習
センター
（LLC）
サロン
女子WC
男子WC
EVホール
EV
EV
EPS
PS
ウェルナビ
研修室A
倉庫
サーバ室
ライティング
センター
（MWC）

5F

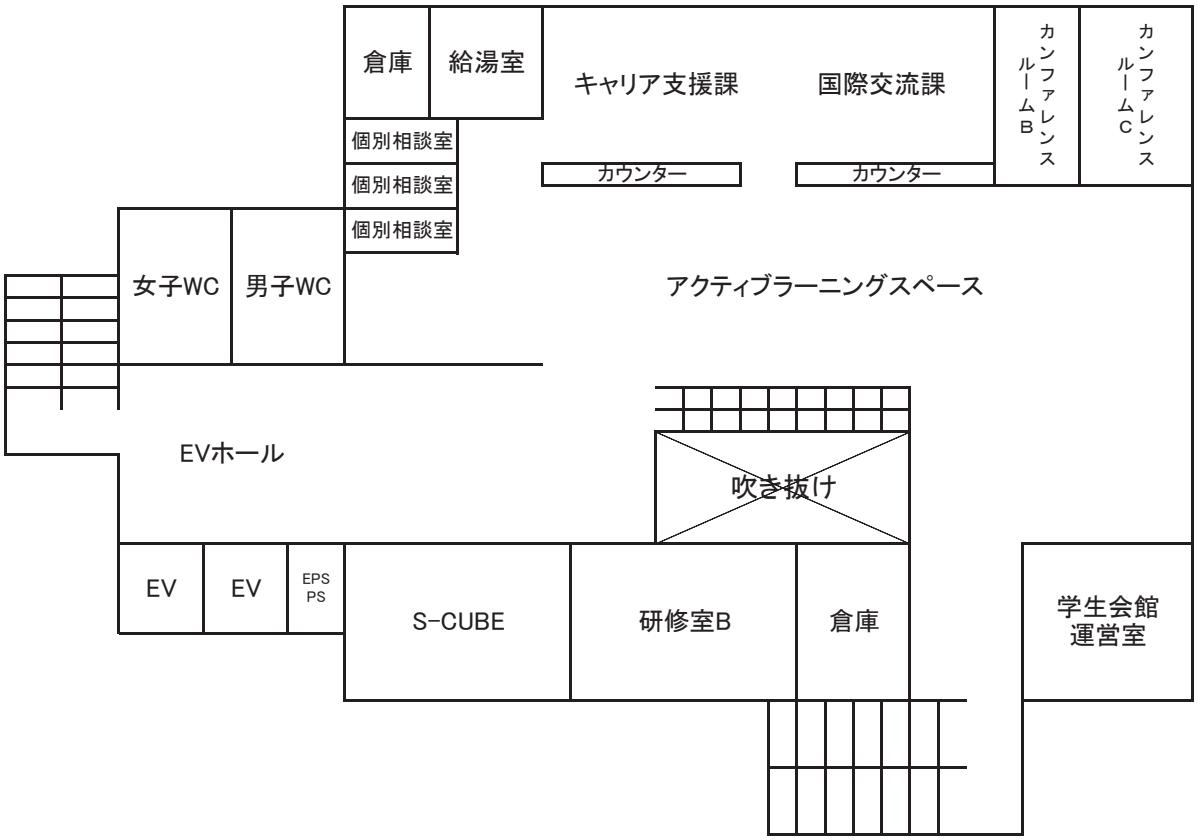
倉庫
給湯室
キャリア支援課
国際交流課
カンファレンスルームB
カンファレンスルームC
個別相談室
個別相談室
個別相談室
カウンター
カウンター
女子WC
男子WC
アクティブラーニングスペース
EVホール
吹き抜け
EV
EV
EPS
PS
S-CUBE
研修室B
倉庫
学生会館運営室

6F

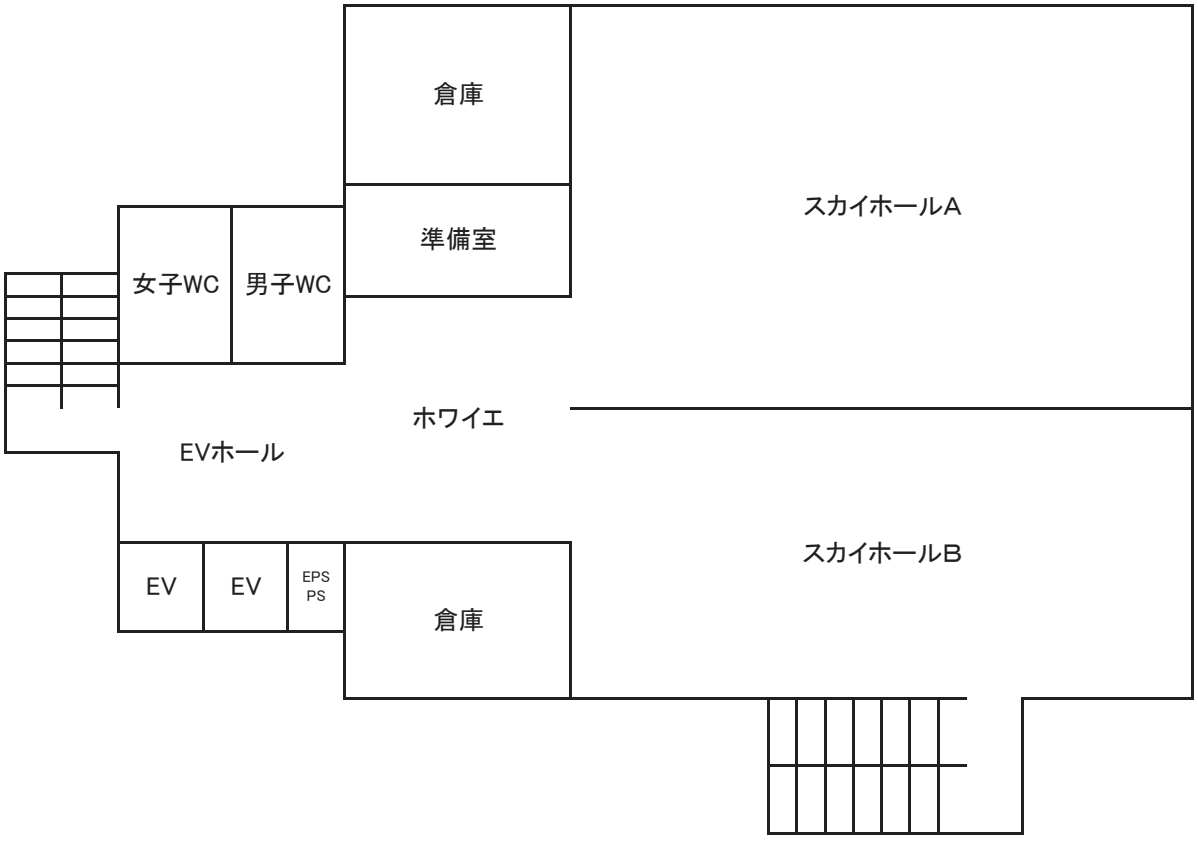
倉庫
準備室
スカイホールA
女子WC
男子WC
ホワイエ
EVホール
スカイホールB
EV
EV
EPS
PS
倉庫

北部生涯学習推進センター
（講義・研修エリア）

1F

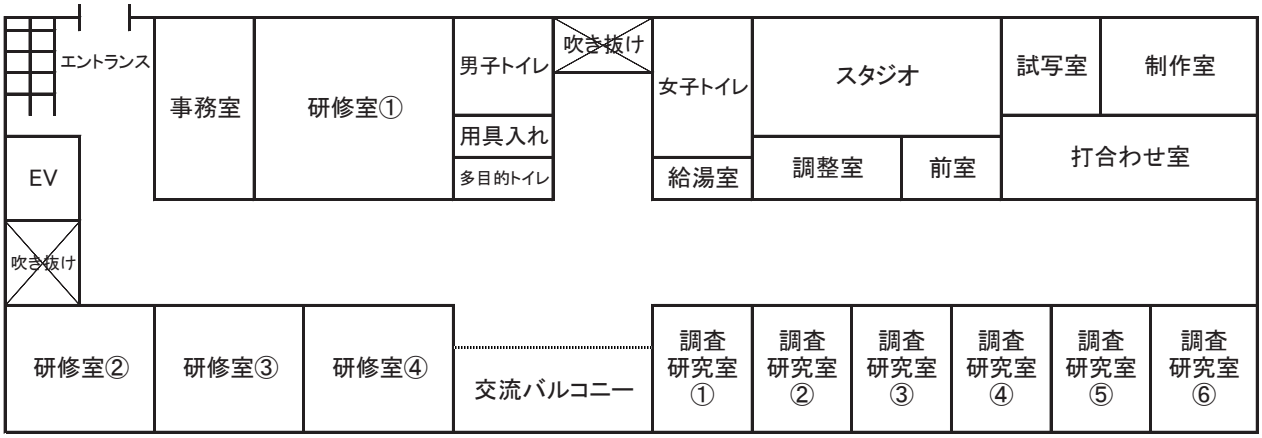

2F

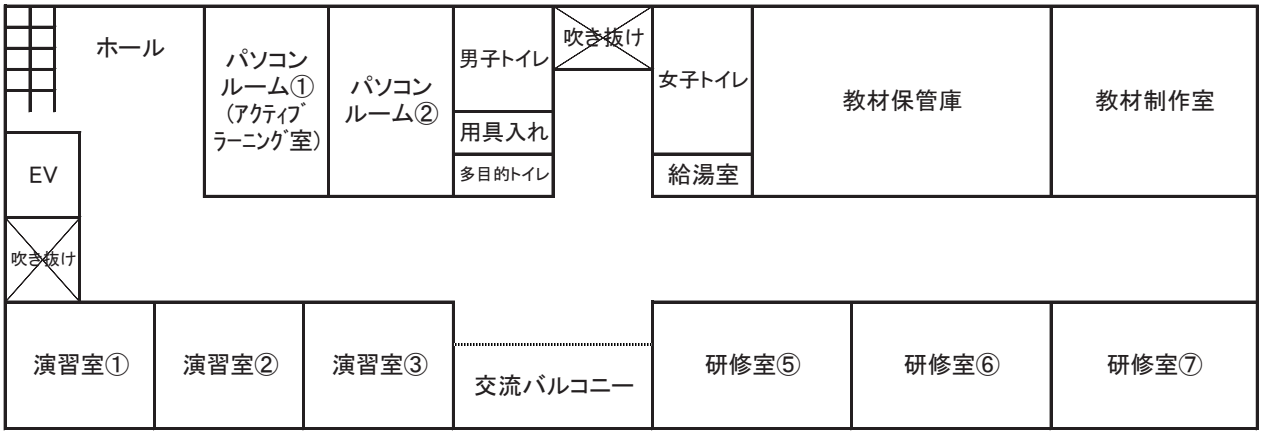

総合研究所

1F

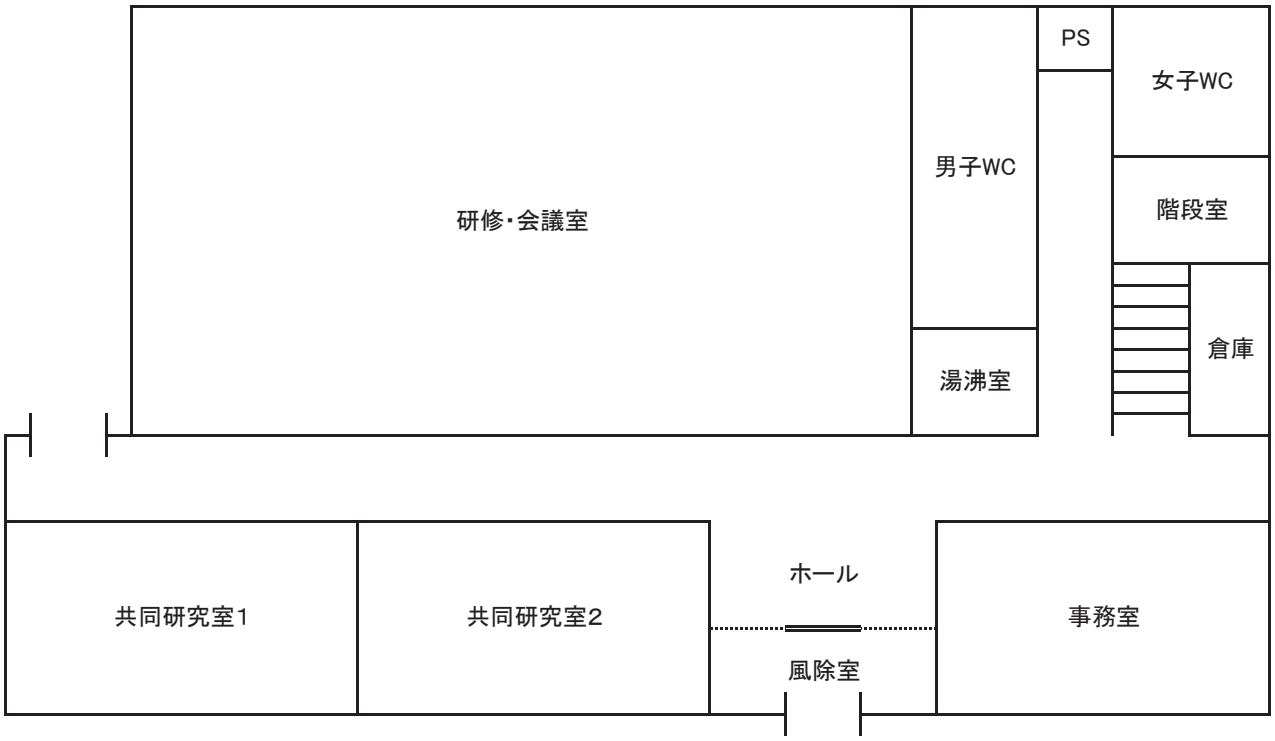
研修・会議室
男子WC
PS
女子WC
階段室
倉庫
湯沸室
共同研究室1
共同研究室2
ホール
風除室
事務室

2F

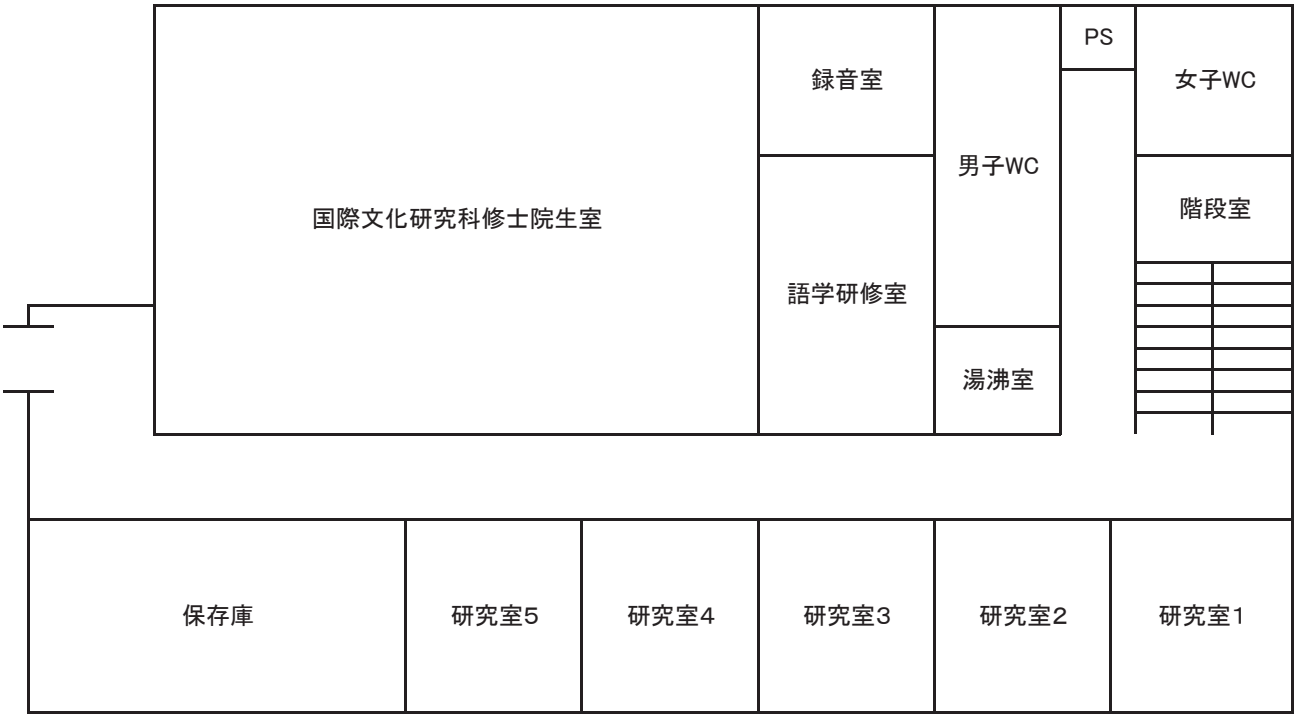
国際文化研究科修士院生室
録音室
語学研修室
男子WC
PS
女子WC
階段室
湯沸室
保存庫
研究室5
研究室4
研究室3
研究室2
研究室1

本館

2F

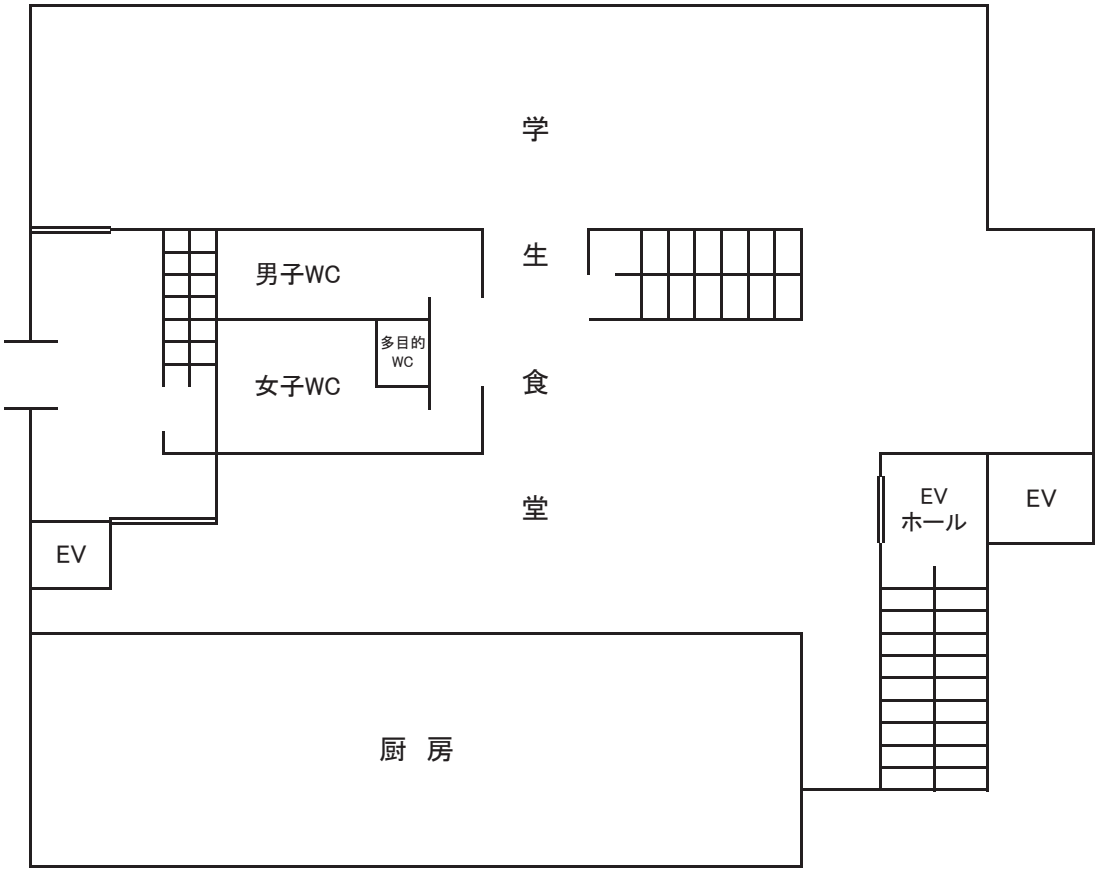
学
生
食
堂
男子WC
多目的
WC
女子WC
EV
EV
ホール
EV
厨 房

3F

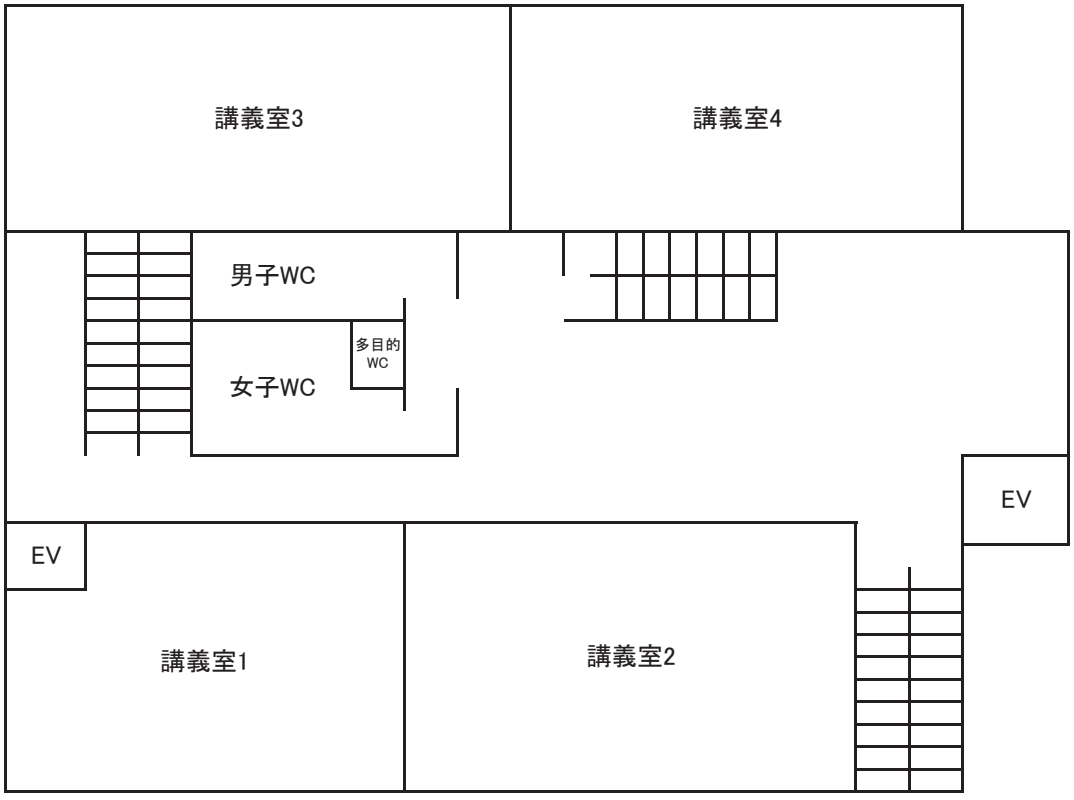
講義室3
講義室4
男子WC
多目的
WC
女子WC
EV
EV
講義室1
講義室2

4F

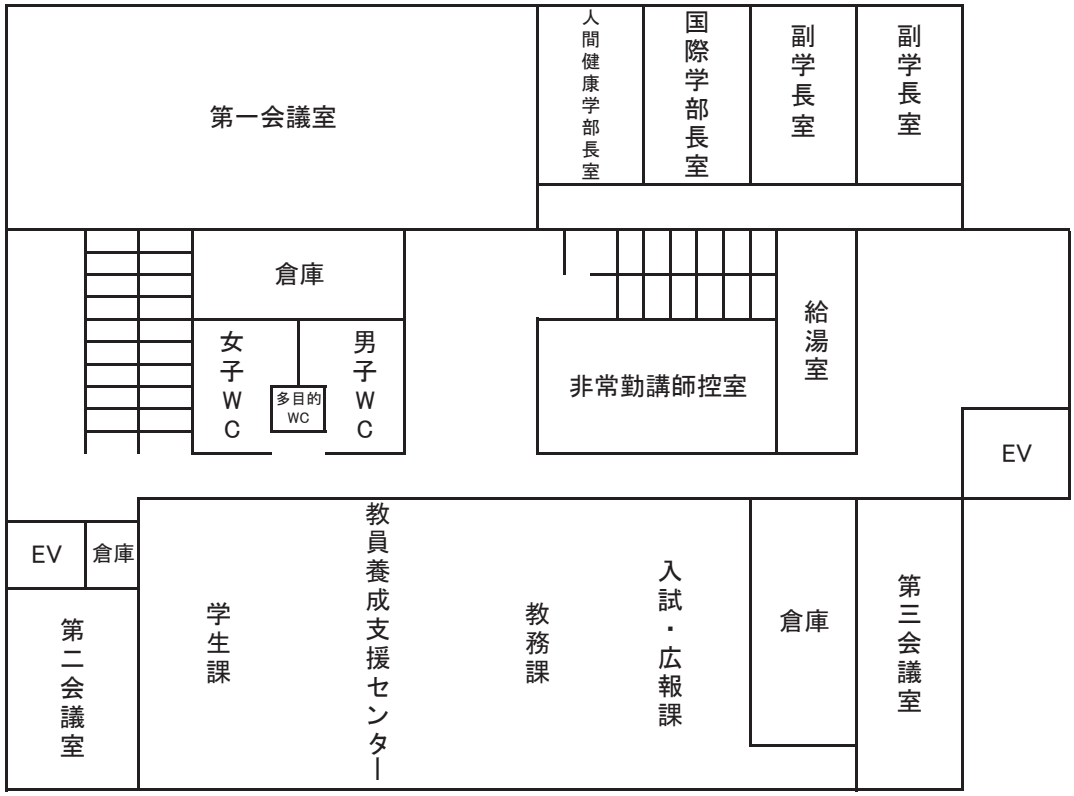
第一会議室
人間健康学部長室
国際学部長室
副学長室
副学長室
倉庫
女子WC
多目的WC
男子WC
非常勤講師控室
給湯室
EV
EV
倉庫
第二会議室
学生課
教員養成支援センター
教務課
入試・広報課
倉庫
第三会議室

5F

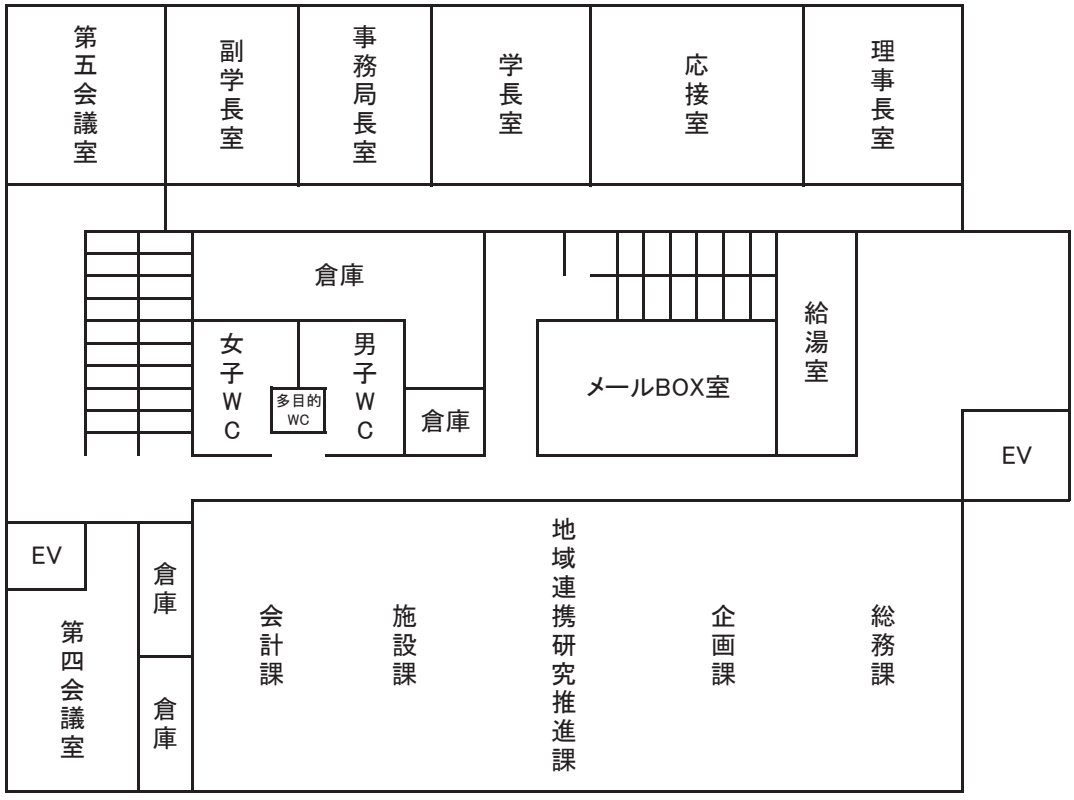
第五会議室
副学長室
事務局長室
学長室
応接室
理事長室
倉庫
女子WC
多目的WC
男子WC
倉庫
メールBOX室
給湯室
EV
EV
倉庫
倉庫
第四会議室
会計課
施設課
地域連携研究推進課
企画課
総務課

令和８(2026)年度　名桜大学大学院看護学研究科
看護学専攻（博士前期課程）便覧

令和８年３月発行

《編集・発行》
名桜大学　教務部教務課
〒905-8585
沖縄県名護市字為又 1220-1
TEL：0980-51-1055
FAX：0980-51-1124